

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2024年4月1日
(第24期)	至	2025年3月31日

e B A S E 株式会社
(E 0 5 6 5 9)

第24期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

有 価 証 券 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

e B A S E 株式会社

目 次

頁

第24期 有価証券報告書

【表 紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	1 9
5 【従業員の状況】	2 0
第2 【事業の状況】	2 2
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	2 2
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	2 6
3 【事業等のリスク】	3 1
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3 5
5 【重要な契約等】	4 1
6 【研究開発活動】	4 2
第3 【設備の状況】	4 3
1 【設備投資等の概要】	4 3
2 【主要な設備の状況】	4 3
3 【設備の新設、除却等の計画】	4 3
第4 【提出会社の状況】	4 4
1 【株式等の状況】	4 4
2 【自己株式の取得等の状況】	5 1
3 【配当政策】	5 2
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	5 3
第5 【経理の状況】	6 5
1 【連結財務諸表等】	6 6
2 【財務諸表等】	9 5
第6 【提出会社の株式事務の概要】	1 0 6
第7 【提出会社の参考情報】	1 0 7
1 【提出会社の親会社等の情報】	1 0 7
2 【その他の参考情報】	1 0 7
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	1 0 8
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2025年6月20日

【事業年度】 第24期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

【会社名】 e B A S E 株式会社

【英訳名】 eBASE Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岩田 貴夫

【本店の所在の場所】 大阪市北区豊崎五丁目4番9号

【電話番号】 06-6486-3955(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員CFO 窪田 勝康

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区豊崎五丁目4番9号

【電話番号】 06-6486-3955(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員CFO 窪田 勝康

【縦覧に供する場所】 e B A S E 株式会社東京支社
(東京都中央区湊一丁目1番12号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (千円)	4,302,952	4,352,215	4,714,635	5,192,122	5,469,897
経常利益 (千円)	1,238,471	1,087,821	1,395,806	1,662,726	1,797,849
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	869,790	744,047	890,797	1,144,693	1,250,789
包括利益 (千円)	927,485	759,888	869,184	1,206,674	1,254,526
純資産額 (千円)	5,414,352	5,845,984	6,299,998	6,941,701	7,357,937
総資産額 (千円)	5,884,801	6,306,393	7,019,787	7,809,614	8,112,629
1株当たり純資産額 (円)	117.34	126.67	137.32	152.57	163.84
1株当たり当期純利益金額 (円)	18.90	16.16	19.43	25.04	27.67
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	18.83	16.11	19.38	24.99	27.65
自己資本比率 (%)	91.82	92.51	89.57	88.79	90.67
自己資本利益率 (%)	17.16	13.24	14.70	17.32	17.51
株価収益率 (倍)	50.00	35.15	35.31	29.31	19.62
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	960,626	763,084	1,025,304	1,334,481	1,166,516
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	133,094	△53,498	△134,802	△306,275	87,085
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△262,067	△259,975	△415,971	△565,361	△837,866
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	3,605,924	4,058,952	4,540,769	5,005,295	5,421,243
従業員数 (名)	452	469	465	461	478

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期の期首から適用しており、第21期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (千円)	2, 036, 328	1, 960, 040	2, 261, 103	2, 639, 038	2, 861, 683
経常利益 (千円)	904, 432	745, 476	1, 044, 380	1, 294, 899	1, 399, 785
当期純利益 (千円)	649, 893	518, 342	659, 659	902, 898	989, 329
資本金 (千円)	190, 349	190, 349	190, 349	190, 349	190, 349
発行済株式総数 (株)	47, 164, 800	47, 164, 800	47, 164, 800	47, 164, 800	47, 164, 800
純資産額 (千円)	3, 864, 869	4, 070, 795	4, 293, 671	4, 693, 581	4, 849, 616
総資産額 (千円)	4, 143, 180	4, 341, 192	4, 804, 610	5, 303, 506	5, 398, 974
1 株当たり純資産額 (円)	83. 69	88. 13	93. 50	103. 11	107. 97
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) (円)	5. 70 (—)	5. 80 (—)	6. 10 (—)	10. 10 (—)	13. 90 (—)
1 株当たり当期純利益金額 (円)	14. 12	11. 25	14. 39	19. 75	21. 89
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 (円)	14. 07	11. 22	14. 35	19. 71	21. 87
自己資本比率 (%)	93. 02	93. 50	89. 11	88. 36	89. 78
自己資本利益率 (%)	17. 91	13. 10	15. 82	20. 14	20. 76
株価収益率 (倍)	66. 93	50. 49	47. 67	37. 16	24. 81
配当性向 (%)	40. 37	51. 56	42. 39	51. 14	63. 50
従業員数 (名)	140	148	150	155	175
株主総利回り (%)	129	79	96	104	80
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(142)	(145)	(153)	(217)	(213)
最高株価 (円)	1, 606	1, 052	725	842	738
最低株価 (円)	660	485	389	617	505

- (注) 1. 最高・最低株価は、2022年 4 月 3 日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年 4 月 4 日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものです。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年 3 月31日)等を第21期の期首から適用しており、第21期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

2001年10月	商品情報データベースシステムの販売を目的として、大阪市北区に株式会社ホットアイを創立
2003年 5 月	東京都中央区に東京支社を新設
2003年 7 月	eBASE株式会社に商号変更
2005年 3 月	食品業界向け商品原材料管理システム「FOODS eBASE」を販売開始
2005年11月	商品情報交換のASPサービスの提供・販売を目的に、eBASE-NeXT株式会社設立(現 当社100.0%連結子会社)
2006年12月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場(旧 東京証券取引所JASDAQ市場)に上場
2008年 5 月	日用雑貨、生活関連品の商品情報交換を最適化する「GOODS eBASE」を提供開始
2010年 4 月	香川県高松市に香川開発センターを新設
2010年11月	eBASEシリーズ導入企業からのカスタマイズ開発や他システムとのインターフェイス開発等の受託開発及び、M&A案件の譲受に備えることを目的に、eBASE-PLUS株式会社設立(現 当社100.0%連結子会社)
2011年 1 月	eBASE-PLUS株式会社が株式会社エムネットより「システム開発」、「テクニカルサポート」、「センターマシン運用管理」事業を譲受に伴い本格稼働
2011年 9 月	複数の食品小売業が、食の安心安全情報を共同収集できるクラウド型サービス「FOODS eBASE NB商品データベースセンター(現 食材ebisu)」サービス開始
2015年 1 月	eBASE-PLUS株式会社がアイエックス・ナレッジ株式会社より同社九州事業所部門を譲受
2015年 6 月	監査等委員会設置会社に移行
2017年 3 月	東京証券取引所市場第二部へ市場変更
2017年12月	東京証券取引所市場第一部銘柄へ指定
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行

3 【事業の内容】

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社並びに連結子会社であるeBASE-NeXT株式会社、eBASE-PLUS株式会社の計3社により構成されています。また、会社単位を重視し、業態の類似性や営業形態の共通性等を総合的に考慮した結果、事業セグメントとしては、パッケージソフトビジネスの「eBASE事業」（eBASE株式会社・eBASE-NeXT株式会社）と、IT開発アウトソーシングビジネスの「eBASE-PLUS事業」（eBASE-PLUS株式会社）の2事業を報告セグメントとしています。

○eBASE株式会社(eBASE事業)

- ・CMS（Content Management System）開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」の企画・開発事業
- ・「ミドルウェアeBASE」を利用したソリューション企画・開発・販売・保守事業
 - ・企業別、商品情報管理ソリューション(0th eBASE)
 - ・業界別/業界横断型、商品情報管理ソリューション(1st eBASE)
 - ・業界別/業界横断型、商品情報データプールサービス(1st/2nd eBASE)
- ・上記の商品データプールの商品情報を利用した消費者向けスマホアプリサービス(2nd eBASE)

○eBASE-NeXT株式会社(eBASE事業)

- ・「eBASE」を使った各種クラウドサービス(SaaS)の運用事業

○eBASE-PLUS株式会社(eBASE-PLUS事業)

- ・顧客企業からの受託開発、受託オペレーション、受託サーバー保守等のIT開発アウトソーシングビジネス事業

□「eBASE事業」とは、

CMS開発プラットフォームのパッケージソフトウェア「ミドルウェアeBASE」をベースに開発事業を行うeBASE株式会社と、その「ミドルウェアeBASE」を基盤に使った各種クラウドサービス(SaaS: Software as a Service)の運用事業を行うeBASE-NeXT株式会社によって構成されています。

また、ビジネスモデルとしては、創業から現在に至るまで3種類のビジネスモデルのフェーズ（0th eBASE、1st eBASE、2nd eBASE）により展開をしています。

- ・「0th eBASE(BtoBモデル:企業別統合商品DB)」は、

創業期からの“ワンソースマルチユース”を実現するCMS開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を基盤とするパッケージソフトウェア「eBASE」を用いて、様々な業界や業態向けに企業別の統合商品データベースシステムを提供しています。また、これらの統合商品データベースシステムと連動する従来の販促メディア(紙カタログ、紙チラシ、Webカタログ等)の企画制作プロセスを最適化(コストダウン)すると同時に、ワンストップで次世代のOMO(Online Merges with Offline)展開を加速する企画制作支援システム「DBP eBASE(eB-DBPカタログ/ちらし/Web)」としてデータベースパブリッシングシステム(DBP:DataBASE Publishing)を開発提供し、統合商品データベースシステムと連動した商品DB型のWebサイト等の個別システムインテグレーションを開発展開しています。

- ・「1st eBASE(BtoBモデル:業界別/業界横断型統合商品DB)」は、

「0th eBASE」を通じて開発構築された商品情報交換プラットフォームとしての「eBASE」の普及促進を目指し、食品業界、日雑業界（その他各業界）、住宅業界の3つの各セグメントに対して、個別の業界・業態向けニーズに適合した「FOODS/GOODS eBASE」等の商品詳細情報管理システムの開発を推進しております。また、商品情報のデジタルコンテンツプロバイダーとしての商品データプール「商材ebisu/マスタデータebisu」のデファクトスタンダード化を同時に推進し、小売向けに「商材ebisu/マスタデータebisu」と連動した統合的な商品マスタ管理システム「MDM (Master Data Management) eBASE」の開発・提供や、小売PB (Private Brand) 部門やメーカー向けの製品企画・開発管理システム「PDM (Product Data Management) eBASE」の開発・提供を行っています。

- ・「2nd eBASE(BtoBtoCモデル:消費者向けライフスタイルアプリ)」は、

まず「0th eBASE」により構築された統合商品データベースと連動する「DBP eBASE」、さらに「1st eBASE」を通じて構築された「商材ebisu/マスタデータebisu」をコアコンピタンスとして、従来のアナログ販促メディア（紙カタログ、紙チラシ等）の企画制作におけるコストダウンを実現するとともに、ワンストップで小売向け次世代OMO

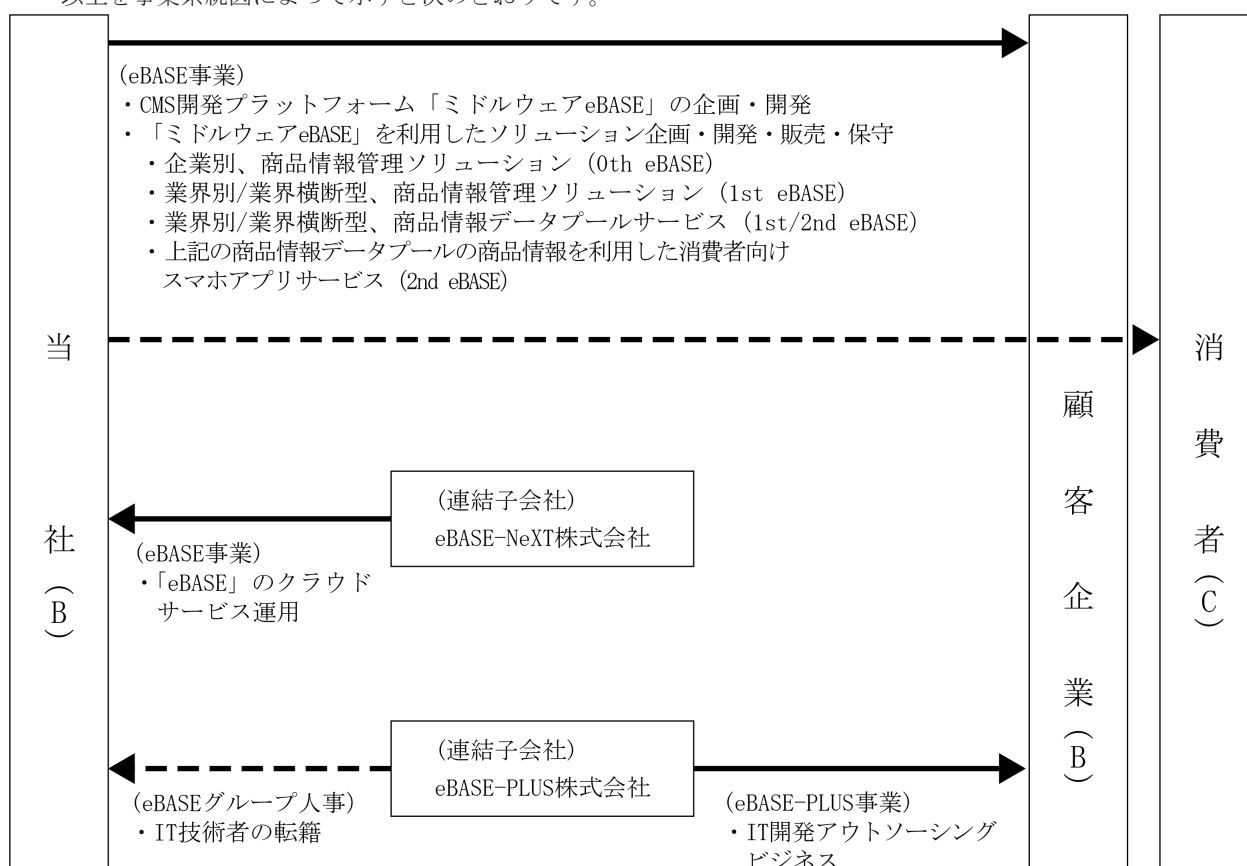
環境の構築を可能とします。そして、消費者向けスマートフォンアプリ「e食住シリーズ、e住なび」の開発・提供を通じ、小売やメーカーの売上向上に寄与するDX（Digital Transformation）やCX（Customer Experience）向上を実現する新たなビジネス展開を推進しています。

これら「0th～2nd eBASE」の各ビジネスモデルは、相互に有機的に連携することにより、互いを補完・増強するのみならず、各種新サービスや新事業モデルへの展開をも可能としています。

□「eBASE-PLUS事業」とは、

多様な顧客企業からの受託開発、受託オペレーション、受託サーバー保守等を通じ、IT開発アウトソーシングビジネスを展開しております。システムソリューション分野においては、ソフトウェア開発およびインフラ構築の提供を行い、また、サポートサービス分野においては、ITシステムの統合運用管理とヘルプデスクサービスの提供を実施しております。重要な事業施策としては、人材の確保・育成・教育に寄与する自社のオンライン教育システム「eB-learning」（Javaプログラミング/ITインフラ教育等）の継続的な開発強化と展開を行うことで、中途採用、新入社員教育、及び既存社員の教育に注力し、スキルアップによりハイスキルの高単価案件の獲得を推進しています。

以上を事業系統図によって示すと次のとおりです。



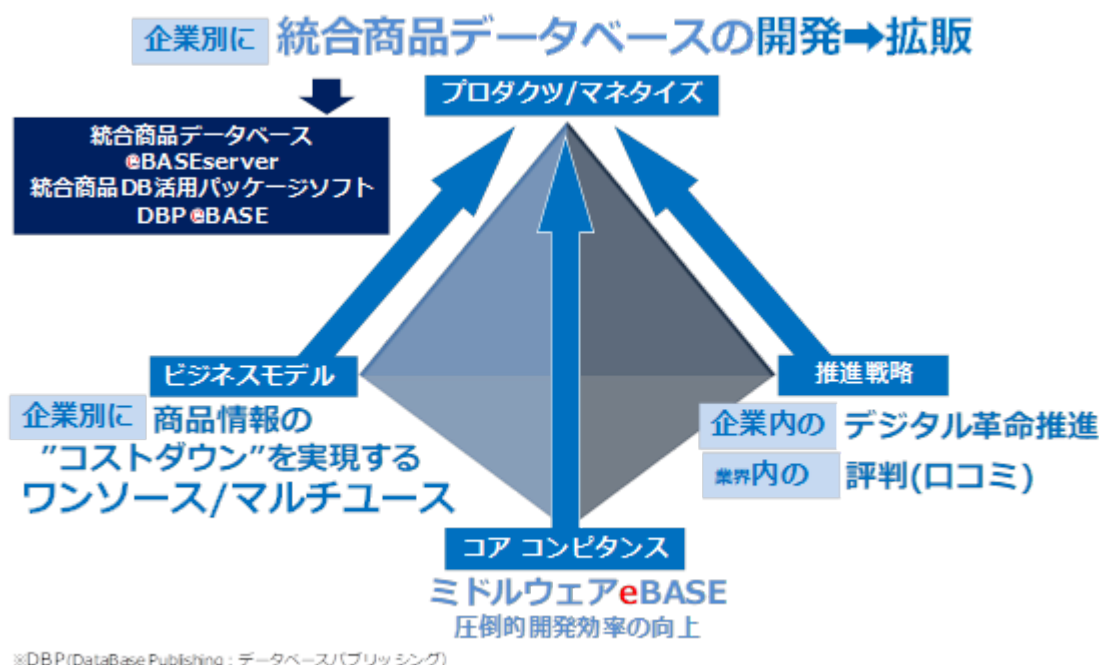
□「eBASE事業」の製品・サービス概要は、

CMS開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」をパッケージソフトウェアやクラウドサービス（SaaS）として開発販売することを主な事業としています。

まず「eBASE事業」における「0th～2nd eBASE」の各ビジネスモデルを「①プロダクツ／マネタイズ」、「②コアコンピタンス」、「③ビジネスモデル」、「④推進戦略」の4つの視点で表す三角錐図「トライアングルピラミッド(以下、T-Pyramid)」を用いて説明した上で、各モデルにおける主要製品・サービスを説明します。

・「0th eBASE(BtoBモデル:企業別統合商品DB)」は、

圧倒的な開発効率の向上を実現するCMS開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」をコアコンピタンスとして、“企業別”に「統合商品データベース（eBASEserver）」や販促メディアの企画制作支援システム「DBP eBASE（eB-DBPカタログ／ちらし／Web）」をプロダクツ／マネタイズとして開発提供するモデルです。ビジネスモデルとしては、“企業別”に商品情報管理や活用の“コストダウン（効率化）”を実現する“ワンソース／マルチユース”をテーマとしています。そして、推進戦略としては、企業内のデジタル革命（DX）推進ニーズや導入事例による業界内の評判（口コミ）などを活用し、あらゆる業界・業態のマーケティング部門や販促部門に対して、従来の販促メディア（例：1cm以上の厚みのある紙カタログ）からデジタルメディアへの同時並行の移行ソリューションを販促展開する戦略です。



「0th eBASE」の具体的なプロダクツである統合商品データベース「eBASEserver」が実現する主な商品情報ソリューションは以下になります。

(1) 企業別の商品情報管理ソリューション（統合商品情報マスタデータベース）

- ・商品画像、図面、ロゴ、マーク等、商品に関するあらゆるドキュメントの管理
- ・品名、価格、寸法、色サイズ、キャッチコピー、原材料、製造方法等、商品に関する文字(仕様)情報管理

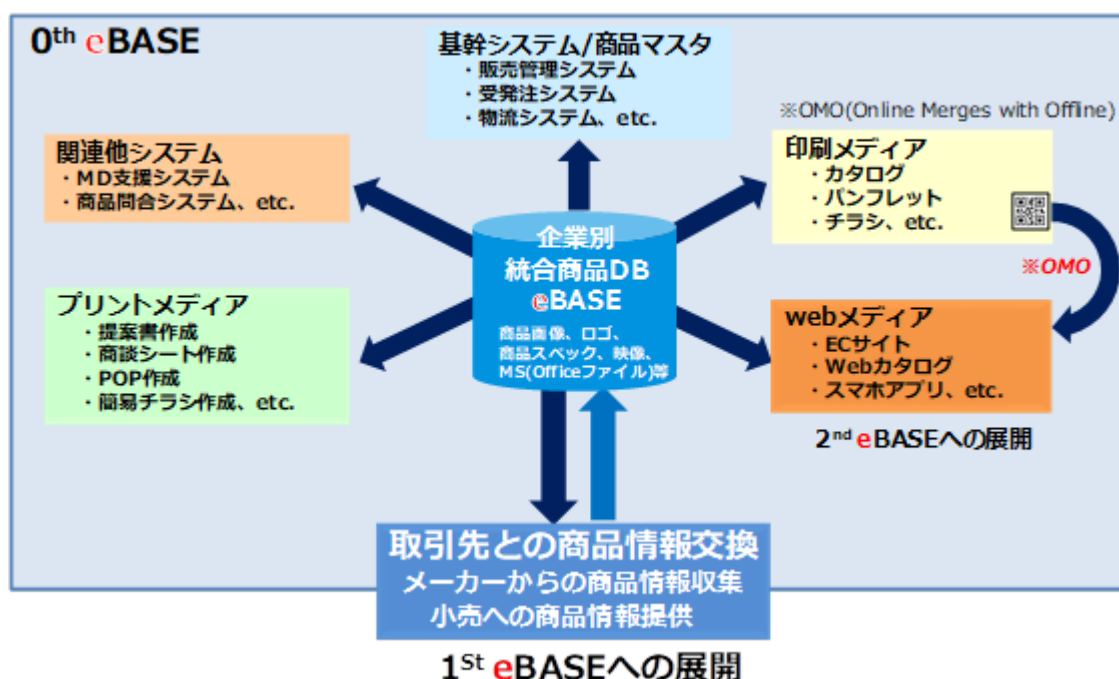
(2) 商品情報データベースの運用展開ソリューション（適用分野）

「0th/1st/2nd eBASE」業界別/業界横断型商品情報交換ビジネスモデル

- ・紙(印刷)メディア（総合カタログ、パンフレット、チラシ、POP等）の企画制作支援(0th eBASE)
- ・ネットメディア（Webカタログ、ECサイト等）の「DBP eBASE」による構築支援(0th eBASE)
- ・顧客企業の販促を支援する消費者向けスマホアプリ（「e食住シリーズ」や「e住なび」等）との連携支援(2nd eBASE)
- ・商品データプール（「商材ebisu/マスタデータebisu」）との連携支援(1st eBASE)

- ・営業活動支援（得意先への商品情報提供、提案書作成等）（1st eBASE）
- ・製造活動（「FOODS/GOODS eBASE」による商品製造仕様書管理、品質仕様管理、原材料情報管理等）支援（1st eBASE）
- ・「商材ebisu/マスタデータebisu」と連携した各種マスタデータの統合管理「MDM eBASE」、商品情報の活用支援（1st eBASE）
- ・企画、設計開発における一連の製品情報の統合管理「PDM eBASE」の連携支援（1st eBASE）
- ・基幹システム（経理勘定システム、販売管理システム、物流システム等）の商品マスタ構築支援等（1st eBASE）
- ・統合商品データベースを基軸とする印刷メディアとWebメディアを2次元コード(QR)等で連携することによる次世代OMO環境の提供（0th/1st/2nd eBASE）

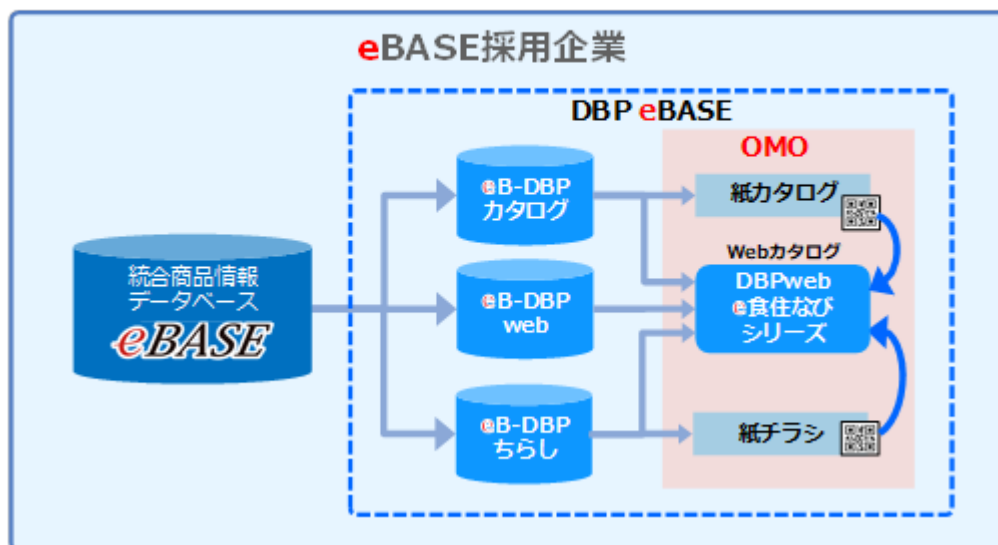
ワンソースマルチユースとは



(3) 統合商品DB活用ソリューション「DBP eBASE」（データベースパブリッシング）

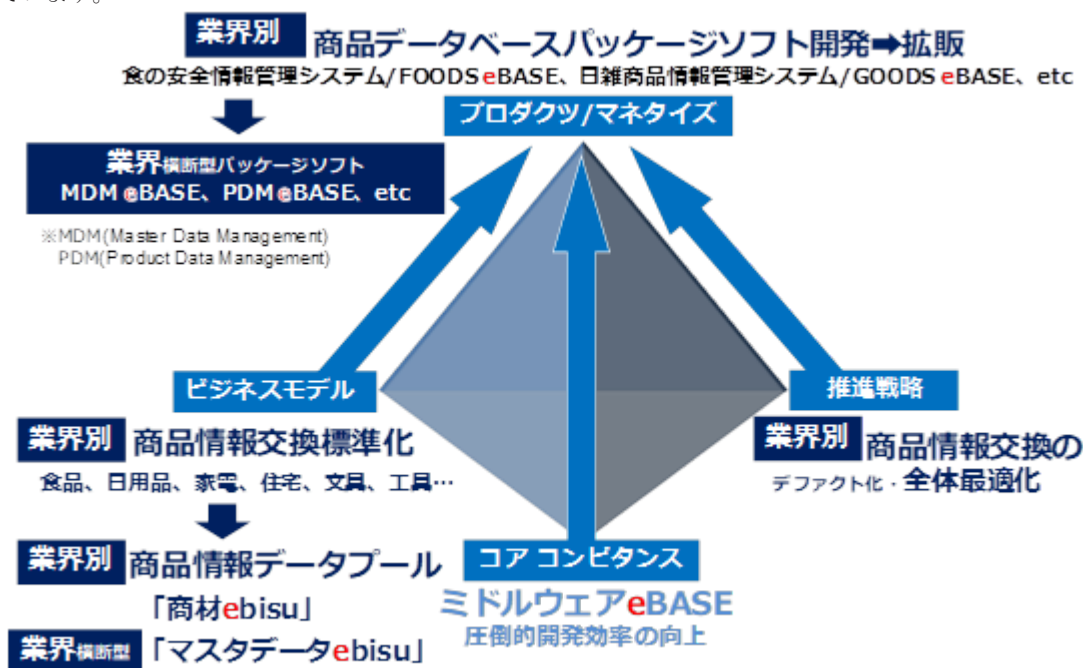
企業内の組織や人に分散している商品情報を統合商品情報データベースで一元管理することで、この統合商品DBと連動する従来の販促メディア（紙カタログ、紙チラシ、Webカタログ等）の企画制作プロセスを最適化（コストダウン）すると“同時”に、ワンストップで次世代のOMO展開を加速することが可能な企画制作支援システム「DBP eBASE」を提供します。採用企業は商品情報の“ワンソース/マルチユース”で複数チャネルのオウンドメディアの展開が可能です。また、オンラインとオフラインの垣根を超えてシームレスな連携を実現し、マーケティング戦略の強化、DX推進及び、CX向上が実現できます。

統合商品情報DBと連携した「DataBase Publishing(DBP)」で
従来メディア企画制作のコストダウンと”同時”に次世代OMOでメディアDXを実現



- ・「1st eBASE(BtoBモデル:業界別/業界横断型統合商品DB)」は、

様々な“業界別”の専用パッケージソフトウェアを圧倒的な開発効率で実現できる「ミドルウェアeBASE」をコアコンピタンスとして、“業界別”、及び“業界横断型”の商品データベースパッケージソフトをプロダクト/マネタイズとして開発提供するモデルです。業界別では、食の安全情報管理システム「FOODS eBASE」や日雑商品情報管理システム「GOODS eBASE」などの商品詳細情報管理システムを提供し、業界横断型では「商材ebisu/マスターデータebisu」と連動した統合的な商品マスタ管理システム「MDM eBASE」を提供します。また、小売PB部門やメーカー向けには製品企画開発管理システム「PDM eBASE」も提供しています。ビジネスモデルとしては“業界別(食品、日用品、家電、住宅、文具、工具等)”に商品情報管理・活用の為の“商品情報交換標準化”を推進することで、業界単位での商品情報流通の全体最適化を実現しながら商品情報のデジタルコンテンツプロバイダーとしての商品データプール「商材ebisu」、及び“業界横断型の商品データプール「マスターデータebisu」を業界・業態を越えて幅広いサプライチェーンに提供しています。そして、推進戦略としては、まず“業界別”に商品情報交換の全体最適化を提唱しながら“業界別”「商材ebisu」のデファクト化を推進し、同時に“業界横断型”「マスターデータebisu」の普及によって、採用企業に対して商品情報管理および活用における圧倒的な導入メリットを提供することを目指しています。

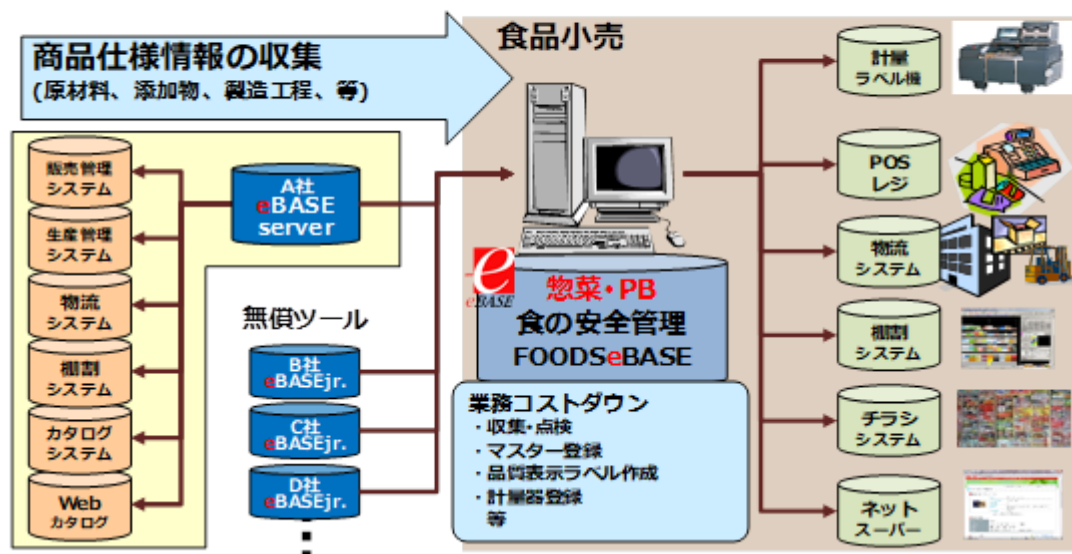


「1st eBASE」の具体的なプロダクトとしての“業界別/業界横断型”の主な商品情報ソリューションは以下になります。

(1) “業界別”の商品詳細情報管理システム「FOODS/GOODS eBASE」

“業界別”にサプライヤー（メーカー or 卸/商社）とバイヤー（卸/商社 or 小売）間の商品情報交換を主なターゲットとし、各業界単位でのサプライヤー/バイヤー間の商品情報交換において、商品情報交換の標準プラットフォームとして「eBASE」を普及させ、更には、商品情報フォーマットの標準化を推進することで、商品情報交換の品質向上、負荷の大幅軽減、納期短縮を実現し社会貢献を行うとともに、当社の安定継続成長の確度を高めようとしています。例えば、加工食品業界では、食の安全管理を実現するために、「生鮮生産団体 → 原材料メーカー → 加工食品メーカー → 食品卸 → 食品小売」と、商品の流通に伴って必要な商品情報も効率的に流通する環境を、食品業界向けパッケージソフトウェア「FOODS eBASE」の無償版「eBASEjr.」で構築し、企業規模やニーズに応じて有償版「eBASEserver」をアップグレード販売しています。有償版の「FOODS eBASE」で構築された商品情報は食品小売内における様々なサブシステム（計量ラベル、POSレジ、物流システム、チラシシステム、ネットスーパー等）とデータ連携してコストパフォーマンス良く活用されます。加工食品の商品情報交換の効率化、全体最適化を目指し、サプライヤーの商品情報提供負荷低減を前提とした、バイヤーの効率的商品情報収集環境の構築を実現することで、加工食品でもある惣菜や弁当、外食産業、生鮮3品（青果/精肉/鮮魚）等、食品関連企業のトレーサビリティ、アカウントビリティも実現します。この加工食品の事業モデルを、生鮮食品、外食産業等、他の食品業界に展開するだけでなく、「GOODS eBASE」により日雑、医薬、文具、家電、工具、住宅等の業界に展開する事により、業界・業態の事業ドメインの拡充を行っています。

“業界別”、商品詳細情報管理システム 「FOODS eBASE」概要と商品情報交換の標準化事例

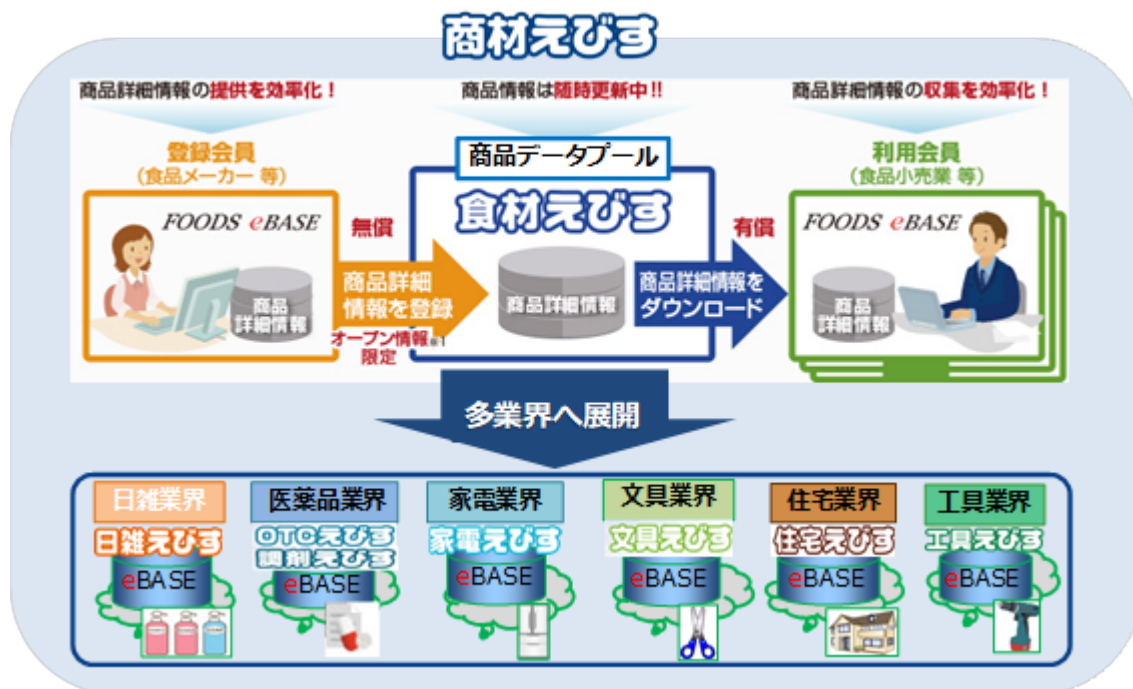


(2) “業界別”の商品データプールサービス「商材ebisu」(メーカーから情報収集)

「1st eBASE」で“業界別”の商品情報流通環境の標準化を推進する事により、業界単位での商品情報流通の全体最適化を実現しながら商品情報のデジタルコンテンツプロバイダーとしての商品データプール「商材ebisu」のデファクト化を推進しています。小売企業の商品情報収集負荷軽減とメーカーの情報提供負荷軽減を目指した、「商材ebisu（食材/日雑/OTC/家電/文具/工具/住宅等）」を開発提供することでオープン情報に限定した商品情報収集・管理・提供のワンストップサービスを実現しています。

主にNB(National Brand)商品の情報交換クラウドサービス/商品データプールサービス「商材ebisu」の概要を図示したものは次のとおりです。※PB商品についても採用小売グループから登録されています。

業界別商品情報データベースサービス(メーカーから情報収集)

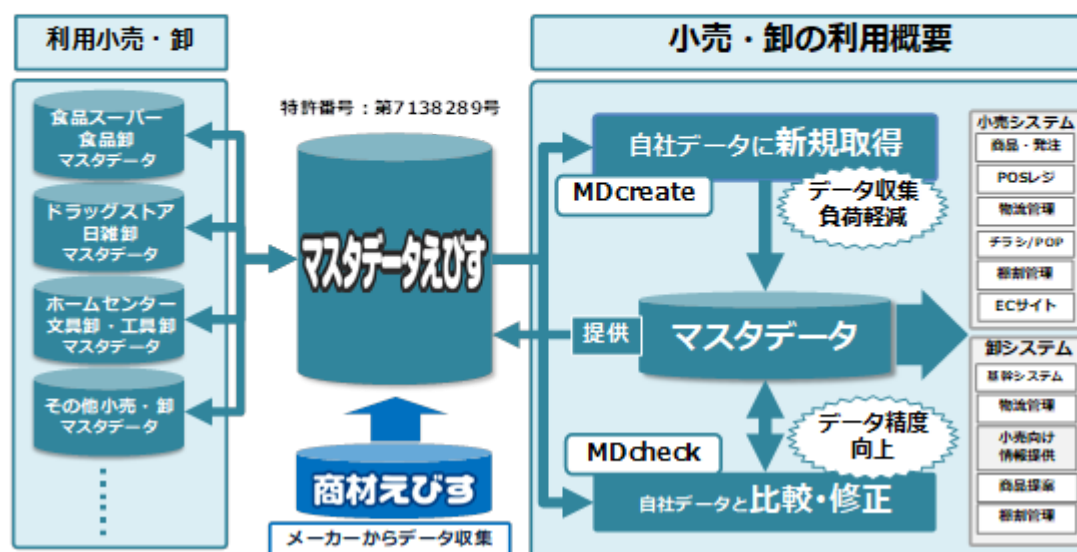


(3) “業界横断型” 商品マスタデータベースサービス「マスタデータebisu」(小売・卸から情報収集)

「1st eBASE」を推進する過程において小売り・卸向けの業界横断型の統合的な商品マスタ管理システム「MDM eBASE」の運用における課題として膨大な量と基幹システム等に必要の基本情報が求められる「商品マスタ」情報のQuality (品質)、Cost (コスト)、Delivery (納期) が低い課題が顕在化してきました。「マスタデータebisu」では複数の利用小売・卸から商品マスタ情報(基本情報)を収集し、且つメーカーから収集した「商材ebisu」の基本情報をマージして正規化して構築された商品マスタのビッグデータを用いて、自社が持たない新規の商品データを多数決方式(当社特許:第7138289号)で生成されたチャンピオンデータから新規に取得できる「MDcreate」機能と、既存の自社マスタデータを比較、確認して修正できる「MDcheck機能」として活用できます。さらに商品マスタ管理システム「MDM eBASE」と連携することでより効率な活用が可能です。

業界横断型商品マスタデータベースサービス(小売・卸から情報収集)

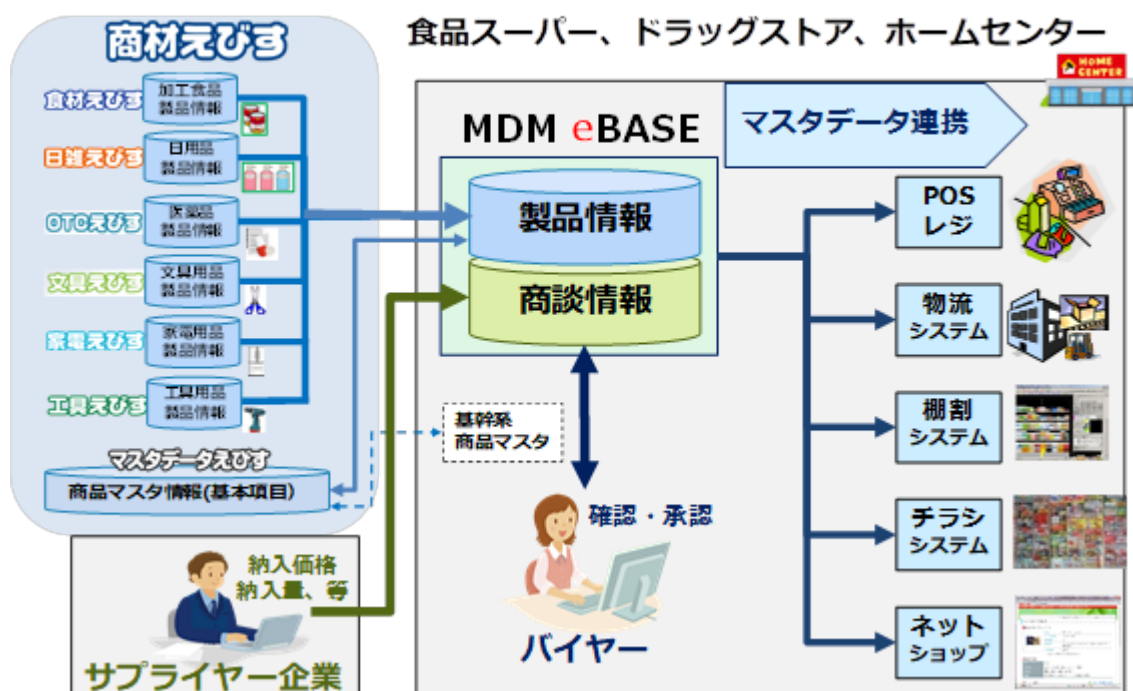
賛同小売・卸の商品マスタデータ収集・正規化後、「マスタデータebisu」構築
 MDcreate: 多数決方式のチャンピオンデータを自社マスタデータとして利用
 MDcheck: 自社マスタデータを多数決方式で比較、確認して修正



(4) “業界横断型” 小売業での商品マスタ管理システム「MDM eBASE」(小売企業での利用形態)

小売企業(食品スーパー、GMS、コンビニエンスストア、ディスカウントストア、ドラッグストア、ホームセンター、家電量販等)の商品マスタデータ管理を含む商品情報の管理課題を解決する商品マスタソリューションとして提供しています。製品情報(詳細/基本)を所持する商品データプールサービス「商材ebisu/マスタデータebisu」と連携し、商品マスタ登録に必要な製品情報、商い情報(取引・商談情報等)の一元管理と展開を支援する「商品マスタ登録支援システム」です。これによりリードタイムが短縮され、多重入力・メンテナンス負荷が削減され、データ不整合が解消されデータ品質の向上が実現できます。「MDM eBASE」は、小売内における様々なサブシステム(POSレジ、物流システム、棚割システム、チラシシステム、ネットショップ等)に商品情報(商談情報、商い情報、製品情報)を包括的に商品マスタデータとして連携し価格情報等を含めてコストパフォーマンス高く利活用できます。

業界横断型/小売業での商品マスタ管理「MDM eBASE」

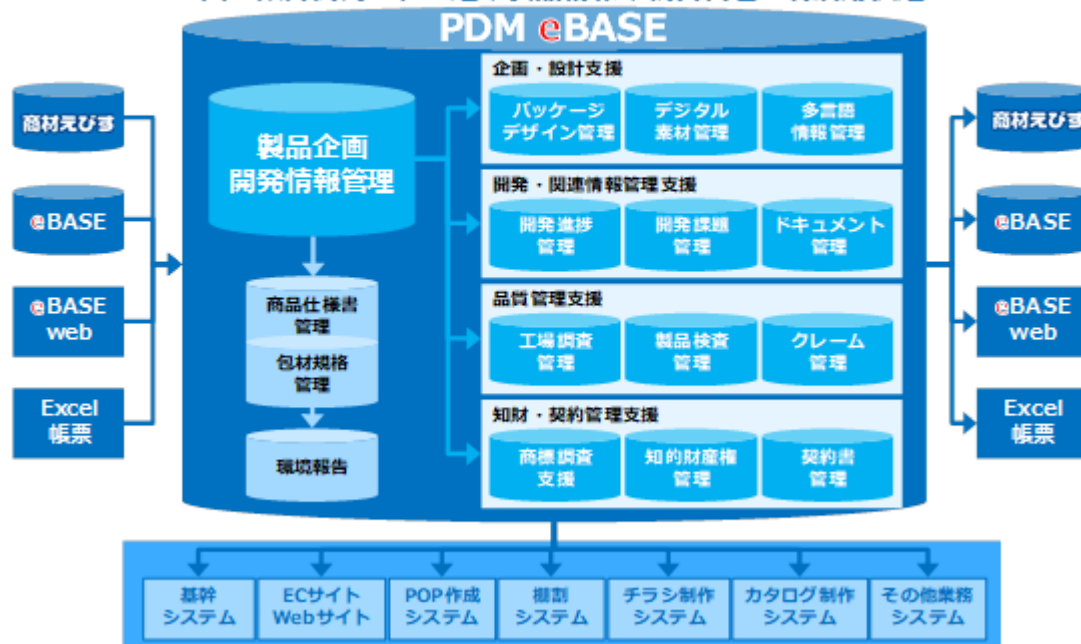


(5) “業界横断型” メーカー・小売PBでの製品企画管理「PDM eBASE」(製造業での利用形態)

製品企画開発支援システム「PDM eBASE」は、製品の企画開発に携わる企画・設計、開発、法務関連、品質管理等、様々な部門の課題解決、業務支援を目的とした各種オプション群で構成され、顧客要望により、必要な機能を選択、利用することが可能になります。また、調達・生産、販売、サポート等、各工程を支援する多数の「eBASEオプション」と連携することで、製品ライフサイクル全体での生産性改善、品質向上を支援することも可能になります。製品企画、開発工程において組織や人に分散した製品情報管理をデジタルで一元管理することで情報共有課題を解決する新たなソリューションです。新製品、リニューアル等の企画開発工程を支援する各種「eBASEオプション群」で構成されており、顧客ニーズに適した必要機能を選択的に組み合わせ利用できます。

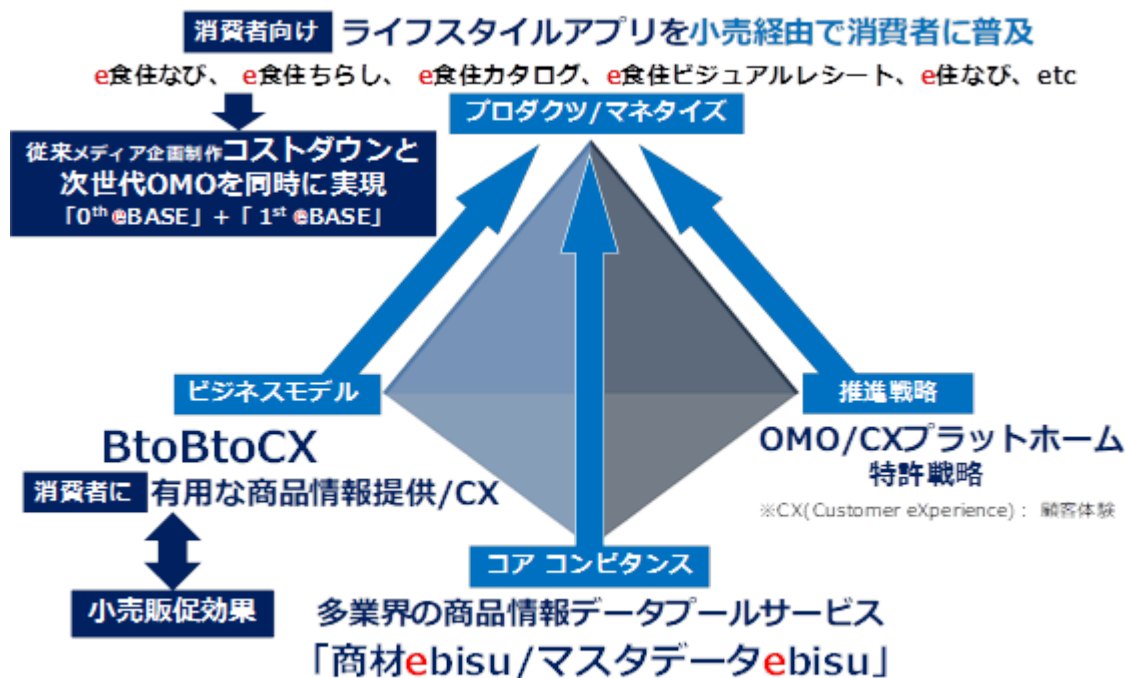
業界横断型/メーカー・小売PBでの製品企画管理「PDM eBASE」

企画・設計開発工程一連の製品情報の統合管理！利活用促進！

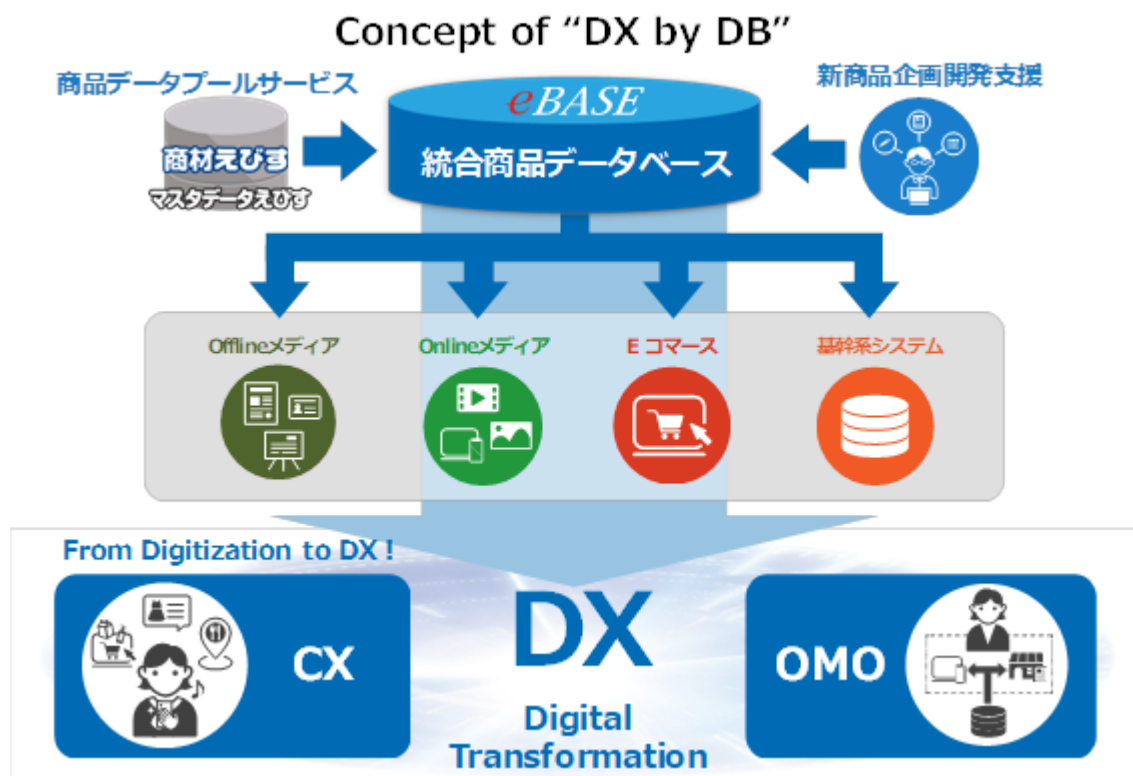


・「2nd eBASE(BtoBtoCモデル: 消費者向けライフスタイルアプリ)」は、

「0th eBASE」により構築された統合商品データベースと連動する「DBP eBASE」や「1st eBASE」を通じて構築された膨大で新鮮な商品情報である「商材ebisu/マスタデータebisu」をコアコンピタンスとして、小売やメーカーの売上向上に寄与するデジタルマーケティングツールである消費者向けスマートフォンアプリ「e食住シリーズ(e食住ナビ、e食住ちらし、e食住カタログ、e食住ビジュアルレシート、e住ナビ等)」及び「2nd eBASE」の基盤となる「0th/1st eBASE」関連製品・サービスも選択的にプロダクツ/マネタイズとして開発提供するモデルです。ビジネスモデルとしては消費者に有用な商品情報を提供することでCX向上を図り、結果として小売やメーカーの売上増加につながる販促支援ツールを提供する“BtoBtoCX”をテーマとしています。推進戦略としてはOMOによるCX向上を実現するプラットフォームとして、採用企業にとってはコストパフォーマンス良く、消費者には統一的なUX(User eXperience)の提供を推進します。また、これら新製品・サービスに関わる多くの特許を先行取得することで競合他社との差別化も図っています。



また、BtoBtoCモデルである「2nd eBASE」のコンセプトシナリオとしては、「DX by DB」を提唱しています。当社は「統合商品情報データベース(eBASE)」こそが、デジタル革命に立ち向かい、顧客企業のDXを実現する基盤(ベース)になると考えています。なぜなら、顧客企業の事業である「商品販売」をデジタル革命して行くなれば、「商品情報のデジタル化は不可欠」だからです。例えば、デジタルによる改善(Digitalization)の代表的テーマである“EC(Electronic Commerce)”、“デジタルメディア販促”、“基幹系システム”これら全てに商品情報が不可欠です。しかしながら、その商品情報の「広さ・深さ・精度」に大きな課題が存在しています。商品情報が無い、有っても内容が不十分、間違いが有る等を原因として、大きな投資で構築したDigitalizationが十分にその機能を発揮できていない等が顕在化しています。当社が提唱する「DX by DB(eBASE)」は、「Digitalization/デジタル改善」だけに留まらず、「顧客利便性(CX)向上」、及び「デジタルとアナログの融合(OMO)」を実現する「デジタルを最大限に利活用した改革(DX)」を実現させることで、採用企業の売上アップ、コストダウン、そして、未来創造を支援することが可能です。



「2nd eBASE」の具体的なプロダクツ(サービス)である「e食住シリーズ」が実現する主な消費者向けスマホアプリは以下になります。

(1) 消費者向けライフスタイルアプリ「e食住シリーズ」

小売やメーカーのデジタルマーケティングツールである消費者向けスマホアプリ「e食住シリーズ」の開発提供で、OMO環境を実現することで小売DXを通じて、消費者のCX向上を実現する新ビジネス展開を推進します。「商材ebisu（食材ebisu）」データの活用事例として、食品小売ではアレルギー、栄養成分等の品質情報や料理レシピを消費者向けライフスタイルアプリ「e食住シリーズ(e食住なび、e食住ちらし、e食住カタログ、e食住ビジュアルレシート等)」で消費者へ情報開示し、その消費者ユーザーを小売のECサイトや店舗へ誘導するBtoBtoCモデルを通じてCX&DXを推進しています。また、レシート情報ビジュアル化サービス「e食住ビジュアルレシート」は、紙レシートのDX化により消費者の新たな購買体験(CX向上)を実現できるだけでなく、小売企業にとっては消費者の会員化促進の戦略的ツールとしても活用できます。加えて「e食住シリーズ」全般に渡り、多言語対応されていることから旺盛なインバウンド需要にも迅速に展開が可能になっています。

紙とデジタルのシームレスな統合(OMO)！e食住シリーズ連携



(2) 紙チラシとデジタルチラシ「e食住ちらし」の融合(OMO)

紙チラシは、デジタルデバイスが無くとも閲覧でき、視覚的にインパクトを与えることができます。

しかしながら、一方で紙面サイズの制限があり、掲載できる情報量にも制限があります。また、掲載している商品情報を更新することもできないことから、紙チラシの制作、印刷、配布コストも高く、その効率性に大きな課題があります。更に、近年ではエコロジーの観点からも紙媒体の利用削減が叫ばれる中、印刷物の廃棄問題も企業価値に影響を与える要因となっています。さらに毎年、新聞の購読数が減少するなか、新聞の折り込みで消費者に届けられる紙チラシの販促メディアとしての効果も疑問視されてきています。そのような環境において、スマホユーザーが増える中、紙チラシからデジタルチラシへの移行が小売企業のマーケティング部門の課題になっています。

「e食住ちらし」は、紙面サイズを無限に拡大でき、価格だけではなく、アレルギーや栄養素などの商品詳細情報やレシピ等の関連情報やオンライン限定品なども掲載できます。

「e食住ちらし」閲覧者は、「e食住ちらし」にお気に入り店舗を登録することで、いつでも、最新チラシがプッシュ型で配信され閲覧することができるようになります。また、検索、並び替え機能もあり、簡単便利に操作することから大きなCX向上につながります。新聞が市場から消滅する前に、紙チラシに二次元コード（QR）を印字し、デジタルチラシ「e食住ちらし」へ誘導することでCX向上と共に紙チラシのコスト課題を解決できる有効な手段として提供しています。更に「0th eBASE」における統合商品データベースシステムと連動する「DBP eBASE」と連携することで、従来の販促メディアの企画制作プロセスを最適化（コストダウン）すると同時にワンストップで次世代のOMO展開が可能となります。

紙チラシとデジタルチラシ「e食住らし」の融合（OMO）

消費者の利便性/CXを向上させ、デジタルチラシ利用促進！



(3) 住生活系企業の販促DX推進アプリ「e住なび(イーすまいなび)」

食品業界以外のBtoBtoCモデルの「2nd eBASE」事例としては、住宅・家電業界を中心とした、住宅設備、家電設備等の住まいに関する製品情報と取扱説明書やパンフレット等の管理を実現するスマホアプリ「e住なび」の販促も推進しています。加えて「e住なび」は住宅設備や家電設備等のお手入れ情報「お掃除レシピ」も提供しています。

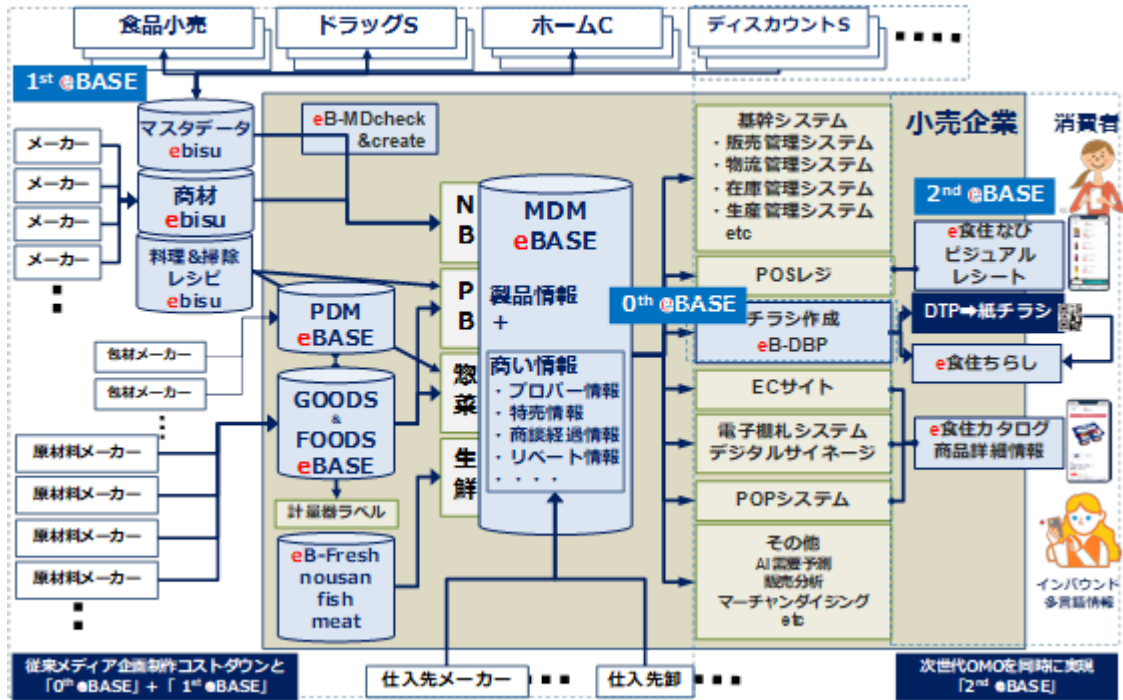
消費者CX向上 & 住生活系企業の販促DX推進

e住なび 住設、家電の商品情報とマニュアルを消費者に一括開示



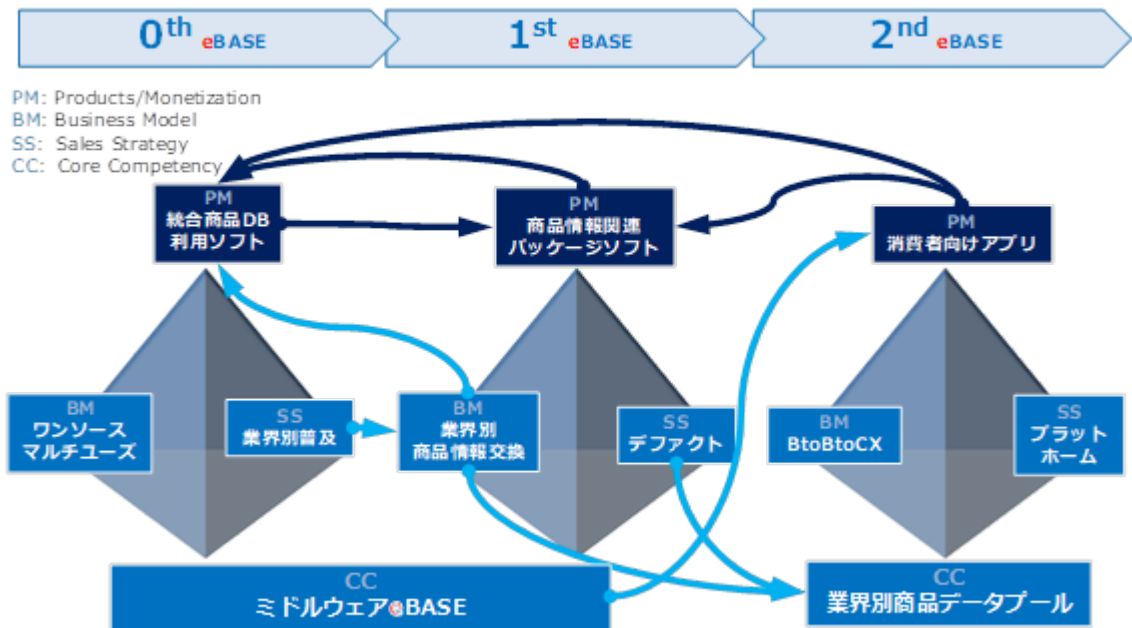
「0th~2nd eBASE」の各ビジネスモデルは小売業界やメーカー業界毎に“トータルソリューション”として幅広いプロダクト(製品・サービス)によってカバーされています。顧客課題の優先順位に沿って選択的に段階的に機能導入(アップセル/クロスセル)も可能としています。

eBASEトータルソリューション概要(小売企業事例)



また、双方向に有機的に関与することにより、お互いを補完・増強するだけでなく、様々な新サービスや新事業モデルへの展開を可能としています。「0th～2nd eBASE」の相互の関連性を図示したものは次のとおりです。

0th → 1st → 2nd eBASE ビジネス戦略と相乗効果



「eBASE-PLUS事業」としては、国内企業における基幹系情報システムの、受託開発、開発派遣、システムサポート等、IT開発アウトソーシングビジネスを主な事業ドメインとしております。従来の、企業毎の基幹系システム開発に加え、ビッグデータ、人工知能（生成AI等）、コグニティブコンピューティング、IoT（Internet of Things）、FinTech、自動運転等、新たなITソリューション市場が、次々と創造され、IT活用の需要が高まっている中、それを支えるIT人材が必要不可欠となるため、自社開発のオンライン教育システム「eB-learning」（Javaプログラミング/ITインフラ教育等）の継続的な開発強化と展開を行うことで、中途採用、新入社員教育、及び既存社員の教育に注力し、スキルアップによりハイスキルな高単価案件へのシフトを推進しています。

eBASE-PLUS事業としては、継続して採用活動、人材育成（教育）活動を地道に行い、安定低成長の実現と優良M&Aを模索しつつ、市場における「IT開発アウトソーシング需要」に応えるビジネスを展開しています

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) eBASE-NeXT株式会社 (注) 1	大阪市北区	31,350	「eBASE」のクラウドサービス、データプールサービスの運用	100.00	当社のパッケージソフトウェア「eBASE」のクラウドサービス、データプールサービスの運用を行っております。
(連結子会社) eBASE-PLUS株式会社 (注) 1、2	大阪市北区	90,000	IT開発アウトソーシングビジネス（ソフトウェア開発、インフラ構築、統合運用管理、ヘルプデスク）、「eBASE」の受託オペレーション、教育事業	100.00	役員の兼任3名 IT技術者の転籍4名

(注) 1. 特定子会社であります。

2. eBASE-PLUS株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

① 売上高	2,626,204千円
② 経常利益	391,926千円
③ 当期純利益	256,888千円
④ 純資産額	2,467,101千円
⑤ 総資産額	2,681,134千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
eBASE事業	175
eBASE-PLUS事業	303
合計	478

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
175	39.0	8.8	5,399

セグメントの名称	従業員数(名)
eBASE事業	175
合計	175

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3 前連結会計年度末に比べ従業員数が20名増加しております。主な理由は、中長期での業容拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に 占める 女性労働者 の割合(%) (注1)	男性労働者の 育児休業 取得率(%) (注2)	労働者の男女の 賃金の差異(%) (注1)			
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期雇用労働者	
3.57	66	78.5	78.5	—	スタッフ部門における管理職以下の差異を算出したものであり、かつ育児短時間勤務労働者においては、フルタイム勤務換算の上、算出したものであります。

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
 2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

② 連結子会社

当事業年度						補足説明
名称	管理職に 占める 女性労働者の 割合(%) (注1)	男性労働者の 育児休業取得率 (%) (注2)	労働者の男女の 賃金の差異(%) (注1)			
		正規雇用 労働者	全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期雇用労働者	
eBASE-PLUS(株)	0	50	82.0	80.8	94.1	開発部門における管理職以下の 差異を算出したものであり、 かつ育児短時間勤務労働者に おいては、フルタイム勤務換 算の上、算出したものであり ます。
eBASE-NeXT(株)	—	—	—	—	—	

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針・経営戦略等

当社グループは、常に発展していき、今後も市場規模が拡大して新しい技術が開発されていくと予想されるIT業界のなかで、多くの企業は生き残りをかけた過酷な競争を強いられているのが現実です。こうしたなか、当社グループは企業がお互いに情報、知識を交友させ、新たな価値を創造できる社会を展望しております。大きな時代変移をいち早く予見し、お互いのコアコンピタンスの融合により、次なるビジネスモデル、新たな市場を共に創り出すことが我々の使命と考えております。

- ・貢献なくして利益なし
- ・利益なくして継続なし
- ・継続なくして貢献なし

まず社会から求められ、賛同を得られるサービスでないと利益を得ることができない。利益を上げないと、そのサービスを継続して成長させていくことができなくなる。そして継続した成長を提供できるサービスでないと社会貢献できない。つまり、中長期に渡り社会から賛同を得られるサービスを創造し、継続成長させることが、当社の目指す事業であり、その事業を成長させること自体が社会貢献であると考えております。また、事業展開方針は「中長期利益最大化」を判断尺度としております。全ての判断を求められるとき、その答えは「中長期利益最大化」に繋がるのかを考え判断を下す事で、将来に渡り収益力のある企業グループを目指しております。企業グループ各社の役割として、eBASE事業は高利益を、eBASE-PLUS事業は売上安定を目指す事で、グループ全体でバランスのとれた増収増益を図ろうとしております。また、eBASEグループのサステナビリティ（ESG/SDGs）については、この企業理念である「①貢献 → ②利益 → ③継続（サステナビリティ）」を体現した事業活動を通じて社会課題の解決により、eBASEグループの社会価値及び財務価値を向上させ、永続的企業経営を実現することで、社会の持続的な発展に貢献していきます。



経営戦略として、「eBASE事業」は、創業から現在に至るまで3種類のビジネスモデルのフェーズ（0th eBASE、1st eBASE、2nd eBASE）により展開をしてまいりました。

「0th eBASE(BtoBモデル:企業別統合商品DB)」は、創業期からのワンソースマルチユースを実現するCMS開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を基盤とするパッケージソフトウェア「eBASE」を用いて、様々な業界や業態向けの統合商品データベースシステムとしての提供、これらの統合商品データベースシステムと連動する従来の販促メディア（紙カタログ、紙チラシ、Webカタログ等）の企画制作プロセスを最適化（コストダウン）すると同時に、

ワンストップで次世代のOMO展開を加速化する企画制作支援システム「DBP eBASE(eB-DBPカタログ/ちらし/Web)」としてのデータベースパブリッシングシステム(DBP:DataBase Publishing)の開発提供、及び統合商品データベースシステムと連動した商品DB型のWebサイト等の個別システムインテグレーションを開発展開しています。

「1st eBASE(BtoBモデル:業界別/業界横断型統合商品DB)」は、「0th eBASE」を通じて商品情報交換プラットフォームとしての「eBASE」の普及促進を目指して食品業界、日雑業界（その他業界）、住宅業界の各業界セグメントに対して、個別の業界や業態向けのニーズにマッチした「FOODS/GOODS eBASE」等の商品詳細情報管理システムの開発推進を行っています。また商品情報のデジタルコンテンツプロバイダーとしての商品データプール「商材ebisu/マスタデータebisu」のデファクト化を同時に推進することで、小売向けに「商材ebisu/マスタデータebisu」と連動した統合的な商品マスタ管理システム「MDM eBASE」の開発提供や、小売PB部門やメーカー向けに製品企画開発管理システム「PDM eBASE」を開発提供しています。

「2nd eBASE(BtoBtoCモデル:消費者向けライフスタイルアプリ)」は、まず「0th eBASE」により構築された統合商品データベースと連動した「DBP eBASE」、加えて「1st eBASE」を通して構築された「商材ebisu/マスタデータebisu」をコアコンピタンスとしています。その結果、従来の販促メディア（紙カタログ、紙チラシ等）の企画制作におけるコストダウン施策を実現すると同時に、ワンストップで小売向けの次世代OMO環境を構築することが可能となりました。そして、消費者向けスマホアプリ「e食住シリーズ」の開発・提供を通じて、小売やメーカーのDXによるCX向上を実現する新たなビジネス展開を推進しています。

これら「0th～2nd eBASE」の各ビジネスモデルは双方向に有機的に関与することにより、お互いを補完・増強するだけではなく、様々な新サービスや新事業モデルへの展開を可能としています。

「eBASE-PLUS事業」は、安定的に収益を確保できるIT開発アウトソーシングビジネスの事業展開と高収益化を推進し、中核となるeBASE事業とのIT人材の交流、及び連携ビジネス展開も図っています。特に自社開発のオンライン教育システム「eB-learning」の構築と運用を継続的に強化向上する事で未経験者の育成、及び高度技術者の人材を育成し、eBASEグループ全体におけるIT人材の採用と教育を強化推進しています。

当社グループは、これらの具体的案件を進めながら新たな事業戦略モデルを立案展開していきます。

（２）目標とする経営指標

経営指標として、当社グループは、「経常利益」の持続的成長と収益性の向上を最大の経営目標とし、売上高の持続的成長を重要な経営指標と位置づけております。CMS開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を利用して、業界単位での商品情報交換の全体最適化を推進し、商品データプール「商材ebisu/マスタデータebisu」のコンテンツの利活用を推進することで、サプライチェーンを含むバックオフィス業務の合理化や、セールスプロモーションにおけるCX向上の為にDX推進を図ります。また、時代や環境の変化に応じた企業の統合商品DB、CMS、スマホアプリニーズを「ミドルウェアeBASE」で効率的に実現することを目指しています。

（３）経営環境及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

国内経済は、インバウンド需要の増加や経済活動の正常化が進み、景気回復の兆しが見える一方、米国の政策の動向や、原材料やエネルギー価格の高騰や円安基調の継続による物価上昇影響から、依然として先行き不透明な状況が続く見込みです。当社グループの属する情報サービス分野におきましては、企業のIT投資は、先送りや検収の遅延などの懸念があり、引き続き先行きの不透明感は払拭できない状況となっています。当社は、このような経営環境のもと、当社グループのビジネスモデルを計画通り遂行し、新たなビジネスモデルへの変革を行いながら、更なる成長を遂げていく為に、多くの課題を解決していく必要があります。

当社グループは、特に以下を重点課題として取り組んでまいります。

① 人材の採用と育成

当社グループのeBASE事業においては、当社オリジナルビジネスモデルである下記シナリオを推進する為の人材採用と育成が重要であると認識しております。

まず、「0th eBASE(BtoBモデル:企業別統合商品DB)」の推進で、業界別に「1st eBASE (BtoBモデル:業界別統合商品DB)」への基盤を醸成します。

業界別に「1st eBASE」の推進で、業界横断型の商品データプールサービス「商材ebisu/マスタデータebisu」の

デファクト化の実現を図ります。この「商材ebisu/マスタデータebisu」をベースとし、以下のような特徴を持つ「2nd eBASE(BtoBtoCモデル:消費者向けライフスタイルアプリ)」を推進します。

- ・BtoBtoCモデルの消費者向けスマホアプリ「e食住シリーズ」でCX推進
- ・消費者向けスマホアプリ「e食住シリーズ」で小売のOMO、DXを実現
- ・製品・サービスで利用している特許取得によるブルーオーシャン化

これらのビジネスモデルやビジネス戦略を理解した上で、AIやデータサイエンス等の最先端テクノロジーとの連携も含めた高い技術開発力に裏付けられたビジネス施策を同時並行で立案、推進し、かつセールスエンジニアとしての能力を有する人材や開発人材の育成が不可欠であり、これらを推進しながら、更に成長できる人材の採用と育成を推進します。

eBASE-PLUS事業では、事業の競争力を高め、事業拡大と高収益化を実現させる優秀な人材の確保と技術力の向上と高度技術者の育成や折衝力を備えたコアリーダーの育成をしていくことを課題と認識し、取り組んでまいります。特に効果的な採用活動を継続して行うとともに、社内外のIT人材の育成に向けた自社開発のオンライン教育システム「eB-learning」(Javaプログラミング/ITインフラ教育等)の構築と運用を継続的に強化向上する事で、未経験者の育成、及び高度技術者の人材育成を推進します。また、eBASEグループにおけるIT人材の採用と教育を推進することでeBASE社へのローテーションによる総合力強化を図ります。

② 内部管理体制の強化

事業の飛躍的拡大とともに生じる業務量の増大・複雑化は、業務効率の低下だけでなく不正やヒューマンエラーを発生させる可能性があります。これらを防ぐためには効率性、機能性、柔軟性、健全性を継続できるような仕組みを構築していく必要があります。当社グループ自身が「ミドルウェアeBASE」を活用した総務/経理/管理・販売管理・開発管理・営業活動管理に伴う業務等の内部管理体制を構築・推進し、体制強化とともに合理化に取り組んでいくことでヒューマンエラーを防ぎつつ、内部統制の更なる効率化を図っていくことを課題と認識し、取り組んでまいります。

③ 「ミドルウェア eBASE」の開発・強化による市場競争力の維持

「0th eBASE/1st eBASE/2nd eBASE」のすべてのビジネスモデルの開発基盤となるCMS開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を利用した自社パッケージソフト製品、及びクラウドサービス、コンテンツサービス、及び受託開発案件の受注促進の推進とその継続的機能強化を推進し、エンタープライズ領域における基幹系BtoBシステム市場の展開と創造が課題と認識し、取り組んでまいります。また、ワンソースマルチユース推進による大型案件への展開を推進します。更に、グローバル化によるインバウンド対応を見据えた多言語化対応や「2nd eBASE」市場への展開を睨んだスマホ向け機能強化や、「eBASEソリューション」のノンプログラミング開発環境、及び品質向上を実現する為のテストの自動化、ドキュメントの自動生成等の機能強化を継続推進します。

④ 「0th/1st eBASE(BtoBモデル)」の推進

「0th eBASE」においては、下記を重要であると認識し、取り組んでまいります。

統合商品データベースシステムとしてあらゆる業界や業態、及び個別企業向けの商品情報管理システムとしての機能強化と普及促進を図ります。

データベースパブリッシングシステムとしては、eBASEで構築された統合商品データベースを生かした様々な既存・新規の販促媒体(チラシ、カタログ、デジタルメディア等)の企画・制作・配信支援システム「DBP eBASE」の開発を推進します。また、統合商品DBと連携した商品DB型のWebカタログサイトの開発提供を推進します。

「1st eBASE」においては、下記を重要であると認識し、取り組んでまいります。

食品業界、日雑業界(他業界)、住宅業界と大別し、個別の業界や業態向けのニーズにマッチした「FOODS/GOODS eBASE」等の商品詳細情報管理システムの開発を推進します。

「FOODS/GOODS eBASE」をサプライチェーンに広く普及することによる商品情報交換プラットフォーム化のビジネスモデルを推進するとともに、特に食品業界については、食の安全情報の管理や交換の最適化、標準化と機能強化を図り、食品業界の全体最適化を推進します。

商品情報のデジタルコンテンツビジネスである商品データプールサービス「各ebisuシリーズ(商材ebisu)」をあらゆる業界や業態(食品、日雑、医薬、家電、文具、工具、住宅等)に展開推進するとともに、利活用推進で、商品情報の広さ・深さ・品質を継続して向上します。

小売企業向けには、統合的な商品マスタ管理システム「MDM eBASE」を商品データプールサービス「各ebisuシリーズ(商材ebisu/マスタデータebisu)」とシームレスに連携するトータルMDMシステムとして機能拡張と採用企業

を促進します。小売PB部門やメーカー向けにパッケージ化した製品企画開発管理システム「PDM eBASE」を多様なテーマ単位で継続的な機能拡張、及び展開を推進します。

⑤ 「2nd eBASE(BtoBtoCモデル)」の推進

「0th eBASE」の「DBP eBASE」、及び「1st eBASE」の「商材ebisu/マスタデータebisu」を活用することで、従来の販促メディア（紙カタログ、紙チラシ等）の企画制作におけるコストダウン施策を実現すると同時に、ワンストップで小売向けの次世代OMO環境を構築することが可能となります。そして、消費者向けスマホアプリ「e食住シリーズ」の開発・提供を通じて、小売やメーカーのDXによるCX向上を実現する新たなビジネス展開を推進することが重要であると認識しています。

従来の顧客企業向けBtoBモデルから、顧客企業(B)を介して消費者(C)への情報提供を実現するBtoBtoCモデルとして「商材ebisu/マスタデータebisu」のビッグデータを活用した消費者向けスマホアプリ等を開発し、普及活動に取り組んでまいります。

多様な小売業態向けに更なる店舗DX推進、CX向上、売上アップとしてあらゆる商品カテゴリを集約・統合した消費者向けライフスタイルアプリ「e食住ナビ」の機能強化、他言語化や特定企業専用バージョンによる新サービスの普及促進を図ります。住宅設備、家電設備等の住まいに関する製品情報と取扱説明書やパンフレット等の管理を実現するスマホアプリ「e住ナビ」の普及活動を継続しつつ「e住ナビ」の更なる利用促進に向け、お掃除レシピの追加やプッシュ通知（住宅・設備点検、リコール通知）等の機能拡充を進めます。更なるリテールDXの推進と消費者のCX向上、売上アップに向け、「e食住シリーズアプリ(e食住ナビ、e食住カタログ、e食住ちらし、e食住ビジュアルレシート等)」の継続的な機能強化、商品情報の質と量の拡充に加え、その販促コンテンツの充実、及び他アプリ・システム連携機能を推進します。

また、当社サービスの利用ユーザー数が限定されるBtoBモデルとは異なり、多数の消費者(C)からの利用が想定される「e食住シリーズ」はサービスレベル(QCD)の維持向上に伴い継続的なITインフラへの拡張投資していく必要があります。

⑥ クラウドビジネスの推進

「0th/1st/2nd eBASE」の共通的な内容においては、それぞれのサービス提供形態がオンプレミス、及びクラウドサービス化の双方に対応する必要から、ITインフラ基盤を伴うクラウドビジネス化への投資、及び推進に注力します。

「1st eBASE」においては、下記を重要であると認識し、取り組んでまいります。

食品業界向けパッケージソフト「FOODS eBASE」の既存サポート事業や、クラウドサービス「FOODS eBASE Cloud」の小売への継続的推進を図ります。従来の中小メーカー企業向けの無料「eBASEjr.」ユーザーが求める付加価値機能を、低価格で広く提供する有料クラウドサービス「FOODS eBASEjr.Cloud」の拡販を推進します。

クラウドサービスが前提の商品データプールサービス「商材ebisu」では、多様な業界業態(食品、日雑、医薬、家電、文具、工具、住宅等)への展開に伴い、参加会員企業の増大、膨大な商品数の保存管理、スムーズな配信等の商品データプールサービス運用におけるITインフラ基盤の増強も含めて継続的に推進します。メーカーが登録する「商材ebisu」に加えて、小売が自社取扱商品マスタデータの提供を前提に、膨大な量の小売間で商品マスタデータをクラウドサービスで共有し、自社の商品マスタのチェックや新規作成を実現する「マスタデータebisu」の展開を平行して推進します。

「2nd eBASE」においては、クラウドサービスで提供するBtoBtoCモデルは消費者向けスマホアプリ「e食住シリーズ」のクラウド環境のインフラ基盤強化やインターネットセキュリティ対応等の課題に積極的に取り組むことで、適切なサービスレベルを維持するとともに、これらの商品データに関わる幅広いビッグデータクラウドビジネスの更なる創出・リリースを推進します。

⑦ 特許戦略の推進

将来の事業展開に備え、特許の取得を推進しております。特許戦略に基づき当社サービスの差別化を図るとともに、特にBtoBtoCビジネスモデルの「2nd eBASE」については特許に基づく各種新サービス(「e食住シリーズ」)を開発、提供に継続的に取り組んでまいります。

⑧ IT開発アウトソーシングビジネスの推進

顧客ニーズの迅速な把握と対応による案件獲得と新規人材採用による稼働率向上と安定の継続に努め、既存IT開発アウトソーシングビジネスの安定的なストックビジネスモデルとして維持推進しております。また、社内外のIT人材の育成に向けた自社開発のオンライン教育システム「eB-learning」(Javaプログラミング/ITインフラ教育等)

の構築と運用を継続的に強化向上する事で人材採用のインセンティブ、及び既存社員の育成に注力し、スキルアップによりハイスキルな高単価案件へのシフトを図るとともに、新規ビジネス市場において、ソリューションの更なる拡充と、優良M&A案件の推進を行うことにより新たなビジネス分野を開拓してまいります。これらを行うための体制の整備と強化を具体的に推進してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

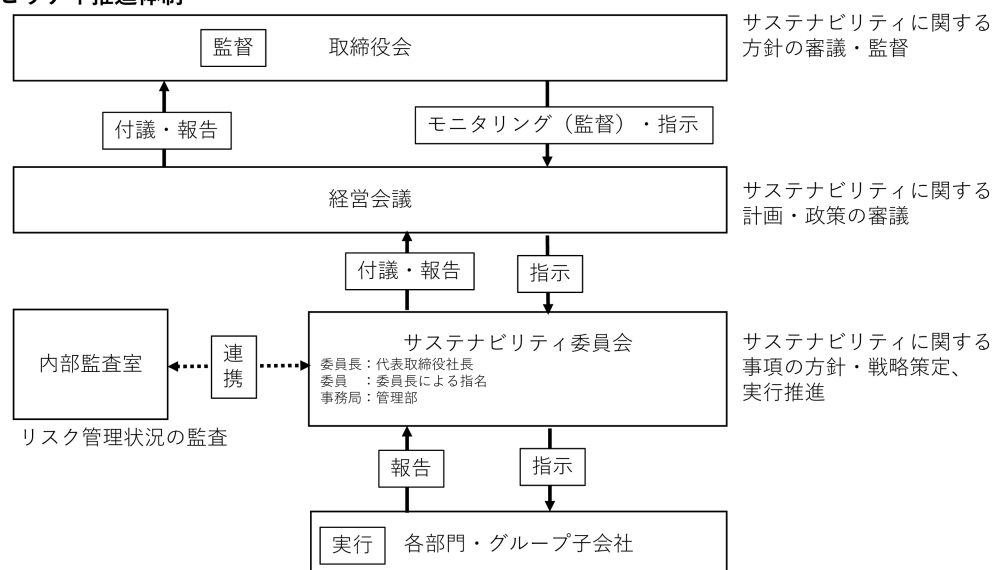
(1) サステナビリティ経営

当社グループは、社員1人ひとりが事業を通じて社会に貢献する事で企業価値向上を目指しております。創業来の企業理念である「①貢献 → ②利益 → ③継続（サステナビリティ）」を体現した事業活動を通じて社会課題の解決により、社会的変化への対応を強力にサポートして、事業を通じて社会に貢献していくことを信念としております。社会課題の解決やSDGsへの貢献に向けて、ステークホルダーの声を経営に生かし、価値創造モデルを循環させ、持続可能な成長を実現していきます。

① サステナビリティ ガバナンス

サステナビリティ基本方針を制定し、代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を中心にガバナンス体制を構築いたしました。企業価値の向上や中長期的なESG課題の解決の実践に向け、サステナビリティ方針・目標の決定や目標に対する取り組みの進捗状況を確認する事でサステナビリティ経営を推進して参ります。また、サステナビリティ委員会で審議した重要な事項については経営会議を経由し取締役会へ報告し、モニタリング・監督を行う体制を整えております。

サステナビリティ推進体制



② 戦略

(イ) 当社グループは、社会発展のために果たすべき義務や役割を理解し、社員一人ひとりが事業や地域貢献等の活動を通じて企業価値向上と社会課題解決の双方を実現する事を目的として、サステナビリティ基本方針に則り、取り組みを実施しております。SDGsが示す持続可能な社会の実現は、当社の経営理念の実践にも繋がります。サステナビリティ委員会にて当社が優先的に取り組むべきマテリアリティ（重要課題）を策定し、当社グループは株主、顧客、従業員、取引先、地域社会、そしてその先に居られる多様なステークホルダーの皆様との積極的な対話を通じ、これらマテリアリティへ取組み、社会に対して、その解決策として高付加価値なITサービスの創造・提供する事を継続的な貢献と企業価値向上の両立を目指してまいります。

《当社グループが取り組む重要課題（マテリアリティ）》

重要課題 (マテリアリティ)	リスク	機会	主要な取組
多様な社会・産業に 更なるDX推進・CX向 上を支援に当社が提 供する主要な Solution	技術的リスク a. システム障害・セキュリ ティ問題 市場競争 a. 技術革新の速さ 顧客満足度 a. 期待値管理の失敗によ るブランドイメージの 低下 人的リスク a. 専門知識を保有する 人材の確保が困難	市場拡大 a. 既存顧客のアップセ ル・クロスセル b. 新規市場参入 技術革新 a. AIやIoTの活用 顧客体験の向上 a. パーソナライズされ たサービス 社会的責任 a. サステナブルな成長 の推進 b. 倫理的なビジネス実 践による信頼性向上	《0th eBASE》BtoB 「ワンソースマルチユース」各企業別商 品情報DB構築 《1st eBASE》BtoB 業界別商品情報DB構築&交換サービス a. 業界別商品情報交換サービス（業界標 準普及） b. 商品情報データプールサービス「商材 ebisu/マスタデータebisu」（POS・物 流・棚割・チラシ・EC）DX化 c. MDM（マスターデータマネジメン ト）活用 d. メーカー／PB向け製品企画開発支援 《2nd eBASE》BtoBtoC 消費者向CX向上&小売業のOMO/DX/CX a. 商品情報消費者向けライフスタイルアプ リサービス「e食住シリーズ（e食住なび、 e食住ちらし、e食住カタログ、e食住ビジ ネスレシート、e住なび）」
働き方に多様性を	a. 文化的・組織的抵抗 b. コミュニケーションの 課題 c. 生産性の変動 d. 技術的問題 e. 公平性の問題	a. 人材獲得と保持 b. ESの向上 c. 生産性向上 d. コスト削減 e. 市場競争力の強化	多様な働き方を支援する職場環境づくり を積極的に推進します。 a. ダイバーシティの推進 b. 人材育成の推進 c. リモートワークの導入 d. 社内エコ活動 e. ハラスメント教育
就業機会の均等性	a. 法的・規制上の課題 b. 評価と報酬の公平性 c. コスト増加 d. 採用の複雑化 e. 社内コミュニケーションの課題	a. 人材不足解消 b. 組織の活力向上 c. 企業評判向上 d. ESとエンゲージメント 向上 e. 市場競争力の強化	a. 高等専門学校・大学や他教育機関と連携 し、会社説明会開催、インターンシップ による就業体験等 b. 当社eラーニングの充実と開放
多様な人材の活躍	a. 無意識な偏見や差別が 残存 b. コミュニケーションの 課題 c. 教育と育成 d. 公平性の維持	a. イノベーションの促進 b. 人材確保と保持 c. 企業の評判向上 d. ESとエンゲージメン ト向上 e. 持続可能な成長	a. 性別、国籍、新卒・中途の別に関わら ず社員の採用、成長を支援 b. 女性社外取締役の採用
環境に配慮した企 業・事業活動	a. コストの増加 b. 技術的課題 c. 市場の変化	a. コスト削減 b. 企業イメージ向上 c. 新規市場の開拓 d. 持続可能な成長	a. 「e食住シリーズ」の採用企業拡大で大量 消費の紙資源消費を大幅削減 b. 温室効果ガス排出量の公開
ガバナンスの強化、透明 性確保	a. コストの増加 b. 業務の複雑化 c. 作業効率の低下 d. 透明性確保・情報公開に よるセキュリティリスク を高める可能性	a. 企業価値向上 b. 投資機会の拡大 c. 経営の効率化 d. 市場競争力の強化 e. 危機管理能力の向上	a. 国内外機関投資家／個人投資家向けIR を開催 b. 新社外取締役の参画 c. 更なるガバナンス教育と倫理行動規範 の浸透

(ロ) 人材育成方針（人的資本経営に向けた取り組み）

事業を成長、発展、変革する人材の輩出が当社グループの成長において重要な課題と捉え、次世代の経営人材輩出、幹部社員の輩出の為の採用、育成・活躍における研修の拡充や若手拔擢の機会創出に努めております。教育は自由な時間帯でも可能なように、「eBASE」を用いて自社開発したeラーニングの仕組みを積極導入し、随時コンテンツはブラッシュアップしています。また、従業員が身体的、精神的、社会的に「良好な状態」を保ちつつ活躍できる環境を整え、当社の福利厚生制度の充実度合を見直し、特に長期休暇取得制度等ON-OFFの切り替えと、有給休暇取得率の向上を掲げて取り組んでおります。

1. 具体的な取組

(採用)

採用活動としては、新卒で即戦力となるIT人材を採用できるようOB/OG訪問等でコミュニケーションを取る等の採用活動も推進しています。求職応募者との限られた時間の中でより良いコミュニケーションで相互理解に努める為、

リモート面談も含め、複数回実施して可否を決定しています。また、IT未経験者であっても積極的に採用し教育を行うことにより、顧客サポート部門から、よりITの専門性を高めたSEやコンサルタントの輩出を推進しています。一般応募とは異なり、当社グループのeBASE-PLUS社からIT経験豊富な社員を本人が希望すればeBASE社への移籍も随時出来る仕組みを取り入れております。

（教育）

当社グループのマテリアリティである「就業機会の均等性」の実現に向け、新卒応募者はインターンシッププログラムを実施し、短期の就業経験を積んでおります。社内環境整備方針として、IT技術を駆使した教育環境の整備に注力しております。具体的な取組として、入社後、当社開発のeラーニングの仕組みを利活用し、自由な時間、場所で教育を受講できるようシステム化しております。当該eラーニングコンテンツは、「eBASE」を活用する顧客の導入事例を利用し、「eBASE」を利用する事で、大きく業務改善している現場の声も閲覧できるようにしております。また、テクニカルな教育コンテンツも準備し、プログラミング未経験の学生応募者が見て受講すれば、コンピュータ言語による簡単なプログラミングが出来る程度にまで理解できる仕組みになっております。また、新入社員と既存社員とのコミュニケーションのため、ランチ懇親の機会も提供し、当社への理解や入社時に抱く不安の解消等に努めております。

2. 就業機会の均等性・多様な人材活躍実現に向けて

（ジェンダー・人種にとらわれず、安心して働ける環境づくり）

当社グループの採用、労働条件、人事評価、配属について、人種、宗教、性別、年齢、出生地、国籍、障がいによる差別は一切行いません。全社員が対象のセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等を防止するeラーニング研修を実施、個人の多様な価値観、個性、プライバシーを尊重するよう努めております。昇給・昇格に関しても不合理な格差を生む昇給・昇格制度ではなく、客観性を高める事を目的に、PDCAサイクルで毎年ブラッシュアップし改訂を繰り返しております。

③ リスク管理

当社グループでは、内部統制・環境・人材確保・情報セキュリティなど、当社にとって経営を脅かすリスクを多面的に捉え、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程については、統合的なリスクマネジメントの観点から経営基盤を強化するため、リスクマネジメントに関する規程「リスク管理規程」、及び「情報リスク管理規程」を定めております。サステナビリティ委員会では、年1回以上の開催を定め、重要課題（マテリアリティ）に対する取り組みの進捗状況を確認し、審議結果は経営会議を経由し取締役会へ報告する事としております。また、外部レポートや外部有識者の助言をもとにリスク項目を分析しております。分析したリスク項目はリスク所管部署からサステナビリティ委員会へ報告を行い、同委員会がリスクの確認、特定を行っています。特定したリスク項目は同委員会が、リスクマネジメントに関する規程「リスク管理規程」、及び「情報リスク管理規程」に則り、取締役会へ適切に報告し管理されております。当社グループは、サステナビリティ関連のリスクおよび機会を効果的に監視・管理するためのガバナンス体制について、以下にその統制および手続内容を記載いたします。

1. ガバナンス構造

経営陣の関与として、取締役会はサステナビリティ戦略の最終責任を持ち、定期的に進捗と成果をレビューします。サステナビリティ委員会はサステナビリティに関する方針策定、リスクと機会の評価、および管理プロセスの監督を行います。この委員会は年に1回以上開催され、最新の動向と施策の進捗を確認します。リスク管理として全社的なリスク管理体制を維持し、サステナビリティ関連リスクの特定と対応策の検討を行います。

2. 統制および手続

（リスク及び機会の識別と評価）

定期的なリスクアセスメントとして各部門及びグループ子会社がサステナビリティ関連のリスクと機会を毎期ごとに評価し、その結果をサステナビリティ委員会に報告します。マテリアリティアセスメントとして重要性が高いリスクと機会を特定するために、内部監査として内部監査室がサステナビリティ関連の取り組みおよびリスク管理の有効性を年間で監査し、改善点を報告します。

（報告とコミュニケーションを円滑に行う事を目的とした透明性の確保）

重要なリスクや機会についてはステークホルダーに対して、適時かつ適切に有価証券報告書などを通じて情報を

共有します。フィードバックの収集を行い、それを基にガバナンス体制を改善します。

当社グループは、持続可能な成長と企業価値の向上を追求するために、サステナビリティ関連の「リスク」と「機会」を体系的に識別、評価、および管理するプロセスを確立しています。以下にその詳細を記載いたします。

(イ) リスクの識別、評価および管理

1. リスクの識別

(ステークホルダーエンゲージメント)

顧客、従業員、投資家、地域社会等、主要なステークホルダーとの対話を通じ、潜在的なリスクを特定します。

(内部監査と自己診断)

各部門による自己評価と内部監査を行い、運営上のリスクを洗い出します。

(外部環境分析)

規制の変化、市場のトレンド、気候変動等の外部要因をモニタリングし、関連リスクを把握します。

2. リスクの評価

(影響度と発生頻度の分析)

リスクの影響度（財務的、環境的、社会的）及び発生頻度を数値化して評価します。

(シナリオ分析)

異なる状況下でのリスクの影響をシミュレーションし、最悪ケースの想定及び対策を検討します。

(マテリアリティアセスメント)

重要性評価を実施し、当社にとって特に重大なリスクを特定します。

3. リスクの管理

(リスク対策プランの策定)

リスク削減、転嫁、受容、回避の戦略を組み合わせた対策プランを立案します。

(緊急時対応計画)

リスク発生時に迅速に対応できるよう、緊急対応計画とバックアップ体制を整備します。

(定期レビューとモニタリング)

リスク管理の進捗と有効性を定期的にチェックし、必要に応じて対策を見直します。

(ロ) 機会の識別、評価および管理

1. 機会の識別

(ステークホルダーとの対話)

顧客、従業員、投資家、地域社会などのステークホルダーとの対話から、新たな機会を探ります。

(市場調査とトレンド把握)

業界動向、技術革新、規制の変化を継続的にモニタリング、潜在的な機会を特定します。

(社内部門から率先)

各部門から提案の新規事業や改善活動を検討し、サステナビリティ強化の機会を抽出します。

2. 機会の評価

(環境・社会へのインパクト)

機会がもたらす環境保全や社会貢献の程度を評価します。

(経済的メリット)

投資対効果、コスト削減、売上増加などの経済的インパクトを分析します。

(実現可能性とリスク評価)

技術的、組織的に実現可能かどうかを検証し、関連リスクを併せて評価します。

3. 機会の管理

(優先順位の設定)

影響度や実現可能性に基づき、取り組むべき機会の優先順位を決定します。

(具体的な行動計画の策定)

必要に応じて達成目標と期限を明確に設定した行動計画を策定、関係部門で共有します。

(進捗モニタリングと評価)

計画の進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて修正や調整を行います。また、成果をステークホルダーに報告しフィードバックを得ます。

これらのプロセスを通じて、当社グループは持続可能な価値創造を推進し、長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

④ 指標及び目標

(イ) 当社グループでは、上記「②戦略」において記載した、人材育成の推進について、当社の事業展開上、特に女性や外国人労働者の採用・登用に際し従来から性別、国籍、新卒・中途の別に関わらず採用活動を行っております。その中から能力・適性に応じて管理職に登用することを方針としているため、女性や外国人労働者の採用、登用の目標等は設定しておりません。

今後も当社は基本的な考えとして、多様性を高め、社員全員が能力を最大限発揮できる、生き活きと働きやすい職場環境をつくり、社員の行動変革に繋げていく事を実現すべく性別、国籍、新卒・中途の別に関わらず社員の採用、成長を支援してまいります。

当社グループ雇用状況

項 目		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
新卒採用数(名)	男	13	12	9	14	15
	女	3	6	4	1	6
中途採用数(名)	男	23	12	8	15	21
	女	7	3	3	6	4
離職者数(名)		21	16	32	36	29
新卒新入社員の3年定着率(%)		100	61	77	100	77

(ロ) 電力使用量及び温室効果ガス排出量

当社グループは、IT事業を主とする企業特性から、CO2排出量の算定を当社オフィスからの排出を対象範囲とし情報開示に取り組んでいます。当社グループは、事業規模拡大に伴い、人材確保に比例しエネルギーの消費量の増加による温室効果ガス排出量が高くなる可能性があるため、具体的な削減目標等は設定しておりません。当社グループ内におけるオフィス内での省エネ対策を推進し、電力使用量を抑え、無駄なプリントアウトの削減等で、温室効果ガス排出量の軽減へと繋げてまいります。

※温室効果ガス排出量、及びエネルギー使用量については、当社ホームページをご覧ください。

<https://www.ebase.co.jp/company/company08/index.html>

3 【事業等のリスク】

以下、当社グループ事業推進において、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

（１）競合製品により収益が圧迫される可能性

「eBASE」と一部機能が類似するソフトウェアとしては多数存在し、今後も新たな競合製品がリリースされる可能性が高いと想定しています。当社グループは、これらの競合製品に対し機能面での優位性を保つべく開発を行い、また、ビジネス戦略として「商品情報交換プラットフォームのデファクト化」を推進し、これら競合製品との差別化を行うことによって、「eBASE」の優位性の確保を実現する努力を行っております。しかしながら、当社グループの努力にもかかわらず、例えば競合製品が圧倒的資本により開発された場合等には、当社グループソフトウェアの機能面での優位性を確保することが困難となり、あるいは、価格戦略や営業戦略面で当社グループが遅れをとった場合等には当社グループソフトウェアの機能的差別化の実現によってもそれが収益に結びつかない等、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（２）当社グループビジネスモデルの競合出現の可能性

「商品情報交換プラットフォームのデファクト化」が、当社グループビジネスモデルの原点になっていますが、このビジネスモデル自体を模倣した競合製品が出現する可能性もあります。デファクトビジネスは、市場の占有率が高まれば、そのビジネス強度は必然的に高まります。占有率を高めるために、当社グループは、業界を特定しながら「eBASE」の普及、デファクト化を推進しています。結果的に、ターゲットから外れた業界での「商品情報交換プラットフォームのデファクト化」は未着手となり、競合他社が、当社グループのビジネスモデルと類似サービスを開始することが想定され、当社グループが想定した業界展開に障害が生じる可能性があります。また、デファクトを確保したと思われた業界でも競合製品の出現により逆転現象が生じる可能性もあります。このような場合には、当社グループの事業展開や業績に影響を及ぼす可能性があります。

（３）インターフェイス開示による競争激化の可能性

当社グループは継続的社会貢献こそが企業の中長期成長を実現できるという経営理念を掲げています。当然の事ながら、当社グループのビジネス戦略である「商品情報交換プラットフォームのデファクト化」も社会貢献を実現します。従って、より社会に貢献できる策を見出すことができれば、当社グループの短期的利益の障害となろうとも、社会貢献できるビジネス戦略への転換を図っていきます。現状でも「eBASE」のインターフェイス開示を行っていますが、これによって、商品情報交換プラットフォームは、低価格「eBASE」を採用し、バックエンドの商品情報データベースシステムは他社製品ということが可能です。この開示をしなければ、当社グループ利益モデルである低価格「eBASE」から高価格「eBASE」へのグレードアップがより確実になりますが、それでは、ユーザー企業の選択肢が狭まりますし、自由競争原理もなくなります。単なる独占ビジネスとなってしまうと、社会に容認されることもなく、中長期的には社会から見放されると考えます。しかしながら、このような考え方による「eBASE」のインターフェイス開示は競合他社との競争が激化する要因でもあり、当社グループ事業の成長を阻害する可能性があります。

（４）技術革新による陳腐化の可能性

IT業界においては、日々新しい技術の開発が進められており、この技術革新がIT関連企業のビジネスモデルを崩壊させた例も稀ではありません。当社グループの「商品情報交換プラットフォームのデファクト化」戦略においても、「eBASE」の有するプラットフォーム機能自体が、Microsoft/Windows等のOS機能として提供される可能性もあります。また、商品情報交換手法もXML化によりプラットフォームインディペンデントになる可能性が高いと予想されます。このような技術革新が現実のものとなる前に、当社グループの戦略であるデファクトを実現することが重要であり、そのためには、米国市場と中国市場でのデファクト確保も必要となりますが、決して容易とはいえず、技術革新によって「eBASE」の有するプラットフォーム機能が陳腐化する場合には、当社グループの事業活動の継続自体に影響を受ける可能性があります。

（５）業界環境が激変する可能性について

国際紛争によるテロや戦争、金融危機、エネルギー供給障害、地震・台風・水害等の天災及び新型コロナウイルス（COVID-19）等の感染症の影響によるマクロ経済の変化に対しては成す術がありません。あえて言えば、マクロ経済の変化に耐えられるだけの高収益モデルを構築するしかないと言えます。マクロ経済の変化には対応できませんが、企業の安定成長を「社会貢献を目的としたデファクト戦略」で推進しようとしています。自由競争社会にお

いて、デファクトビジネスは自由競争を阻害した独占ビジネスが可能です。当社グループは、デファクトを確保し、競争社会での優位を確保しながら社会貢献型ビジネスモデルを構築し、経営環境を安定させようと努力しています。しかし、現状では当社製品のユーザーは主に食品業界、日雑業界、住宅業界等に属しているため、当社の業績は、当該業界の設備投資動向の影響を受ける可能性があります。

(6) eBASE稼働環境の変化について

「eBASE」の稼働環境は、現在主流として認知されているMicrosoft製品をプラットフォームとしていますが、そのプラットフォーム自体の仕様が変更された場合や新たなプラットフォームが出現した場合等には、これらに対応した「eBASE」ソフトウェアの仕様の変更や新規移植等の開発のために多大な費用と時間を費やさざるを得ず、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。また、そのプラットフォームのライセンスルール、価格等の変更によっても「eBASE」の販売や収益率が影響を受ける可能性があります。

(7) 開発費の増大について

当社グループは、これまで最大公約数的市場ニーズに対応したソリューションソフトウェアとして「eBASE」を開発することで投資対効果の高いソフトビジネスを構築してきましたが、今後は「eBASE」の多種市場への浸透や顧客別にカスタマイズしたコンテンツマネジメントソフトの開発環境である「ミドルウェアeBASE」の開発提供を目指しており、その実現のために、「ミドルウェアeBASE」を使った受託開発を行う必要があります。必然的に、多くの受託開発型IT企業のように、大幅に見積以上のコストが発生し、「eBASE」ソフトビジネスの利益率が低下する可能性があります。また、当社グループが正しく市場ニーズを認識できない場合には、先行投下した開発費が収益に結びつかず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) ソフトウェア価格の低下について

当社グループは、商品情報交換用の商品データベースプラットフォームとしてデファクト確保を起爆剤として拡販することをビジネスモデルとしていますが、このデファクト確保のために「eBASE」の販売価格を一定程度減額する施策を行う可能性があり、このような場合には販売数量の増加にもかかわらず売上及び利益率の低減が生じる可能性があります。

(9) ソフトウェアの契約不適合

当社グループは「eBASE」ソフトウェアに契約不適合が生じないよう十分留意し、また、ソフトウェアの使用許諾契約において、当社グループソフトウェア「eBASE」の契約不適合を原因とした顧客の損害についての賠償責任がないことを明記しておりますが、万一「eBASE」に契約不適合が発見された場合には、その対応に多大なコストが発生するほか、不適合の程度によっては当社グループのビジネスモデル自体の遂行が不可能または著しく困難となる等、当社グループの業績や事業継続そのものに影響を及ぼす可能性があります。

(10) 知的所有権侵害

「eBASE」は、知的所有権の侵害が無きよう、調査を行った上で開発を行っていますが、知的所有権の認識違いや、知的所有権の主張変更、調査の限界等、様々な理由で、第三者の知的所有権を侵害していないという保証はありません。万一、「eBASE」が第三者の知的所有権を侵害している場合には、損害賠償義務やロイヤリティ支払い等が生じ、あるいは当社グループの社会的信用が低下する等して、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 研究開発について

当社グループは、新しい製品や技術・サービスの開発のために、継続的に研究開発投資を行っております。しかし、市場のニーズに合致し、開発投資に見合った付加価値を生む魅力ある製品を継続的に開発できる保証はありません。その結果、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 情報管理について

当社グループは、業務受託やシステム開発において入手する顧客の機密情報や個人情報の管理を徹底することはもとより、当社グループ自体の保有する「商材ebisu」のコンテンツデータ及び内部情報、機密情報やノウハウの社外流出を防止することを経営の重要課題のひとつと位置付けております。そのため、情報管理については管理部を責任部門として、規程を整備し、取扱方法について、全社員に徹底した社内啓発と教育を行い、情報管理意識向上に努めております。しかしながら、不正アクセスその他により、万が一、情報漏洩が発生した場合、当社グループ

の業績及び財務状況に悪影響を及ぼすだけでなく、当社グループの信用失墜につながる可能性があります。

(13) システム障害リスクについて

事業の拡大及び効率化の維持対策を進めた結果、当社グループの事業はコンピューターネットワークシステムに業務の多くを依存しております。そのため、セキュリティの強化、ハードウェアの二重化等多くのトラブル対策を講じております。しかしながら、これらの対策にもかかわらず、人為的過誤、自然災害等によるトラブルが発生した場合には、当社グループが提供するサービスに対する信頼性の低下を招く等、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) 受託開発案件の不採算リスクについて

当社グループでは、「eBASE」を使ったカスタマイズ開発時には、原則として請負契約を締結しており、請負契約による受託開発の場合、受注時に顧客の諸要件を確認し、作業工程及び外注金額等を検討した後、当社グループより見積金額及び納期等を顧客に提示し契約締結に至ります。受注段階での見積精度の向上に努め、開発段階においてはプロジェクト管理及び品質管理の強化に努めることにより、不採算案件の発生防止に注力しております。しかしながら、受注時に採算性が見込まれるプロジェクトであっても、新技術仕様での開発であるものや開発進行途中で想定外の仕様変更・追加が発生する場合があります、作業工程が当初の見積以上に増加すること等により、最終的に案件が不採算化する可能性があります。

(15) 業績の季節変動について

当社グループが行うeBASE事業は、顧客（企業）から見ればシステム導入に伴う投資であり、各顧客（各企業）においてシステム投資は年度予算化されているため、多くの企業では決算が3月及び9月であることから3月末及び9月末に売上が集中する傾向にあります。しかしながら顧客（企業）の検収時期が遅延した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。従いまして現状では当社グループの経営成績を分析するに当たり、このような季節性を考慮する必要があります。

なお、当連結会計年度における四半期別の売上高及び営業利益の構成は、次のとおりであります。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
売上高（千円）	1,063,203	1,466,872	1,166,486	1,773,335	5,469,897
構成比（％）	19.4	26.8	21.3	32.4	100.0
営業利益（千円）	169,179	532,640	238,908	790,936	1,731,664
構成比（％）	9.8	30.8	13.8	45.7	100.0

(16) 法的規制について

当社グループが行うeBASE-PLUS事業は、常用雇用型のIT開発アウトソーシングビジネスについて、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下、「労働者派遣法」という。）による規制を受けております。当社グループは、関係法令を遵守して事業を運営しておりますが、労働者派遣法に定める派遣事業主としての欠格事由に該当もしくは法令に違反する事項が発生した場合には、事業の停止や派遣事業者の許可の取り消しをされる可能性があります、その場合には事業を営むことが出来なくなる可能性があります。現時点において認識している限りでは、これらの法令に定める欠格事由に該当する事実はありません。しかしながら将来、何らかの理由により許認可等の取消が発生した場合には、事業運営に大きな支障をきたすとともに、財政状態及び経営成績に大きな影響を与える可能性があります。また、労働者派遣法をはじめとする関係諸法令は継続的に見直しが行われており、当社グループの事業に対して著しく不利となる改正が行われた場合は、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

（許認可等の状況）

許認可等の名称	有効期限	許認可等の番号	規制法令	所轄官庁等	取消事由等
労働者派遣事業の許可	2025年5月1日から2030年4月30日まで	派27-302549	労働者派遣法	厚生労働省	労働者派遣法第6条に定める欠格事由に抵触した場合

(17) 人的資源について

国際競争の激化や急速な少子高齢化による労働人口の減少、デジタルトランスフォーメーションの進展により、IT人材の獲得競争は厳しさを増しております。当社グループの成長と業績は、人材に大きく依存しております。高度な能力を有する技術者の採用・育成が重要な経営課題となっております。そのため、当社グループでは、経営戦略に基づいた人材の採用・育成のため、中長期視点での新卒採用・第二新卒等のポテンシャル層や即戦力となるキャリア層等の採用を実施しております。また、より高度なスキルを習得できるよう、研修・制度の充実を図る等、IT人材の育成施策を展開しております。人材の採用・育成または既存社員の流出を防止できない場合は、当社グループのeBASE-PLUS事業の成長と業績に大きく影響する可能性があります。

(18) M&Aによる事業拡大について

当社グループは、既存事業の強化、事業規模の拡大に寄与すると判断出来、且つ、リスク検討の結果が低いと判断される場合等には、M&Aを有効に活用していく方針であります。M&Aにおいては、対象となる企業の財務内容、契約関係及び事業の状況等について事前にデューデリジェンスを実施し、十分にリスク検討をしておりますが、対象企業における偶発債務の発生や未認識債務の判明等事前の調査によっても把握できなかった問題が生じた場合や、事業展開が計画通りに進まない場合、投下資本の回収が困難になる等、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、M&Aにより、当社グループが従来行っていない新規事業が加わる際には、当該事業固有のリスク要因が加わる可能性があります。

(19) 保有有価証券における価格下落のリスクについて

当社グループでは、資産運用上の効率性に着目し、余剰資金の一部を市場で流通している債券（社債）やファンドへの投資で運用しております。余剰資金の運用にあたっては、安全性の高いものを選択しておりますが、急激な市場金利や為替の変動、発行主体の急激な業績悪化により、保有する有価証券の市場価額が著しく下落した場合、減損損失が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 環境（気候変動）に係るリスク

近年、気候変動に伴う温室効果ガスの排出抑制等の取り組みは世界中で進みつつあり、経済・社会・環境に大きな影響を及ぼしています。当社グループにおいては、「不確実性を高める将来的な要素」と捉え、企業の社会的責任として温室効果ガス削減や省エネルギー化に取り組む等、気候変動リスクへの対応を進めております。具体的な運営についてはサステナビリティ推進に関する委員会を設置し、サステナビリティ委員会による活動推進、OA用紙・電力使用量の削減等やサステナビリティに関する方針の策定・見直し等に取り組んでおります。しかしながら、こうした取組みが不十分である、もしくは不十分とみなされた場合、社会的信用の低下に伴う事業機会の逸失や収益の減少等、当社グループの企業価値向上、及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(21) 感染症への対応

ヒト・モノ・カネ・情報のグローバル化の進展に伴い、感染症のリスクは確実に増加しております。現在、収束しました新型コロナウイルス感染症によって、そのリスクは顕在化いたしました。今後も新型コロナウイルス感染症に限らず、様々な感染症リスクが顕在化し、拡大した場合、経済の停滞による顧客企業のIT投資への中止や先送りが生じれば、当社グループの事業運営及び業績に甚大な影響を与える可能性があります。コロナ禍以降、ニューノーマルにより変化した顧客ニーズの把握に対して、適切なサービスが提供できない場合や、緊急事態宣言等の発令、また、当社グループ内における感染者や重篤者の発生等によって事業活動の停滞を余儀なくされる場合には、業績へ影響を及ぼす可能性があります。

(22) 新規事業モデルの進出について（BtoBtoCモデル）

当社グループが行うeBASE事業は、自社パッケージソフトウェアの販売・サポート、業務受託やシステム開発を主たる事業としていますが、既存事業モデル（BtoB）の強化・拡大の他に、更なる成長のため、新規事業モデル（BtoBtoC）の進出を積極的に展開する方針であります。しかしながら、新規事業モデルの展開は大きな先行投資を伴うことがあり、今後、当社グループが展開する新規事業モデルが計画通りに進捗しない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

・経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の増加や経済活動の正常化が進み、景気回復の兆しが見える一方で、米国の政策の動向や、原材料やエネルギー価格の高騰や円安基調の継続による物価上昇影響から、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社グループは、パッケージソフトビジネスのeBASE事業と、IT開発アウトソーシングビジネスのeBASE-PLUS事業で構成し、活動いたしました。

eBASE事業は、創業から現在に至るまで3種類のビジネスモデルのフェーズ（0th eBASE、1st eBASE、2nd eBASE）により展開をしてまいりました。

「0th eBASE(BtoBモデル:企業別統合商品DB)」は、創業期からのワンソースマルチユースを実現するCMS(Content Management System) 開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を基盤とするパッケージソフトウエア「eBASE」を用いて、様々な業界や業態向けの統合商品データベースシステムとしての提供、これらの統合商品データベースシステムと連動する従来の販促メディア（紙カタログ、紙チラシ、Webカタログ等）の企画制作プロセスを最適化（コストダウン）すると同時に、ワンストップで次世代のOMO(Online Merges with Offline)展開を加速化する企画制作支援システム「DBP eBASE(eB-DBPカタログ/ちらし/Web)」としてのデータベースパブリッシングシステム(DBP:DataBase Publishing)の開発提供、及び統合商品データベースシステムと連動した商品DB型のWebサイト等の個別システムインテグレーションを開発展開しています。

「1st eBASE(BtoBモデル:業界別統合商品DB)」は、「0th eBASE」を通じて商品情報交換プラットフォームとしての「eBASE」の普及促進を目指して食品業界、日雑業界（他業界）、住宅業界の各業界セグメントに対して、個別の業界や業態向けのニーズにマッチした「FOODS/GOODS eBASE」等の商品詳細情報管理システムの開発推進を行っています。また商品情報のデジタルコンテンツプロバイダーとしての商品データプール「商材ebisu/マスタデータebisu」のデファクト化を同時に推進することで、小売向けに「商材ebisu/マスタデータebisu」と連動した統合的な商品マスタ管理システム「MDM(Master Data Management) eBASE」の開発提供や、小売PB(Private Brand)部門やメーカー向けに製品企画開発管理システム「PDM(Product Data Management) eBASE」を開発提供しています。

「2nd eBASE(BtoBtoCモデル:消費者向けライフスタイルアプリ)」は、まず「0th eBASE」により構築された統合商品データベースと連動した「DBP eBASE」、加えて「1st eBASE」を通して構築された「商材ebisu/マスタデータebisu」をコアコンピタンスとしています。その結果、従来の販促メディア（紙カタログ、紙チラシ等）の企画制作におけるコストダウン施策を実現すると同時に、ワンストップで小売向けの次世代OMO環境を構築することが可能となりました。そして、消費者向けスマホアプリ「e食住シリーズ」の開発・提供を通じて、小売やメーカーのDX(Digital Transformation)によるCX(Customer Experience)向上を実現する新たなビジネス展開を推進しています。

これら「0th~2nd eBASE」の各ビジネスモデルは双方向に有機的に関与することにより、お互いを補完・増強するだけでなく、様々な新サービスや新事業モデルへの展開を可能としています。

eBASE-PLUS事業は、顧客企業ニーズに応えたシステム構築・開発・サポート等のIT開発アウトソーシングビジネスを推進しています。特に自社開発のオンライン教育システム「eB-learning」の構築と運用を継続的に強化向上する事で未経験者の育成、及び高度技術者の人材を育成し、eBASEグループ全体におけるIT人材の採用と教育を強化推進しています。

当連結会計年度における当社グループの業績の結果は、売上高5,469,897千円（前年同期比277,774千円増）、営業利益1,731,664千円（前年同期比80,402千円増）、経常利益1,797,849千円（前年同期比135,123千円増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,250,789千円（前年同期比106,096千円増）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりです。

(イ) eBASE事業

・BtoBモデル(0th/1st eBASE)の概況は、食品業界、日雑業界(他業界)、住宅業界の各パラグラフで説明します。

[食品業界向けビジネス]

食の安全情報交換の全体最適化を図りながら、食の安全・安心システム「FOODS eBASE」においては商品データプールサービス「商材ebisu(食材ebisu)」の普及推進も含めてeBASE商品情報交換の標準化を継続的に進展しまし

た。また、「商材ebisu/マスタデータebisu」と連動する小売向け商品マスタ管理システム「MDM eBASE」、小売PBやメーカー向け製品企画開発支援システム「PDM eBASE」等の販売促進にも継続して注力しました。

売上面では、既存顧客のアップセル案件として、大手総合小売のPB子会社から「FOODS eBASE」を基盤にした食品原材料、アレルギー管理の機能強化とサーバ増強の大型案件を受注し売上計上しました。更にこの大手総合小売の情報システム子会社からもクラウドサーバ移行の大型アップセル案件を売上計上しました。大手コンビニエンスストアでは、中食(惣菜、弁当等)の包装デザインチェック機能の大型案件を売上計上し、また前述とは別の大手コンビニエンスストアでは生産加工商品管理のシステムリブレース継続案件を売上計上しました。大手生協からは「商材ebisu/マスタデータebisu」と連動した「MDM eBASE」を活用した大型の他システム連携案件を売上計上しました。また東北地域の食品スーパーからは「商材ebisu/マスタデータebisu」と連動した「MDM eBASE」を用いた特売商品マスタ登録、及び「DBP eBASE(eB-DBPちらし)」によるチラシ作成効率化(コストダウン)とOMO展開を同時にワンストップで実現する大型案件を売上計上しました。外食産業では、大手総合外食チェーンから「FOODS eBASE」と連動する原価シミュレーションシステムの大型案件を売上計上しました。

新規顧客案件では、関東地域の食品スーパーで「FOODS eBASE」と連動する品質表示作成システムの大型案件や、米穀加工食品メーカーからは「FOODS eBASE」と連動する原価シミュレーションシステムの大型案件を売上計上しました。

受注面としては、既存顧客のアップセル案件として総合スーパーから「商材ebisu/マスタデータebisu」と連動した「MDM eBASE」による商品マスタエントリーシステムの大型案件を受注、及び大手食品小売から「FOODS eBASE」によるインスタ商品品の品質表示ラベル作成業務のアップセル案件を受注しました。

取組面としては、従来の小売企業における販促メディアである紙チラシ発行の企画制作プロセスを最適化すると同時にワンストップで次世代のOMO展開を加速化するチラシ企画制作支援システム「DBP eBASE(eB-DBPちらし)」を開発、リリースしました。

食品業界向けビジネスの売上高は、前年同期比で増加となりました。

[日雑業界(他業界)向けビジネス]

「商材ebisu(日雑・医薬・文具・家電・工具、食品等)」を中心に、製品仕様書情報管理データベース「GOODS eBASE」、及び「商材ebisu/マスタデータebisu」と連動する小売向け商品マスタ管理システム「MDM eBASE」、小売PBやメーカー向け製品企画開発支援システム「PDM eBASE」、商品DB型Webカタログサイト構築等の販売促進に継続して注力しました。

売上面では、既存顧客のアップセル案件として、オフィス家具メーカーから簡易見積作成サイト構築案件、及びその簡易見積作成サイトと連携する提案書・見積書作成システムの大型案件や、スポーツ用品メーカーからは統合商品DB構築大型案件を売上計上しました。また切削工具卸から商品DB型Web検索サイトの大型再構築案件を売上計上し、大手ホームセンターでは「商材ebisu/マスタデータebisu」と連携する「MDM eBASE」案件を売上計上しました。

新規顧客案件では、大手家電量販店からは「商材ebisu/マスタデータebisu」と連携する「MDM eBASE」の大型案件や、大手総合筆記具メーカーから商品DB型Webカタログ構築の大型案件、カタログギフト事業者でもカタログ制作支援システムへ商品情報を連携する統合商品DBシステムを売上計上しました。また家庭用品、生活雑貨等のメーカーからは「PDM eBASE」を活用した統合製品情報管理システムを受注し売上計上し、更に新規顧客の生花・園芸資材メーカーの「eB-DAM」を活用した統合商品DB構築の大型案件を売上計上しました。繊維専門商社からは海運貨物取扱業者向け輸出入関連のドキュメント管理システム案件を売上計上しました。

受注面では、既存顧客のアップセル案件として、大手家電量販店から「商材ebisu/マスタデータebisu」と連携する「MDM eBASE」案件の機能拡張によるアップセル案件を受注しました。また新規顧客案件では、塗装用具卸から基幹システムと連携する統合商品情報DB構築案件を受注し、スポーツ用品総合卸からは基幹システムと連携する統合商品DB案件を受注しました。

取組面では、前述の新規大手家電量販店の本番稼働に合わせて、大手家電メーカーに対して、「商材ebisu(家電ebisu)」へのデータ登録支援ツールの導入に向けて共同で検討を開始しました。また開発の取組としては、Webカタログ構築プロセスの最適化で圧倒的なコストダウンを実現すると同時にワンストップで次世代のOMO展開を加速化するWebカタログ構築支援システム「DBP eBASE(eB-DBPweb)」を開発し、リリースしました。

日雑業界向けビジネスの売上高は、概ね計画内で推移し、前年同期比で微増となりました。

[住宅業界向けビジネス]

住宅業界は、既存の複数の大手ハウスメーカーで活用されてきた「商材ebisu(住宅ebisu)」が、新規の大手ハウスメーカーでも利用が開始され普及が促進されました。

売上面では、既存顧客のアップセル案件として、大手空調設備メーカーの技術情報検索サイトの構築案件や、大手設備メーカーの商品DB型Webカタログサイトのリブレイス案件、また床材・壁材製品を中心とした大手建材メーカーの統合商品DB構築案件を売上計上しました。大手総合建材メーカーでは、統合商品DBのサーバリブレイス案件、及び商品DB型Webカタログを活用したセット商品対応の中型のアップセル案件を売上計上しました。

受注面では、新規顧客案件として中堅マンションビルダーから、施主向けの取扱説明書開示に向けたクラウドサービス「HOUSING eBASE Cloud」を受注しました。

住宅業界向けビジネスの売上高は、「e住なび」を含む「2nd eBASE」の普及展開の遅れもあり後半期に減速し、前年同期比で減少となりました。

・BtoBtoCモデル(2nd eBASE)の概況は、業界横断型(食品、日雑、医薬、文具、家電、工具、住宅等)の「商材ebisu/マスタデータebisu」の商品情報のデジタルコンテンツを活用して「ユーザー(消費者)が求める商品情報をいつでもどこでもニーズにあわせて閲覧できるように」というコンセプトを元に開発した、あらゆる商品カテゴリを統合した消費者向けライフスタイルアプリ「e食住なび」をメインアプリとした「e食住シリーズ」の普及推進・営業展開を継続しています。

今年度の普及推進状況の総括としましては、全体として営業販促における顧客評価は高く大きな潜在ニーズを確信できましたが、市場に実運用事例が無い中では、先陣を切ってDX、CXにチャレンジする小売が躊躇気味である状況から、結果、リスクヘッジを意識した小規模なPoC(Proof of Concept)の手探り導入に留まり、検討から導入までの進捗が著しく遅い傾向がありました。

これらの普及進捗の遅れに対する対策としましては、まず複数の小売企業による小規模な手探り導入のPoC推進により実運用事例を引き続き増やすと同時にこれら事例を小売間で情報共有する場(DX by DB勉強会等)も積極的に提供することでCX、DX効果を証明することを継続していきます。また、小売が抱える顕在的な課題である、従来販促メディアの紙チラシの企画制作の改善型コストダウンを即効的に実現する企画制作支援システム「eB-DBP ちらし」の導入推進を強化することにより、従来の紙チラシと「e食住ちらし」の同時発行による高いコストパフォーマンスのOMO化を実現します。これらの事例を通じて改革型CX売上アップの実証を目指します。

市場展開事例としては、業界別にご説明します。

(共通の取組)

2024年11月8日にeBASE採用小売20社が参加する「DX by DB 勉強会」を開催することで、デジタルマーケティングに関する先進的な取組について「2nd eBASE」の普及活動を促進しました。また当社のパートナーである大手計量・包装機メーカーがスーパーマーケットを中心とする食品流通業界に最新情報を発信する商談展示会にて「e食住カタログ for 電子棚札」を多言語で表示する展示を実施しました。

開発面の取組としては、「e食住なび」では、CX向上の施策の開発的要素として、より消費者が使いやすくなるよう検索のユーザーインターフェースをアップデートすると共に、食品メーカーの加工食品販促のための「メーカー料理レシピ」の提供を開始しました。「e住なび」では、日用品メーカーの商品販促と、消費者が家庭の掃除場所毎に効果的な掃除方法を確認できる「お掃除レシピ」をリリースしました。

(食品業界)

株式会社マキヤがディスカウントストア事業でLINEミニアプリと連携した「e食住なび for DX」を本番運用中です。また、「e食住ちらし」は、これまでの1店舗でのPoCから、多店舗展開したPoCの2次ステップを開始し、「e食住ビジュアルレシート」のPoCについても準備中です。総合小売の一部の店舗では「e食住カタログ for 店舗」についてPoCを継続しています。また、近畿、東海拠点の食品小売でも「e食住カタログ for 店舗」のPoCを継続しています。更に、他の店舗でも「e食住カタログ for EC」の検討を開始しました。東北地域の食品スーパーでも「e食住ちらし」のPoC検討が進捗中です。また、関東拠点の食品小売でも「e食住カタログ」を検討中です。

(日雑業界)

大手家電量販店のグループ会社で「e食住カタログ多言語版」を展開中です。また別の大手家電量販店では、インバウンド客に向けた「e食住カタログ多言語版」を基幹2店舗でPoCを実施しています。更に大手ホームセンターでは、海外現地法人で日本人スタッフの商品情報サポートのため「e食住なび」の利用が内定しました。前述とは別の大手家電量販店では、好調なインバウンド需要獲得に向けた新規出店計画があり、「e食住カタログ多言語版」の活用展開を検討しています。

(住宅業界)

大手ハウスメーカーにて、新築戸建・集合住宅の全戸に対して「e住なび」の提供を継続して実施しています。また住宅業界の受注面で記述した中堅マンションビルダーも「e住なび」の提供を前提に施主向けの取扱説明書開示に向けたクラウドサービス「HOUSING eBASE Cloud」を2025年4月より本番稼働を開始しました。

eBASE事業の特許戦略としましては、以下の2件を取得しました。

- ①店舗単位で、販売したい特定商品を、特定顧客に割引販売する販促システム
(第7575749号)
- ②食品品質情報(アレルギー)の誤り推定システム(第7487910号)

これらの結果、eBASE事業の売上高は、「2nd eBASE」の普及進捗の遅れがあり、2,861,683千円(前年同期比222,644千円増)、経常利益は人材確保への投資のため人件費コストの増加により1,405,923千円(前年同期比103,494千円増)となりました。

(ロ) eBASE-PLUS事業

既存IT開発アウトソーシングビジネスにおいて、顧客ニーズの迅速な把握と対応による案件獲得に注力しました。稼働工数増加のため専門知識・経験を持ち即戦力となる中途採用を推進し、人材の確保・育成・教育に努めました。さらに、継続して自社開発のオンライン教育システム「eB-learning」(Javaプログラミング/ITインフラ教育等)の強化を行い、採用、新入社員教育、及び既存社員の教育に注力し、スキルアップによりハイスキルの高単価案件へのシフトを図り、また物価高、人件費高騰のトレンドに合わせて顧客との単価交渉を継続実施しました。

これらの結果、eBASE-PLUS事業の売上高は、2,626,204千円（前年同期比70,599千円増）、経常利益は投資活動による一過性の営業外収益により391,926千円（前年同期比31,733千円増）となりました。

・財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ303,015千円増加し、8,112,629千円となりました。

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ113,220千円減少し、754,691千円となりました。

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ416,235千円増加し、7,357,937千円となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ415,948千円増加し、5,421,243千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,166,516千円の収入（前連結会計年度は、1,334,481千円の収入）となりました。主な減少要因として、法人税等の支払が574,291千円あった一方で、増加要因として、税金等調整前当期純利益を1,778,049千円計上したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、87,085千円の収入（前連結会計年度は、306,275千円の支出）となりました。主な減少要因として、投資有価証券の取得による支出が242,346千円あった一方で、増加要因として、投資有価証券の売却及び償還による収入が341,017千円あったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、837,866千円の支出（前連結会計年度は、565,361千円の支出）となりました。主な減少要因として、配当金の支払額が458,886千円、自己株式の取得による支出が395,165千円あったこと等によるものであります。

③ 生産、受注及び販売の実績

当社グループの事業は、コンテンツマネージメントソフト「ミドルウェアeBASE」の企画・開発事業、「ミドルウェアeBASE」を利用したソリューション企画・開発・販売・保守事業（商品情報管理パッケージソリューション、コンテンツマネージメントパッケージソリューション、商品情報データベースサービス等）、Webソリューションビジネス、「eBASE」を使った各種クラウドサービス(SaaS)の運用事業及びIT開発アウトソーシングビジネス（顧客企業からの受託開発、受託オペレーション、受託サーバー保守等）であり、生産をしていないため、生産実績及び受注状況について記載しておりません。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

（単位：千円）

セグメントの名称	販売高	前年同期比(%)
eBASE事業	2,861,683	8.44
eBASE-PLUS事業	2,608,214	2.16
合計	5,469,897	5.35

（注）1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、総販売実績に対する割合が10%未満であるため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

・経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高は5,469,897千円（前年同期比277,774千円増）となりました。

eBASE事業の売上高は、2,861,683千円（前年同期比222,644千円増）、eBASE-PLUS事業の売上高は、2,626,204千円（前年同期比70,599千円増）となりました。

各セグメント別の分析は、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況 ・経営成績」に記載しております。

(営業損益)

売上原価は、eBASE事業でのソフトウェア開発人件費、eBASE-PLUS事業でのソフトウェア開発人件費、外注費の増加等により、2,551,641千円（前年同期比118,131千円増）となりました。販売費及び一般管理費は、eBASE事業での人件費の増加等により、1,186,591千円（前年同期比79,240千円増）となり、当連結会計年度における営業利益は、1,731,664千円（前年同期比80,402千円増）となりました。

(経常損益)

営業外収益は、余剰資金の運用及び保険解約に伴う解約返戻金の計上等により69,375千円となり、当連結会計年度における経常利益は、1,797,849千円（前年同期比135,123千円増）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純損益)

特別損失は、投資有価証券評価損を19,799千円計上いたしました。以上により、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は1,250,789千円（前年同期比106,096千円増）となりました。

・財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べ406,824千円増加し、6,422,609千円となりました。主な要因は現金及び預金が409,859千円増加したこと等であります。（なお、現金及び預金の詳しい内容につきましては、1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 ④連結キャッシュ・フロー計算書をご参照ください。）

固定資産は、前連結会計年度末に比べ103,809千円減少し、1,690,019千円となりました。主な要因は、投資有価証券が113,808千円減少したこと等であります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べ303,015千円増加し、8,112,629千円となりました。

(負債)

負債合計は、前連結会計年度末に比べ113,220千円減少し、754,691千円となりました。主な要因は、未払金が39,905千円、未払法人税等が40,588千円、未払消費税等が38,208千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ416,235千円増加し、7,357,937千円となりました。主な要因は、配当金の支払により利益剰余金が459,030千円減少、自己株式の取得等により370,747千円減少した一方で、親会社株主に帰属する当期純利益計上により利益剰余金が1,250,789千円増加したこと等によるものであります。これにより自己資本比率は90.67%となりました。

・経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について

当社グループは、「経常利益」の持続的成長と収益性の向上を最大の経営目標とし、「売上高」の持続的成長を重要な経営指標と位置づけております。

2025年3月期の達成状況は、売上高5,469,897千円（計画比30,102千円減）、経常利益1,797,849千円（計画比52,150千円減）となり、売上高、利益ともに2024年5月15日公表の予想を下回りました。eBASE事業では、主に食品業界の大型案件の検収による売上計上が順調に進んだものの、住宅業界の「e住なび」を含む「2nd eBASE」の普及展開の遅れもあり後半期に減速し、売上高、利益ともに予想より下回りました。eBASE-PLUS事業では、顧客との単価交渉の継続的な実施に加え、季節性が少なく四半期単位での契約ベースのストック型のビジネスモデルであることから、計画通りの推移となりました。

（単位：千円）

指標	2025年3月期 計画	2025年3月期 実績	計画比
売上高	5,500,000	5,469,897	△30,102
経常利益	1,850,000	1,797,849	△52,150

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

・キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

・資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの資金需要は、運転資金として、労務費、外注費と販売費及び一般管理費等の営業費用があります。営業費用の主なものは人件費であります。設備投資資金として、ソフトウェア開発投資があります。これらの運転資金及び設備投資資金につきましては、内部資金を充当しております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、既存パッケージソフトウェアeBASEシリーズ（基本アプリケーションやミドルウェア等）のバージョンアップと、新規eBASEオプションソフトウェア開発及び商材えびすシリーズのクラウドサービス開発や、消費者向けスマホアプリ開発等があります。これらは全て開発部が担当しており、必要に応じて、社外開発会社と共同して開発作業を行うこともあります。eBASE-PLUS社を含むグループ社内開発を基本としております。当連結会計年度のeBASE事業における研究開発費は、44,711千円となっており、当連結会計年度に以下の開発を完了しリリースしました。

① CMS開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」の機能強化(0th/1st/2nd 共通eBASE)

データの高度な管理要件に対し、商品属性毎に異なる仕様の管理項目情報をユーザーが自由に定義し、且つ、商品グループとしてデータベース管理システムや階層ツリー型データ構造の実現を可能とするミドルウェア機能強化を引き続き推進しました。また、アプリケーションの大幅な操作改善も継続的に行いました。熟練した開発者がいなくても短納期で開発できるようにプログラミングレスで「eBASE」のカスタマイズ画面の提供が可能となる設計開発支援ツールに加え、より簡単にロジック開発が可能とするツールやシナリオテストを自動化する自動検証ツール等を継続開発し、高品質で低コストなアプリケーション構築環境の強化も引き続き行いました。近年の主力製品である「商材ebisu」と連動した商品マスタ管理システムとしての「MDM eBASE」の機能強化開発にも取り組みました。更に、従来機能を集約し、UI上でのアプリ構築機能の開発、及びミドルウェア機能としてスマートフォン、タブレット端末対応を継続して行いました。

② 「eBASE」のクラウド対応機能強化(1st eBASE)

食品業界向け「FOODS eBASE Cloud」では、オンプレミス環境だけでなく、様々なパブリッククラウド環境でも稼働できるよう機能強化を継続して行いました。また「二要素認証」を導入しセキュリティレベル、及びパフォーマンス向上の為、ハード増強を行いました。

③ BtoBtoCモデルの推進(2nd eBASE)

食品向けに開発リリースされた栄養成分、アレルギー等のキーワードから商品を検索できる「e食なび」、及びメーカー商品の一般公開用Webカタログページ提供の「e食カタログ」、食品小売りのチラシ掲載食品のアレルギー、栄養素等をスマートフォンで閲覧できる「e食ちらし」をあらゆる商品カテゴリをカバーする商品者向けライフスタイルアプリ「e食住なび」をメインとする「e食住シリーズ」に機能統合を行いました。また、POSデータと商品マスタデータを同時に連動するレシート情報ビジュアル化サービス「e食住ビジュアルレシート」を開発リリースしました。さらに、料理レシピ情報のデータプールサービス「レシピebisu」のレシピコンテンツを拡充しました。「e食住シリーズ」の新しいオプションアプリとしては、個別の小売・メーカー向けの自社取扱商品検索アプリ「e食住なび for DX(有償版)」の開発を継続し、パフォーマンス向上の為ハード増強を行いました。住宅・家電業界の消費者向けには、ハウスメーカー向けに住宅・設備の取扱説明書を一括管理するサービス「e住なび(イースマイナビ)」のコンテンツ及び機能改善を継続して行いました。

④ 「FOODS eBASE」のバージョンアップ(1st eBASE)

eB-foodsVer4.13を開発・リリースしました。アレルギー表示推奨品目（マカダミアナッツ）の追加を行い、登録不備データの確認、及び修正を支援する機能を大幅に強化しました。従来、専任のオペレータでしかできなかったアプリのバージョンアップをユーザーでもできるようにアプリ構造の変更およびバージョンアップ機能を整備しました。また新たに、AIを利用したデータ点検の開発を行いました。

⑤ その他製品・サービスの開発(0th/1st eBASE)

製品の製造・企画に関わる支援システム「PDM eBASE」を継続して開発しました。「商材ebisu」と連携した商品マスタデータの統合管理システム「MDM eBASE」に特売情報を管理する開発を行いました。新たに、従来の販促メディア（紙カタログ、紙チラシ、Webカタログ等）の企画制作プロセスを最適化（コストダウン）すると同時に、ワンストップで次世代のOMO展開を加速する企画制作支援システム「DBP eBASE(eB-DBPカタログ/ちらし/Web)」を開発、リリースしました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループが当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、eBASE事業の102,555千円であります。その主なものはeBASE事業における自社利用のソフトウェア95,112千円であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(2025年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	土地	ソフトウェア	合計	
本社 (大阪市北区)	eBASE事業	全業務に関わる 設備	635	6,288	5,755	—	212,703	225,384	130
東京支社 (東京都中央区)	eBASE事業	全業務に関わる 設備	14,601	—	1,106	18,627	—	34,334	23
香川開発センター (香川県高松市)	eBASE事業	全業務に関わる 設備	69	—	242	—	—	312	22
㈱IDCフロンティア 吹田データセンタ ー(大阪府吹田 市)(注)2	eBASE事業	サーバー	—	—	131	—	—	131	—
MCデジタル・リア ルティ㈱ KIXデー タセンター(大阪 府箕面市)(注)3	eBASE事業	サーバー	—	—	11,441	—	—	11,441	—

(注) 1 現在休止中の設備はありません。

2 ㈱IDCフロンティア吹田データセンターは、当社が㈱IDCフロンティアより賃借しているサーバー保管場所です。

3 MCデジタル・リアルティ㈱KIXデータセンターは、当社がMCデジタル・リアルティ㈱より賃借しているサーバー保管場所です。

(2) 国内子会社

(2025年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
				建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
eBASE- NeXT㈱	本社 (大阪市北区)	eBASE事業	全業務に関わる 設備	—	74	—	74	—
eBASE- PLUS㈱	本社 (大阪市北区) ほか3営業所	eBASE-PLUS事業	全業務に関わる 設備	1,583	235	—	1,818	303

(注) 1 現在休止中の設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	128,000,000
計	128,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月20日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	47,164,800	47,164,800	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株であります。
計	47,164,800	47,164,800	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、2025年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第13回新株予約権

2015年6月22日決議 (当社従業員及び当社子会社従業員 47名)		
	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
新株予約権の数(個)	500 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,000 (注) 2	普通株式 4,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	182 (注) 3	182 (注) 3
新株予約権の行使期間	2017年6月23日～2025年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 182円 資本組入額 91円	発行価格 182円 資本組入額 91円
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。ただし、(注) 2に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 2 新株予約権発行後、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・併合の比率
また、上記の他、新株予約権発行後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整による1株未満の端数は切り捨てる。
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合(ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行なう場合を除く。)には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、上記割当の他、割当日後、当社が合併または会社分割を行なう場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

- 4 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
- ①新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- ②新株予約権の相続は認めない。
- ③新株予約権の質入、その他の処分は認めない。
- ④その他権利行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱いについて
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上の行為を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 6 取締役会決議日は以下のとおりであります。
2015年6月30日取締役会決議
- 7 2017年5月12日開催の取締役会決議により、2017年10月1日付で1株を2株の割合、2018年10月30日開催の取締役会決議により、2019年4月1日付で1株を2株の割合、2020年1月31日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で1株を2株の割合で株式分割いたしました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第14回新株予約権

2015年6月22日決議 (当社従業員及び当社子会社従業員 311名)		
	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
新株予約権の数(個)	475 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,800 (注) 2	普通株式 3,800 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	182 (注) 3	182 (注) 3
新株予約権の行使期間	2023年6月23日～2025年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 182円 資本組入額 91円	発行価格 182円 資本組入額 91円
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。ただし、(注) 2に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 2 新株予約権発行後、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・併合の比率
また、上記の他、新株予約権発行後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整による1株未満の端数は切り捨てる。
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合(ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行なう場合を除く。)には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、上記割当の他、割当日後、当社が合併または会社分割を行なう場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

- 4 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
- ①新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- ②新株予約権の相続は認めない。
- ③新株予約権の質入、その他の処分は認めない。
- ④その他権利行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱いについて
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上の行為を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 6 取締役会決議日は以下のとおりであります。
2015年6月30日取締役会決議
- 7 2017年5月12日開催の取締役会決議により、2017年10月1日付で1株を2株の割合、2018年10月30日開催の取締役会決議により、2019年4月1日付で1株を2株の割合、2020年1月31日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で1株を2株の割合で株式分割いたしました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第15回新株予約権

2016年6月27日決議 (当社従業員及び当社子会社従業員 69名)		
	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,100 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,800 (注)2	普通株式 8,800 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	138 (注)3	138 (注)3
新株予約権の行使期間	2018年8月1日～2026年6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 138円 資本組入額 69円	発行価格 138円 資本組入額 69円
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。ただし、(注)2に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 2 新株予約権発行後、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
- 調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・併合の比率
- また、上記の他、新株予約権発行後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整による1株未満の端数は切り捨てる。
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合(ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行なう場合を除く。)には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、上記割当の他、割当日後、当社が合併または会社分割を行なう場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

- 4 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
- ①新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- ②新株予約権の相続は認めない。
- ③新株予約権の質入、その他の処分は認めない。
- ④その他権利行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱いについて
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上の行為を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 6 取締役会決議日は以下のとおりであります。
- 2016年7月15日取締役会決議
- 7 2017年5月12日開催の取締役会決議により、2017年10月1日付で1株を2株の割合、2018年10月30日開催の取締役会決議により、2019年4月1日付で1株を2株の割合、2020年1月31日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で1株を2株の割合で株式分割いたしました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第16回新株予約権

2016年6月27日決議 (当社従業員及び当社子会社従業員 347名)		
	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,215 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,720 (注)2	普通株式 9,720 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	138 (注)3	138 (注)3
新株予約権の行使期間	2024年8月1日～2026年6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 138円 資本組入額 69円	発行価格 138円 資本組入額 69円
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。ただし、(注)2に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 2 新株予約権発行後、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
- 調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・併合の比率
- また、上記の他、新株予約権発行後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整による1株未満の端数は切り捨てる。
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合(ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行なう場合を除く。)には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、上記割当の他、割当日後、当社が合併または会社分割を行なう場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

- 4 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
- ①新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- ②新株予約権の相続は認めない。
- ③新株予約権の質入、その他の処分は認めない。
- ④その他権利行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱いについて
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上の行為を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 6 取締役会決議日は以下のとおりであります。
- 2016年7月15日取締役会決議
- 7 2017年5月12日開催の取締役会決議により、2017年10月1日付で1株を2株の割合、2018年10月30日開催の取締役会決議により、2019年4月1日付で1株を2株の割合、2020年1月31日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で1株を2株の割合で株式分割いたしました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月1日 (注)	23,582,400	47,164,800	—	190,349	—	162,849

(注) 株式分割 (1:2) によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

2020年6月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	10	22	57	81	14	6,322	6,506	—
所有株式数 （単元）	—	62,839	5,305	9,854	16,710	177	376,579	471,464	18,400
所有株式数 の割合（％）	—	13.33	1.13	2.09	3.54	0.04	79.87	100.00	—

(注) 自己株式2,269,652株は、「個人その他」に22,696単元、「単元未満株式の状況」に52株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
常包 浩司	大阪府豊中市	16,467,980	36.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区赤坂1-8-1 赤坂 インターシティAIR	3,537,200	7.88
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1-8-12	2,241,700	4.99
西山 貴司	兵庫県西宮市	1,284,100	2.86
常包 和子	大阪府豊中市	1,065,600	2.37
岩田 貴夫	京都府京都市山科区	1,050,381	2.34
山崎健太郎	兵庫県芦屋市	836,800	1.86
明石 克巳	大阪府豊中市	775,405	1.73
窪田 勝康	奈良県生駒市	775,300	1.73
常包はるか	大阪府豊中市	723,310	1.61
計	—	28,757,776	64.06

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 3,537,200株

株式会社日本カストディ銀行 2,240,100株

2. 上記のほか、当社所有の自己株式2,269,652株があります。

3. 2020年6月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、カバウター・マネージメント・エルエルシー(Kabouter Management, LLC)が2020年6月18日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
カバウター・マネージメント・エルエルシー (Kabouter Management, LLC)	アメリカ合衆国イリノイ州60611、シ カゴ、ノース・ミシガン・アベニュー 401、2510号室	1,862,067	3.95

4. 2020年9月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、エフエムアールエルエルシー(FMR LLC)が2020年8月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
エフエムアールエルエルシー (FMR LLC)	米国02210マサチューセッツ州ボスト ン、サマー・ストリート 245 (245 Summer Street, Boston, Massachusetts 02210, USA)	1,855,088	3.93

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,269,600	—	株主としての権利内容の制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 44,876,800	448,768	同上
単元未満株式	普通株式 18,400	—	—
発行済株式総数	47,164,800	—	—
総株主の議決権	—	448,768	—

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) eBASE株式会社	大阪府大阪市北区 豊崎5-4-9	2,269,600	—	2,269,600	4.81
計	—	2,269,600	—	2,269,600	4.81

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2024年5月15日)での決議状況 (取得期間 2024年5月16日～2025年5月15日)	625,000	500,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	625,000	395,165
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	104,834
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	21.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	21.0

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他（新株予約権の権利行使）	57,880	19,737	—	—
その他（譲渡制限付株式の付与）	13,725	4,680	—	—
保有自己株式数	2,269,652	—	2,269,652	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求による売渡による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として、安定的な配当の継続と利益還元、企業基盤の強化、今後の事業の拡充を勘案し利益配当を行うこと、また、中長期的な事業展開を勘案し、内部留保とのバランスを考慮しつつ、配当性向を総合的に勘案し決定することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。剰余金の配当の決定については、「当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。」旨定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、株主の皆様への利益還元の更なる充実を期して中長期に株式保有してくださる皆様のご期待にお応えするため、親会社株主に帰属する当期純利益ベースでの配当性向を「50%を基準に算出した額及び直近の配当金予想額のいずれか高い方」とする方針を公表しておりますので、2025年3月31日を基準日とする期末配当金は、普通配当を1株当たり13円90銭（配当金総額624百万円）にて実施することを決定いたしました。

また、2025年3月期の配当予想に関しましては、株主の皆様への更なる利益還元の充実を期して、配当方針を「50.0%を基準に算出した額と直近の配当金予想額の高い方」を維持いたします。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当期に属する剰余金の配当の取締役会の決議年月日は2025年5月26日であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

＜コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方＞

当社は、長期安定的な株主価値の向上を経営の最重要課題の1つと位置づけ、より高い技術開発力を目指す技術集団として、株主をはじめ地域社会、顧客企業、社員等のステークホルダーとともに成長していく事を目指しております。そのためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化、充実に努めております。

まず、株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保を重視し、変化の早い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実に図ってまいります。それにより、ステークホルダーの信用と信頼を得て、事業活動を展開していく方針であります。

今後も、会社の成長・変化に応じて、コーポレート・ガバナンスの体制を随時見直し、企業価値の最大化を図ることを目標としております。

① 企業統治の体制

(イ) 企業統治の体制の概要

当社における企業統治の体制は、取締役会、監査等委員会を設置し、監査等委員以外の取締役5名及び監査等委員である取締役4名を選任しております。

なお、当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除できる旨を定款に定めております。なお、経過措置として、当社は第14回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。また、当社は会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、社外取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失のないときは、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額であります。社外取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で締結した損害賠償責任限定契約は、改選により再任した場合は継続いたします。

また、当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を補填することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど、一定の免責条項が定められております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び当社執行役員と管理職が兼務する子会社取締役、監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

a 取締役会

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役4名）の合計9名で構成され、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており経営上重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。なお、当社は、2025年6月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名となる予定です。また、定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役4名）となる予定です。

b 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役4名で構成され、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定等を行っております。

c 経営会議

当社では、週1回、原則として常勤取締役及び社外取締役、各部署責任者・担当者が出席する経営会議を開催しております。職務権限規程に基づき、事業計画及び業績についての報告・検討及び重要な業務に関する判断を行っており各部門の業務の執行状況が報告され、情報共有しつつ、十分な議論を行っております。

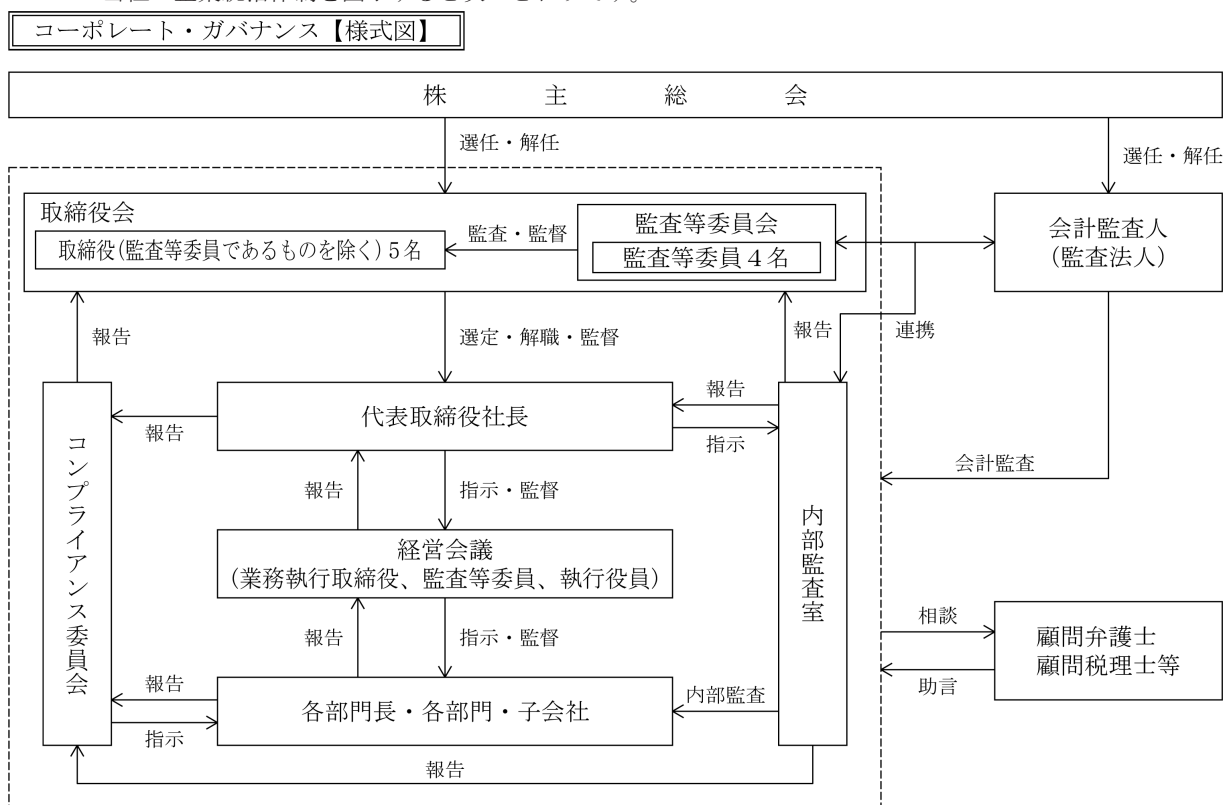
d 会計監査人

会計監査人は太陽有限責任監査法人を選任し、監査契約を結び、正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

e 内部監査室

部門の業務執行が、法令等に則って適正か監査するとともに必要に応じて改善提案を行うため、各業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、当社及び子会社の内部監査を行い、取締役会に報告しております。

当社の企業統治体制を図示すると次のとおりです。



(ロ) 企業統治の体制を採用する理由

当社がこのような体制を採用している理由は、長期安定的な株主価値の向上を経営の最重要課題の1つとして位置づけ、より高い技術開発力を目指す技術者集団として、株主をはじめ地域社会、顧客企業、社員等のステークホルダーと共に成長していく事を目指しており、そのためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると考えているためであります。

(ハ) 内部統制システムの整備状況

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 文書管理規程に定める保管方法、保管場所、保存期間に従い、次に定める文書（電磁的記録を含む）を保存する。

1. 株主総会議事録
2. 取締役会議事録
3. 重要な会議の議事録
4. 予算統制に関するもの
5. 会計帳簿、会計伝票に関するもの
6. 官公庁及び証券取引所に提出した文書の写し

7. 稟議書
 8. 契約書
 9. その他文書管理規程に定める文書
- (2) 取締役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) リスク管理規程により、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、管理部担当取締役を全社のリスク統括責任者として任命し、管理部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
 - (2) 内部監査室が当社グループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理部担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役は全社的な目標を定め、各担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び権限を含めた効率的な達成方法を定める。
 - (2) 情報システムを活用して取締役会が定期的に目標の進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
4. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - (2) その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。
 - (3) 内部監査室は、管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。
 - (4) これらの活動は定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - (5) 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として匿名で投稿が可能な社内Web掲示板（ホットライン）を設置し運営する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- (1) 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制担当を設けると共に、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
 - (2) 当社取締役及びグループ各社の社長は、各部門の業務の適正性を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - (3) 当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役、グループ各社の社長及び内部統制担当に報告し、内部統制担当は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
 - (4) 親会社を含むグループ会社間の取引については、取引の客観性及び合理性を確保するとともに、親会社との取引に関しては、親会社からの独立性を確保するものとする。
6. 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査等委員会は、その業務に必要な場合は、内部監査部門の要員による監査業務の補助について代表取締役と協議するものとする。
 - (2) 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）、内部監査責任者等の指揮命令を受けないものとする。
7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
- (1) 監査等委員会に報告すべき事項を定める規程を制定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は次に定める事項を報告する。
 1. 重要な会議で決議された事項
 2. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 3. 毎月の経営状況として重要な事項
 4. 内部監査状況

5. リスク管理に関する重要な事項
6. 重大な法令・定款違反
7. コンプライアンスホットラインの通報状況及び内容
- (2) 使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告できるものとする。
- (3) 公益通報者保護法に基づき、公益通報に関わる通報者の保護を遵守する。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 内部監査室は監査の方針、計画について監査等委員と事前協議を行い、その監査結果を定期的に報告し、監査等委員と緊密に連携する。
9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - (1) 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力の排除に向けて、反社会的勢力からの不当な要求を一切受け付けず、警察当局及び弁護士等と協力し、連携を図りながら反社会的勢力及び団体に対して毅然とした態度で拒むことを基本的な考え方としております。
 - (2) 整備状況

当社は、管理部門を対応部署とし、警察当局及び弁護士等と協力し、連携を図りながらグループウェアソフト等にて情報を提供・共有することで、継続的な啓蒙・教育活動に取り組んでおります。

新規の取引先については、当該取引先が反社会的勢力に該当するか否かを社内において検索データベース等を用いて調査し、該当しないと判断した場合には、社内の所定の承認手続きを経て、当該取引先と契約締結しております。

② 取締役会で決議できる株主総会決議事項

(イ) 剰余金の処分

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の定めに基づき剰余金の配当等を取締役会決議によっても行うことができる旨を定款に定めております。

(ロ) 中間配当

当社は、株主の機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

③ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名以内、監査等委員である取締役は3名以上とする旨定款に定めております。

④ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議については累積投票によらない旨も定款に定めております。

⑤ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑥ 取締役会の活動状況

当事業年度に開催した取締役会における個々の取締役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
常包 浩司	14回	14回
岩田 貴夫	14回	14回
窪田 勝康	14回	14回
西山 貴司	14回	14回
上野 雅彦	14回	14回
永田 博彦	14回	14回
福田 泰弘	4回	4回
高森 浩一	14回	14回
辻 和孝	10回	10回
野口 京子	10回	10回

（注）取締役（監査等委員）である、福田泰弘氏は、2024年6月24日開催の定時株主総会で退任しており、辻和孝氏及び野口京子氏は、2024年6月24日開催の定時株主総会新たに選任され同日就任しております。

取締役会における具体的な検討内容としては、通期及び四半期業績の推定、部門毎の実績進捗の確認、セグメント別事業計画の進捗、ビジネスモデルの推進施策、業界別営業戦略の進捗、サステナビリティへの取り組み、コーポレートガバナンスの強化等であります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

a. 2025年6月20日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	常包 浩司	1957年3月20日	1985年4月 1996年4月 2001年10月 2010年11月 2020年4月 2020年6月	凸版印刷株式会社入社 同社関西画像研究所所長 当社設立 代表取締役社長 eBASE-PLUS株式会社代表取締役社長 eBASE-PLUS株式会社取締役(現任) 当社代表取締役会長(現任)	(注)2	16,467,980
代表取締役 社長	岩田 貴夫	1967年6月23日	2003年11月 2004年6月 2007年4月 2013年4月 2020年6月	当社入社 当社取締役 当社取締役執行役員 当社取締役執行役員 市場開発B.U.管掌、SE B.U.管掌 当社代表取締役社長(現任)	(注)2	1,050,381
取締役 執行役員 (CFO)	窪田 勝康	1962年10月28日	2005年1月 2005年9月 2007年4月 2010年11月 2020年4月	当社入社 当社取締役 当社取締役執行役員(CFO)(現任) eBASE-PLUS株式会社取締役 eBASE-PLUS株式会社代表取締役社長(現任)	(注)2	775,300
取締役 執行役員	西山 貴司	1966年7月3日	1992年4月 2001年10月 2005年11月 2007年4月 2013年4月 2018年6月	凸版印刷株式会社入社 当社取締役 eBASE-NeXT株式会社代表取締役社長 当社取締役執行役員 当社取締役執行役員 大阪ソリューションB.U.管掌(現任) eBASE-PLUS株式会社監査役(現任)	(注)2	1,284,100
取締役 執行役員	上野 雅彦	1969年1月28日	2007年4月 2008年10月 2013年4月 2018年6月	当社入社 当社執行役員 当社執行役員 東京ソリューションB.U.管掌 当社取締役執行役員 東京ソリューションB.U.管掌(現任)	(注)2	52,290
取締役(監査等 委員)	永田 博彦	1956年10月28日	1979年4月 2003年10月 2006年6月 2017年4月 2018年4月 2018年6月	ナショナル住宅建材株式会社入社 (1982年8月ナショナル住宅産業株式会社へ社名変更) (2002年10月パナホーム株式会社へ社名変更) 同社リフォーム事業部長 同社執行役員リフォーム事業担当 同社特別顧問渉外担当 (2018年4月パナソニック ホームズ株式会社へ社名変更) 同社顧問 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)2	21,640
取締役(監査等 委員)	高森 浩一	1947年2月20日	1970年4月 1992年4月 2001年1月 2005年6月 2007年4月 2008年4月 2009年4月 2011年6月 2012年12月 2013年9月 2015年6月	シャープ株式会社入社 同社情報通信営業本部第二営業部長 同社国内情報通信営業本部本部長 同社取締役国内情報通信営業本部本部長 同社常務取締役国内情報通信営業本部本部長 同社常務執行役員国内情報通信営業本部本部長 同社顧問 当社監査役 株式会社高森戦略研究所代表取締役(現任) 株式会社高森サンヴィジョン代表取締役 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)2	160,400
取締役(監査等 委員)	辻 和孝	1963年7月12日	1986年4月 2024年6月 2025年4月 (保有資格) 2016年4月 2016年7月 2016年10月 2017年5月	凸版印刷株式会社入社(現任) (2023年10月TOPPANホールディングス株式会社に社名変更) 当社取締役(監査等委員)(現任) テクセンドフォトマスク株式会社入社(現任) 公認不正検査士 公認内部監査人 米国公認会計士 公認情報システム監査人	(注)2	3,200
取締役(監査等 委員)	野口 京子	1960年7月12日	1978年4月 1990年6月 2012年4月 2020年4月 2024年4月 2024年6月	株式会社日立製作所入社 富士通株式会社入社 学校法人長野大学教授 公立大学法人長野大学教授 学校法人松商学園松本大学非常勤講師 兼女子バレーボール部監督(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)2	700
計						19,815,991

- (注) 1 取締役の永田博彦、高森浩一、辻和孝、野口京子の各氏は、社外取締役であります。
- 2 2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年以内であります。監査等委員である取締役のうち、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から、永田氏と高森氏の任期は1年以内、辻氏と野口氏は2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 監査等委員の体制は、次のとおりであります。 委員長 永田博彦 委員 高森浩一 委員 辻和孝 委員 野口京子

b. 2025年6月23日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」及び「監査等委員である取締役2名選任の件の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容(役職等)を含めて記載しております。

男性8名 女性1名 （役員のうち女性の比率11.1%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表 取締役 会長	常包 浩司	1957年3月20日	1985年4月 1996年4月 2001年10月 2010年11月 2020年4月 2020年6月	凸版印刷株式会社入社 同社関西画像研究所所長 当社設立 代表取締役社長 eBASE-PLUS株式会社代表取締役社長 eBASE-PLUS株式会社取締役(現任) 当社代表取締役会長(現任)	(注)2	16,467,980
代表 取締役 社長	岩田 貴夫	1967年6月23日	2003年11月 2004年6月 2007年4月 2013年4月 2020年6月	当社入社 当社取締役 当社取締役執行役員 当社取締役執行役員 市場開発B.U.管掌、SE B.U.管掌 当社代表取締役社長(現任)	(注)2	1,050,381
取締役 執行役員 (CFO)	窪田 勝康	1962年10月28日	2005年1月 2005年9月 2007年4月 2010年11月 2020年4月	当社入社 当社取締役 当社取締役執行役員(CFO)(現任) eBASE-PLUS株式会社取締役 eBASE-PLUS株式会社代表取締役社長(現任)	(注)2	775,300
取締役 執行役員	西山 貴司	1966年7月3日	1992年4月 2001年10月 2005年11月 2007年4月 2013年4月 2018年6月	凸版印刷株式会社入社 当社取締役 eBASE-NeXT株式会社代表取締役社長 当社取締役執行役員 当社取締役執行役員 大阪ソリューションB.U.管掌(現任) eBASE-PLUS株式会社監査役(現任)	(注)2	1,284,100
取締役 執行役員	上野 雅彦	1969年1月28日	2007年4月 2008年10月 2013年4月 2018年6月	当社入社 当社執行役員 当社執行役員 東京ソリューションB.U.管掌 当社取締役執行役員 東京ソリューションB.U.管掌(現任)	(注)2	52,290
取締役(監査等 委員)	永田 博彦	1956年10月28日	1979年4月 2003年10月 2006年6月 2017年4月 2018年4月 2018年6月	ナショナル住宅建材株式会社入社 (1982年8月ナショナル住宅産業株式会社へ社名変更) (2002年10月パナホーム株式会社へ社名変更) 同社リフォーム事業部長 同社執行役員リフォーム事業担当 同社特別顧問渉外担当 (2018年4月パナソニック ホームズ株式会社へ社名変更) 同社顧問 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)2	21,640
取締役(監査等 委員)	高森 浩一	1947年2月20日	1970年4月 1992年4月 2001年1月 2005年6月 2007年4月 2008年4月 2009年4月 2011年6月 2012年12月 2013年9月 2015年6月	シャープ株式会社入社 同社情報通信営業本部第二営業部長 同社国内情報通信営業本部本部長 同社取締役国内情報通信営業本部本部長 同社常務取締役国内情報通信営業本部本部長 同社常務執行役員国内情報通信営業本部本部長 同社顧問 当社監査役 株式会社高森戦略研究所代表取締役(現任) 株式会社高森サンヴィジョン代表取締役 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)2	160,400

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役（監査等 委員）	辻 和孝	1963年 7 月12日	1986年 4 月 2024年 6 月 2025年 4 月 (保有資格) 2016年 4 月 2016年 7 月 2016年10月 2017年 5 月	凸版印刷株式会社入社（現任） (2023年10月TOPPANホールディングス株式会社に社名変更) 当社取締役（監査等委員）（現任） テクセンドフォトマスク株式会社入社（現任） 公認不正検査士 公認内部監査人 米国公認会計士 公認情報システム監査人	(注)2	3,200
取締役（監査等 委員）	野口 京子	1960年 7 月12日	1978年 4 月 1990年 6 月 2012年 4 月 2020年 4 月 2024年 4 月 2024年 6 月	株式会社日立製作所入社 富士通株式会社入社 学校法人長野大学教授 公立大学法人長野大学教授 学校法人松商学園松本大学非常勤講師 兼女子バレーボール部監督（現任） 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注)2	700
計						19,815,991

- (注) 1 取締役の永田博彦、高森浩一、辻和孝、野口京子の各氏は、社外取締役であります。
- 2 2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年以内であります。なお、当社は、2025年6月23日開催の定時株主総会の議案として、「取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、全員が重任いたしますので、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から、任期は1年となる予定です。監査等委員である取締役のうち、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から、永田氏と高森氏の任期は1年以内、辻氏と野口氏は2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。なお、当社は、2025年6月23日開催の定時株主総会の議案として、「監査等委員である取締役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、永田氏と高森氏の任期は2年以内、辻氏と野口氏は1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなる予定です。
- 3 監査等委員の体制は、次のとおりであります。 委員長 永田博彦 委員 高森浩一 委員 辻和孝 委員 野口京子

② 社外取締役の状況

当社の社外取締役（監査等委員）は4名であります。なお、当社は、2025年6月23日開催の定時株主総会の議案として、「監査等委員である取締役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の社外取締役は4名となる予定です。社外取締役永田博彦氏は、パナソニック ホームズ株式会社の出身であります。当社は同社と、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はございません。同氏は、当社の株式を21,640株保有しております。上記以外には同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。同氏は、ハウスメーカーの執行役員として経営に参加しており、業界における幅広い知識、経験を有していることから社外取締役に選任しており、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届けております。社外取締役高森浩一氏は、シャープ株式会社の出身で、現在は株式会社高森戦略研究所の代表取締役に兼任しております。当社はシャープ株式会社及び株式会社高森戦略研究所と、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はございません。同氏は、当社の株式を160,400株保有しております。上記以外には同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。同氏は、取締役として培われた知識・経験より、株式会社運営に対する高い知見を有していることから社外取締役に選任しており、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届けております。社外取締役辻和孝氏は、テクセンドフォトマスク株式会社に在籍しております。当社は同社と、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はございません。同氏は当社の株式を3,200株保有しております。上記以外には同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。同氏は同社において、国内及び海外の監査をプレーイングマネージャーとして指揮し培われた内部監査、会計の知識・経験を有していることから社外取締役に選任しており、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届出を予定しております。社外取締役野口京子氏は、学校法人松商学園松本大学において非常勤講師兼女子バレーボール部監督に在籍しております。当社は同社と、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はございません。同氏は当社の株式を700株保有しております。上記以外には同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。同氏は、バレーボールでロサンゼルスオリンピック銅メダル受賞のアスリートであり実業団で選手、コーチ、監督を歴任した後、教育者に転じスポーツと健康をテーマに研究を続け、生活習慣病やダイエットの指導を行ってきた知識・経験を有しており、当社製品・サービスにおける「商品の安心・安全」に対する業務に関する助言や適正性を監査するために適切な人材であることから社外取締役に選任しており、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届出を予定しております。

当社の社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、国内金融商品取引所が定める社外役員の独立性に関する判断基準等を参考にしており、当社の業務執行に対する客観的視点での助言・監視機能や牽制機能が十分に果たされております。社外取締役（監査等委員）は、会計監査人、内部監査責任者と意見交換により相互連携を図っております。また、社外取締役（監査等委員）と内部統制担当は、共有すべき事項について相互連携し、情報交換を行っており、業務の適正性は確保されております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会の監査の状況

有価証券報告書提出日現在、当社の監査等委員会は、社外取締役である監査等委員で構成されコーポレート・ガバナンスの在り方とその運営状況を監視し、取締役の職務執行、その他グループ経営に関わる全般の職務執行状況について監査をしております。

また、監査等委員は株主総会や取締役会への出席や、取締役、執行役員、従業員および会計監査人から報告を受け、特に永田博彦氏は重要な会議に出席し、情報を収集し意見を述べております。

当事業年度において当社は監査等委員会を14回開催しており、個々の監査等委員の出席回数については次のとおりです。

区分	氏名	監査等委員会出席回数
社外取締役（監査等委員）	永田 博彦	14回/14回
社外取締役（監査等委員）	福田 泰弘	4回/4回
社外取締役（監査等委員）	高森 浩一	14回/14回
社外取締役（監査等委員）	辻 和孝	10回/10回
社外取締役（監査等委員）	野口 京子	10回/10回

（注）社外取締役（監査等委員）である、福田泰弘氏は、2024年6月24日開催の定時株主総会で退任しており、辻和孝氏及び野口京子氏は、2024年6月24日開催の定時株主総会新たに選任され同日就任しております。

監査等委員会における主な議題は、監査実施計画の策定、重点監査項目の審議、会計監査人の評価、取締役会決議事項のレビュー等となっております。

なお当社は、2025年6月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、監査等委員会は引き続き4名の社外取締役である監査等委員で構成されることになります。

② 内部監査の状況

当社の内部監査におきましては、内部監査室に専任者をおき、内部監査規程に則り、専任者が年間の監査テーマを策定し、監査テーマについて関連する部署の内部監査を行い、連結子会社も併せ内部監査を実施しております。監査等委員会は監査等委員会監査のほかに内部監査室から報告を受け、適時意見を述べることによって内部監査室との相互連携を図り、当社グループ部門の業務執行状況を監査しております。また、内部監査室は監査等委員会だけではなく直接取締役会に報告を行います。これら監査についての共有すべき事項については、内部統制担当に対して適宜報告されております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

13年

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岡本伸吾氏
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 則岡智裕氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名
その他の補助者 12名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に関しては、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模と審査体制が整備されていること、監査品質が保たれていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断いたします。また、会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合に、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の継続監査年数、職務遂行の状況などを勘案し、監査等委員会において検討いたします。その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っており、同法人による会計監査は、従前から適正に行われていることを確認しております。

また、監査等委員会は監査法人の再任に関する確認決議をしており、総合的に評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	15,200	—	18,300	—
連結子会社	—	—	—	—
計	15,200	—	18,300	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（aを除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案したうえで決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(イ) 取締役報酬額等の決定方針等

・取締役報酬制度の基本的な考え方

当社の現行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬制度は「中長期利益の最大化」を目標に、継続的な成長と企業価値向上を目指し、役員報酬制度を定めています。当社の役員報酬制度の基本的な考え方は以下のとおりです。

・役員報酬等の額の算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社役員が担うべき機能・役割、当社の業績水準に応じた報酬水準とする。また、当社が目指す業績水準を踏まえ業績の達成状況等に応じた報酬制度とすることで、報酬決定の公正性を保つとともに、次世代の経営を担う人材の成長意欲を喚起し、組織の活力向上を図る方針として2021年3月1日に取締役会決議をいたしました。

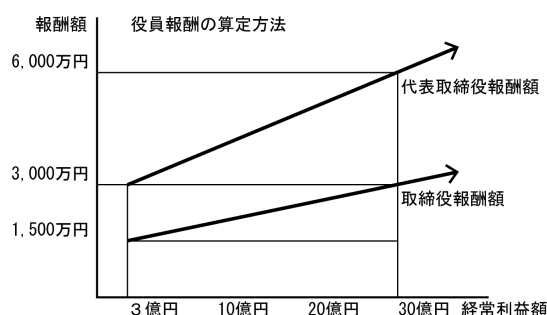
・報酬の算定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、前年の連結経常利益実績を変数として、当該年度報酬額を取締役会決議に基づく内規で定める一定の計算式により算出し、取締役会決議を経て決定しております。なお、報酬は固定報酬のみとしており、株式報酬や賞与等の変動する報酬は支給しておりません。具体的には、下図のとおり経常利益3億円を基準点として報酬額を定め、経常利益30億円をメルクマールとして報酬額を定めた一次関数により算出しております。ただし、本算定方法は経常利益3億円の時点で定めたものであり、今後の業績の拡大による経常利益の増加に伴い基準となる経常利益額とメルクマールとする経常利益額および報酬額を再設定し、適宜報酬額の見直しを図ってまいります。

代表取締役の報酬は、2名の報酬額の合計を以下の計算式により算出します。算出した金額を代表取締役間の協議により分配します。

代表取締役の報酬合計 ≤ 取締役年収 × 1.1 + 従来の代表取締役年収

監査等委員である取締役（社外取締役）の報酬は固定報酬のみとしております。



・報酬の体系

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は年間報酬により定め月次で支給する。
 2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は役員報酬のみとして、使用人部分給与、手当等、他の給与は原則として支給しない。
 3. 監査等委員である取締役（社外取締役）の報酬は年間報酬により定め月次で支給する。
- ・当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
上記の報酬の算定方法に従い算出された個人別の報酬額で、公正性の担保された内容であり、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

(ロ) 役員報酬の決定プロセス

前年の連結経常利益を元に算出された報酬額を、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び経営幹部により構成する評価会議において決定し、取締役会で決議しております。

(ハ) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社では個人別の報酬等の決定に関し代表取締役等への委任は行っておりません。

※2020年6月22日開催の第19回定時株主総会において役員報酬限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）総額年額200,000千円以内、監査等委員である取締役総額年額25,000千円以内と決議されました。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等 委員を除く。）	134,164	134,164	—	—	5
取締役（監査等 委員） （社外取締役）	16,678 (16,678)	16,678 (16,678)	— (—)	— (—)	5 (5)

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動及び配当の受領により利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(イ) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、事業戦略上の関係性や重要性を総合的に勘案し、必要と判断する企業の株式を保有しております。

当社は、保有の意義が薄れたと考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減をしていく基本方針のもと、取締役会において、毎期、個別の政策保有株式について、政策保有の意義を検証し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合は、株主として相手先企業と必要十分な対話を行います。対話の実施によっても、改善が認められない株式については、適時・適切に売却します。

(ロ) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)
非上場株式	4	365,866

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	42,346	事業戦略上の関係を強化するため

(ハ) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構の行うセミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,939,904	5,349,764
売掛金	828,517	824,535
契約資産	161,313	156,087
有価証券	11,404	18,744
仕掛品	642	998
その他	74,003	72,478
流動資産合計	6,015,785	6,422,609
固定資産		
有形固定資産		
建物	33,205	33,205
減価償却累計額	△14,824	△16,314
建物（純額）	18,380	16,890
車両運搬具	16,413	16,413
減価償却累計額	△6,984	△10,124
車両運搬具（純額）	9,428	6,288
工具、器具及び備品	88,883	94,994
減価償却累計額	△66,470	△76,008
工具、器具及び備品（純額）	22,412	18,986
土地	18,627	18,627
有形固定資産合計	68,848	60,793
無形固定資産		
ソフトウェア	162,057	212,703
その他	16,338	15,282
無形固定資産合計	178,396	227,986
投資その他の資産		
投資有価証券	1,456,636	1,342,828
差入保証金	48,612	47,365
繰延税金資産	7,049	8,940
その他	35,160	2,981
貸倒引当金	△875	△875
投資その他の資産合計	1,546,583	1,401,239
固定資産合計	1,793,828	1,690,019
資産合計	7,809,614	8,112,629

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	60,676	54,156
未払金	97,248	57,342
未払法人税等	322,773	282,185
未払消費税等	133,829	95,621
契約負債	157,093	195,927
その他	83,076	59,809
流動負債合計	854,698	745,042
固定負債		
繰延税金負債	13,214	9,649
固定負債合計	13,214	9,649
負債合計	867,912	754,691
純資産の部		
株主資本		
資本金	190,349	190,349
資本剰余金	230,548	227,193
利益剰余金	6,949,945	7,741,704
自己株式	△533,105	△903,853
株主資本合計	6,837,736	7,255,394
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	96,489	100,225
その他の包括利益累計額合計	96,489	100,225
新株予約権	7,475	2,317
純資産合計	6,941,701	7,357,937
負債純資産合計	7,809,614	8,112,629

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
売上高	※1 5,192,122	※1 5,469,897
売上原価	2,433,509	2,551,641
売上総利益	2,758,613	2,918,256
販売費及び一般管理費		
役員報酬	137,632	150,842
給料及び手当	518,922	589,771
法定福利費	86,314	96,384
旅費及び交通費	39,455	45,152
支払手数料	25,795	26,224
研究開発費	※2 51,662	※2 44,711
減価償却費	10,046	9,221
その他	237,521	224,281
販売費及び一般管理費合計	1,107,351	1,186,591
営業利益	1,651,262	1,731,664
営業外収益		
受取利息	7,942	9,417
投資事業組合運用益	4,265	39,885
保険解約返戻金	-	18,876
その他	1,973	1,196
営業外収益合計	14,182	69,375
営業外費用		
支払手数料	1,910	1,935
自己株式取得費用	596	790
為替差損	62	389
その他	149	75
営業外費用合計	2,718	3,190
経常利益	1,662,726	1,797,849
特別損失		
投資有価証券評価損	-	19,799
特別損失合計	-	19,799
税金等調整前当期純利益	1,662,726	1,778,049
法人税、住民税及び事業税	520,431	534,251
法人税等調整額	△2,398	△6,991
法人税等合計	518,032	527,259
当期純利益	1,144,693	1,250,789
親会社株主に帰属する当期純利益	1,144,693	1,250,789

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	1,144,693	1,250,789
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	61,981	3,736
その他の包括利益合計	※1 61,981	※1 3,736
包括利益	1,206,674	1,254,526
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,206,674	1,254,526
非支配株主に係る包括利益	-	-

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	190,349	222,435	6,084,562	△244,168	6,253,178
当期変動額					
剰余金の配当			△279,310		△279,310
親会社株主に帰属する当期純利益			1,144,693		1,144,693
自己株式の取得				△298,265	△298,265
自己株式の処分		8,112		9,328	17,441
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	8,112	865,382	△288,936	584,558
当期末残高	190,349	230,548	6,949,945	△533,105	6,837,736

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	34,508	34,508	12,311	6,299,998
当期変動額				
剰余金の配当				△279,310
親会社株主に帰属する当期純利益				1,144,693
自己株式の取得				△298,265
自己株式の処分				17,441
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	61,981	61,981	△4,836	57,145
当期変動額合計	61,981	61,981	△4,836	641,703
当期末残高	96,489	96,489	7,475	6,941,701

当連結会計年度(自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	190,349	230,548	6,949,945	△533,105	6,837,736
当期変動額					
剰余金の配当			△459,030		△459,030
親会社株主に帰属する当期純利益			1,250,789		1,250,789
自己株式の取得				△395,165	△395,165
自己株式の処分		△3,354		24,417	21,062
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△3,354	791,759	△370,747	417,657
当期末残高	190,349	227,193	7,741,704	△903,853	7,255,394

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	96,489	96,489	7,475	6,941,701
当期変動額				
剰余金の配当				△459,030
親会社株主に帰属する当期純利益				1,250,789
自己株式の取得				△395,165
自己株式の処分				21,062
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,736	3,736	△5,157	△1,421
当期変動額合計	3,736	3,736	△5,157	416,235
当期末残高	100,225	100,225	2,317	7,357,937

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,662,726	1,778,049
減価償却費	45,620	61,020
株式報酬費用	591	103
受取利息	△7,942	△9,417
為替差損益 (△は益)	62	389
投資事業組合運用損益 (△は益)	△4,265	△39,885
保険解約返戻金	-	△18,876
投資有価証券評価損益 (△は益)	-	19,799
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	17,506	9,207
棚卸資産の増減額 (△は増加)	1,692	△380
仕入債務の増減額 (△は減少)	5,192	△6,520
未払消費税等の増減額 (△は減少)	33,630	△38,208
未払金の増減額 (△は減少)	19,679	△39,006
その他の資産・負債の増減額	35,460	15,028
小計	1,809,954	1,731,304
利息の受取額	7,153	9,503
法人税等の支払額	△482,625	△574,291
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,334,481	1,166,516
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△20,546	△6,386
無形固定資産の取得による支出	△74,850	△97,067
投資有価証券の取得による支出	△518,791	△242,346
投資有価証券の売却及び償還による収入	303,165	341,017
保険積立金の解約による収入	-	50,240
投資事業組合からの分配による収入	4,265	39,868
その他	481	1,760
投資活動によるキャッシュ・フロー	△306,275	87,085
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△298,265	△395,165
自己株式の処分による収入	12,136	16,185
配当金の支払額	△279,231	△458,886
財務活動によるキャッシュ・フロー	△565,361	△837,866
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,680	212
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	464,525	415,948
現金及び現金同等物の期首残高	4,540,769	5,005,295
現金及び現金同等物の期末残高	※1 5,005,295	※1 5,421,243

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

eBASE-NeXT株式会社

eBASE-PLUS株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、当社及び連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物附属設備) 8～29年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 3～10年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① eBASE事業

1. パッケージソフト販売に係る収益認識

パッケージソフト販売では、当社が開発した商品情報データベースソリューション「eBASE」を、パッケージソフトウェアとして販売しております。

パッケージソフト販売では、顧客が検収した時点で、当該パッケージソフトウェアに対する支配を顧客が獲得していることから、一時点で充足される履行義務として顧客が検収した時点で収益を認識しております。

2. カスタマイズ開発に係る収益認識

カスタマイズ開発では、顧客別にカスタマイズしたコンテンツマネジメントソフトの企画・開発販売を行っております。

カスタマイズ開発では、少額かつ期間がごく短い受注契約を除き、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法としております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として顧客が検収した時点で収益を認識しております。

3. ライセンス&サポート契約に係る収益認識

ライセンス&サポート契約では、パッケージソフトウェアのライセンス提供を行っております。

ライセンス&サポート契約では、ライセンスを供与する際の約束の性質は、知的財産を使用する権利の提供であることから、顧客にライセンスの供与を開始した一時点で収益を認識しております。

4. クラウドサービスに係る収益認識

クラウドサービスでは、当社が開発した商品情報データベースソリューション「eBASE」を、クラウドサービスとして提供しております。

クラウドサービスでは、顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

② eBASE-PLUS事業

1. IT開発アウトソーシングビジネスに係る収益認識

IT開発アウトソーシングビジネスでは、国内企業における基幹系情報システムの受託開発、開発派遣、システムサポート等を行っております。

IT開発アウトソーシングビジネスでは、主に、契約により定められた役務提供を実施した一時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

受注制作のソフトウェア開発における収益認識

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上高	220,396	220,610

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

受注制作のソフトウェア開発において、少額かつ期間がごく短い受注契約を除き、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法としております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として顧客が検収した時点で収益を認識しております。

受注制作のソフトウェア開発では、収益総額、原価総額及び履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、収益を計上しております。収益総額は、当事者間で合意された契約等に基づいて見積りを行っており、収益の計上の基礎となる原価総額は、契約ごとの予算を使用して見積りを行っております。しかしながら、収益総額は、顧客との交渉の状況によって変動する可能性があり、原価総額は、契約ごとの予算を使用して見積りを行っておりますが、受注契約の予算の策定に当たっては、ソフトウェアの完成のために必要となる作業内容及び工数の見積りに不確実性を伴うため、翌連結会計年度に係る連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、これによる前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取り組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「為替差損」は、営業外費用の総額の
100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映さ
せるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた211千円
は、「為替差損」62千円、「その他」149千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（セグメント情報等）」に記載しております。

※2 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
51,662千円	44,711千円

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	89,137千円	5,247千円
組替調整額	147千円	23千円
法人税等及び税効果調整前	89,284千円	5,271千円
法人税等及び税効果額	△27,303千円	△1,535千円
その他有価証券評価差額金	61,981千円	3,736千円
その他の包括利益合計	61,981千円	3,736千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	47,164,800	—	—	47,164,800

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,376,162	392,800	52,705	1,716,257

(変動事由の概要)

- ・2023年10月31日の取締役会決議による自己株式の取得 392,800株
- ・新株予約権行使による自己株式の処分 46,920株
- ・譲渡制限株式の付与による自己株式の処分 5,785株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第11回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	303
提出会社	第13回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	748
提出会社	第14回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1,152
提出会社	第15回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	712
提出会社	第16回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	4,557
合計			—	—	—	—	7,475

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	279,310	6.10	2023年3月31日	2023年6月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	459,030	10.10	2024年3月31日	2024年6月6日

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	47,164,800	—	—	47,164,800

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,716,257	625,000	71,605	2,269,652

(変動事由の概要)

- ・2024年5月15日の取締役会決議による自己株式の取得 625,000株
- ・新株予約権行使による自己株式の処分 57,880株
- ・譲渡制限株式の付与による自己株式の処分 13,725株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第13回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	440
提出会社	第14回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	456
提出会社	第15回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	653
提出会社	第16回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	767
合計			—	—	—	—	2,317

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月27日 取締役会	普通株式	459,030	10.10	2024年3月31日	2024年6月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	624,042	13.90	2025年3月31日	2025年6月6日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金	4,939,904千円	5,349,764千円
有価証券(MMF)	11,404千円	18,744千円
流動資産「その他」(証券会社預け金)	53,986千円	52,735千円
現金及び現金同等物	5,005,295千円	5,421,243千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用について、安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に債券であり、「満期保有目的の債券」「その他有価証券」に区分してしております。これらは、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金の多くは、3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。連結子会社についても、当社の与信限度管理規程に基づき、同様の管理を行っております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	100,000	99,250	△750
② その他有価証券	429,774	429,774	—
資産計	529,774	529,024	△750

(※1)「現金及び預金」「売掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

・非上場株式(連結貸借対照表計上額 349,283千円)

(※3)連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

・投資事業有限責任組合出資金(連結貸借対照表計上額 588,982千円)

当連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	100,000	99,220	△780
② その他有価証券	546,089	546,089	—
資産計	646,089	645,309	△780

(※1)「現金及び預金」「売掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

・非上場株式(連結貸借対照表計上額 365,866千円)

(※3)連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

・投資事業有限責任組合出資金(連結貸借対照表計上額 349,616千円)

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,939,904	—	—	—
売掛金	828,517	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	100,000	—	—
合計	5,768,421	100,000	—	—

当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,349,764	—	—	—
売掛金	824,535	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	100,000	—	—
合計	6,174,300	100,000	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
社債	—	140,818	—	140,818
その他	—	288,955	—	288,955
資産計	—	429,774	—	429,774

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	98,075	—	—	98,075
社債	—	149,340	—	149,340
その他	—	298,673	—	298,673
資産計	98,075	448,014	—	546,089

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	99,250	—	99,250
資産計	—	99,250	—	99,250

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	99,220	—	99,220
資産計	—	99,220	—	99,220

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。また、投資信託は、取引金融機関が公表する基準価額によっており、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	100,000	99,250	△750
合計	100,000	99,250	△750

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	100,000	99,220	△780
合計	100,000	99,220	△780

2. その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
債券	140,818	68,181	72,636
その他	11,404	9,544	1,859
小計	152,223	77,726	74,496
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	277,551	287,190	△9,639
小計	277,551	287,190	△9,639
合計	429,774	364,917	64,856

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額938,266千円)については、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
債券	149,340	68,181	81,158
その他	18,744	16,282	2,461
小計	168,084	84,464	83,619
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	98,075	100,000	△1,925
その他	279,929	285,532	△5,602
小計	378,004	385,532	△7,527
合計	546,089	469,997	76,092

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額715,482千円)については、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	3,165	—	147
合計	3,165	—	147

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,634	—	23
合計	1,634	—	23

4. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について19,799千円（非上場株式19,799千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

退職一時金制度及び退職年金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	591千円	103千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2017年10月1日に1株を2株とする株式分割、2019年4月1日に1株を2株とする株式分割、2020年4月1日に1株を2株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第11回ストック・オプション	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション	第15回ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年6月23日	2015年6月22日	2015年6月22日	2016年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員及び 当社子会社従業員 287名	当社従業員及び 当社子会社従業員 47名	当社従業員及び 当社子会社従業員 311名	当社従業員及び 当社子会社従業員 69名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式422,800株 (注) 1	普通株式 90,400株 (注) 1	普通株式 79,800株 (注) 1	普通株式128,000株 (注) 1
付与日	2014年7月15日	2015年7月15日	2015年7月15日	2016年8月2日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	(注) 3	(注) 3	(注) 3	(注) 3
権利行使期間	2017年6月24日 ～2024年6月23日	2017年6月23日 ～2025年6月22日	2023年6月23日 ～2025年6月22日	2018年8月1日 ～2026年6月27日

	第16回ストック・オプション
会社名	提出会社
決議年月日	2016年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員及び 当社子会社従業員 347名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 87,400株 (注) 1
付与日	2016年8月2日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	(注) 3
権利行使期間	2024年8月1日 ～2026年6月27日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

- 2 新株予約権の行使時においても当社及び当社の子会社の取締役、監査等委員である取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- 3 対象勤務期間の定めはありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第11回ストック・オプション	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション	第15回ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年6月23日	2015年6月22日	2015年6月22日	2016年6月27日
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	6,000	6,800	9,600	9,600
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	2,800	5,400	800
失効	6,000	—	400	—
未行使残	—	4,000	3,800	8,800

	第16回ストック・オプション
会社名	提出会社
決議年月日	2016年6月27日
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	60,200
付与	—
失効	1,200
権利確定	59,000
未確定残	—
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	—
権利確定	59,000
権利行使	48,880
失効	400
未行使残	9,720

② 単価情報

	第11回ストック・オプション	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション	第15回ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年6月23日	2015年6月22日	2015年6月22日	2016年6月27日
権利行使価格（円）	92	182	182	138
行使時平均株価（円）	—	556	556	556
付与日における公正な評価単価（円）	405 (注)	881 (注)	956 (注)	594 (注)

	第16回ストック・オプション
会社名	提出会社
決議年月日	2016年6月27日
権利行使価格（円）	138
行使時平均株価（円）	525
付与日における公正な評価単価（円）	627 (注)

(注) 付与日における公正な評価単価は、新株予約権1個（8株）当たりの金額を記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
(繰延税金資産)		
未払事業税	14,246千円	19,342千円
未払事業所税	1,249千円	726千円
貸倒引当金	267千円	275千円
減価償却費	7,765千円	3,571千円
投資有価証券評価損	12,354千円	18,944千円
その他有価証券評価差額金	— 千円	665千円
その他	457千円	470千円
繰延税金資産小計	36,339千円	43,996千円
同一納税主体における繰延税金負債との相殺額	△29,290千円	△35,055千円
繰延税金資産合計	7,049千円	8,940千円
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	△42,504千円	△44,705千円
繰延税金負債小計	△42,504千円	△44,705千円
同一納税主体における繰延税金資産との相殺額	29,290千円	35,055千円
繰延税金負債合計	△13,214千円	△9,649千円
繰延税金資産（負債）純額	△6,164千円	△709千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以後において解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.58%から31.47%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	931,691	828,517
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	828,517	824,535
契約資産（期首残高）	75,645	161,313
契約資産（期末残高）	161,313	156,087
契約負債（期首残高）	148,004	157,093
契約負債（期末残高）	157,093	195,927

契約資産は、主に受注制作のソフトウェア開発について、期末日現在で完了しているが未請求の受注制作のソフトウェア開発にかかる対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。契約負債は、主にクラウドサービスにかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、148,004千円であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、156,501千円であります。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、会社別に国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しており、主としてコンテンツマネジメントシステム「eBASE」をパッケージソフトウェアとして開発販売する事業及びシステム開発、Webソリューションビジネス、「eBASE」を使ったクラウドビジネスの開発販売する事業、データプールサービスの運用事業及びIT開発アウトソーシングビジネス（テクニカルサポート、センターマシン運用管理、受託オペレーション、受託サーバー保守、コンサルティング、システム・インテグレーション・サービス、システム・マネジメントサービス）を行っております。

従って、当社グループは会社単位を重視し、業態の類似性、営業形態の共通性等を総合的に考慮し、「eBASE事業」及び「eBASE-PLUS事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「eBASE事業」は、パッケージソフトウェアの開発、販売及びCMS開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を利用し、顧客別にカスタマイズしたコンテンツマネジメントソフトの開発販売、「eBASE」を使ったクラウドビジネスの開発販売する事業、データプールサービスの運用事業を行っております。また、企業の広告宣伝部門主体のニーズに対応する、マーケティング視点のWebソリューションビジネスとして、PCサイト、モバイルサイト等の構築、運用、企画制作やシステム開発等を行っております。

「eBASE-PLUS事業」は、IT開発アウトソーシングビジネス（テクニカルサポート、センターマシン運用管理、受託オペレーション、受託サーバー保守、コンサルティング、システム・インテグレーション・サービス、システム・マネジメントサービス）を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位: 千円)

	eBASE事業	eBASE-PLUS事業	合計	調整額 (注) 1、2	連結財務諸表計上額 (注) 3
売上高					
パッケージソフト	547,793	—	547,793	—	547,793
カスタマイズ	849,417	—	849,417	—	849,417
ライセンス&サポート	820,088	—	820,088	—	820,088
クラウドサービス	318,856	149	319,005	—	319,005
IT開発アウトソーシング ビジネス	—	2,552,934	2,552,934	—	2,552,934
その他	102,883	—	102,883	—	102,883
顧客との契約から生じる 収益	2,639,038	2,553,084	5,192,122	—	5,192,122
外部顧客への売上高	2,639,038	2,553,084	5,192,122	—	5,192,122
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	2,520	2,520	△2,520	—
計	2,639,038	2,555,604	5,194,642	△2,520	5,192,122
セグメント利益	1,302,428	360,192	1,662,621	104	1,662,726
セグメント資産	5,431,779	2,476,702	7,908,482	△98,867	7,809,614
その他の項目					
減価償却費	45,067	657	45,725	△104	45,620
受取利息	7,365	576	7,942	—	7,942
支払利息	—	—	—	—	—
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	95,179	500	95,679	—	95,679

(注) 1 セグメント資産の調整額△98,867千円は、セグメント間取引消去△98,867千円であります。

2 セグメント利益の調整額104千円は、セグメント間取引消去104千円であります。

3 セグメント利益は連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	eBASE事業	eBASE-PLUS事業	合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表計上額 (注) 2
売上高					
パッケージソフト	545,303	—	545,303	—	545,303
カスタマイズ	942,441	—	942,441	—	942,441
ライセンス&サポート	920,324	—	920,324	—	920,324
クラウドサービス	358,629	154	358,784	—	358,784
IT開発アウトソーシング ビジネス	—	2,608,059	2,608,059	—	2,608,059
その他	94,985	—	94,985	—	94,985
顧客との契約から生じる 収益	2,861,683	2,608,214	5,469,897	—	5,469,897
外部顧客への売上高	2,861,683	2,608,214	5,469,897	—	5,469,897
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	17,989	17,989	△17,989	—
計	2,861,683	2,626,204	5,487,887	△17,989	5,469,897
セグメント利益	1,405,923	391,926	1,797,849	—	1,797,849
セグメント資産	5,531,295	2,681,134	8,212,430	△99,800	8,112,629
その他の項目					
減価償却費	60,472	548	61,020	—	61,020
受取利息	7,798	1,618	9,417	—	9,417
支払利息	—	—	—	—	—
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	102,555	—	102,555	—	102,555

(注) 1 セグメント資産の調整額△99,800千円は、セグメント間取引消去△99,800千円であります。

2 セグメント利益の合計額は、連結損益計算書の経常利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報**(1) 売上高**

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報**(1) 売上高**

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	152円57銭	163円84銭
1株当たり当期純利益金額	25円04銭	27円67銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	24円99銭	27円65銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,144,693	1,250,789
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,144,693	1,250,789
普通株式の期中平均株式数(株)	45,712,375	45,205,087
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	88,033	37,687
(うち新株予約権(株))	(88,033)	(37,687)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当連結会計年度末 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	6,941,701	7,357,937
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	7,475	2,317
(うち新株予約権(千円))	(7,475)	(2,317)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	6,934,226	7,355,620
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	45,448,543	44,895,148

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

		中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高	(千円)	2, 530, 076	5, 469, 897
税金等調整前中間（当期）純利益	(千円)	714, 921	1, 778, 049
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益	(千円)	487, 513	1, 250, 789
1 株当たり中間（当期）純利益	(円)	10. 75	27. 67

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,131,090	3,286,617
売掛金	517,787	494,819
契約資産	161,313	156,087
有価証券	11,404	18,744
仕掛品	642	998
前払費用	6,441	6,529
その他	※1 70,367	※1 69,797
流動資産合計	3,899,046	4,033,594
固定資産		
有形固定資産		
建物	16,405	15,306
車両運搬具	9,428	6,288
工具、器具及び備品	21,872	18,677
土地	18,627	18,627
有形固定資産合計	66,333	58,900
無形固定資産		
ソフトウェア	162,057	212,703
その他	16,338	15,282
無形固定資産合計	178,396	227,986
投資その他の資産		
投資有価証券	967,654	919,944
関係会社株式	115,084	115,084
差入保証金	42,706	41,357
会員権	2,450	2,450
その他	32,710	531
貸倒引当金	△875	△875
投資その他の資産合計	1,159,730	1,078,492
固定資産合計	1,404,460	1,365,379
資産合計	5,303,506	5,398,974

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 9,644	※1 11,144
未払金	※1 45,633	※1 24,666
未払法人税等	257,788	211,606
未払消費税等	84,033	61,166
契約負債	157,093	195,927
預り金	43,120	36,143
その他	801	498
流動負債合計	598,115	541,152
固定負債		
繰延税金負債	11,810	8,204
固定負債合計	11,810	8,204
負債合計	609,925	549,357
純資産の部		
株主資本		
資本金	190,349	190,349
資本剰余金		
資本準備金	162,849	162,849
その他資本剰余金	67,699	64,344
資本剰余金合計	230,548	227,193
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,701,824	5,232,123
利益剰余金合計	4,701,824	5,232,123
自己株式	△533,105	△903,853
株主資本合計	4,589,616	4,745,813
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	96,489	101,485
評価・換算差額等合計	96,489	101,485
新株予約権	7,475	2,317
純資産合計	4,693,581	4,849,616
負債純資産合計	5,303,506	5,398,974

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
売上高	2,639,038	2,861,683
売上原価	※1 493,168	※1 556,426
売上総利益	2,145,869	2,305,257
販売費及び一般管理費	※1, ※2 922,775	※1, ※2 1,002,873
営業利益	1,223,094	1,302,383
営業外収益	※1 74,523	※1 100,542
営業外費用	2,718	3,140
経常利益	1,294,899	1,399,785
特別損失		
投資有価証券評価損	-	19,799
特別損失合計	-	19,799
税引前当期純利益	1,294,899	1,379,985
法人税、住民税及び事業税	394,431	396,462
法人税等調整額	△2,430	△5,806
法人税等合計	392,000	390,656
当期純利益	902,898	989,329

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	190,349	162,849	59,586	222,435	4,078,236	4,078,236
当期変動額						
剰余金の配当					△279,310	△279,310
当期純利益					902,898	902,898
自己株式の取得						
自己株式の処分			8,112	8,112		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	-	-	8,112	8,112	623,588	623,588
当期末残高	190,349	162,849	67,699	230,548	4,701,824	4,701,824

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△244,168	4,246,852	34,508	34,508	12,311	4,293,671
当期変動額						
剰余金の配当		△279,310				△279,310
当期純利益		902,898				902,898
自己株式の取得	△298,265	△298,265				△298,265
自己株式の処分	9,328	17,441				17,441
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			61,981	61,981	△4,836	57,145
当期変動額合計	△288,936	342,764	61,981	61,981	△4,836	399,909
当期末残高	△533,105	4,589,616	96,489	96,489	7,475	4,693,581

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	190,349	162,849	67,699	230,548	4,701,824	4,701,824
当期変動額						
剰余金の配当					△459,030	△459,030
当期純利益					989,329	989,329
自己株式の取得						
自己株式の処分			△3,354	△3,354		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	-	-	△3,354	△3,354	530,299	530,299
当期末残高	190,349	162,849	64,344	227,193	5,232,123	5,232,123

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△533,105	4,589,616	96,489	96,489	7,475	4,693,581
当期変動額						
剰余金の配当		△459,030				△459,030
当期純利益		989,329				989,329
自己株式の取得	△395,165	△395,165				△395,165
自己株式の処分	24,417	21,062				21,062
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			4,996	4,996	△5,157	△161
当期変動額合計	△370,747	156,196	4,996	4,996	△5,157	156,035
当期末残高	△903,853	4,745,813	101,485	101,485	2,317	4,849,616

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

② 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備） 8～29年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 3～10年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) パッケージソフト販売に係る収益認識

パッケージソフト販売では、当社が開発した商品情報データベースソリューション「eBASE」を、パッケージソフトウェアとして販売しております。

パッケージソフト販売では、顧客が検収した時点で、当該パッケージソフトウェアに対する支配を顧客が獲得していることから、一時点で充足される履行義務として顧客が検収した時点で収益を認識しております。

(2) カスタマイズ開発に係る収益認識

カスタマイズ開発では、顧客別にカスタマイズしたコンテンツマネジメントソフトの企画・開発販売を行っております。

カスタマイズ開発では、少額かつ期間がごく短い受注契約を除き、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法と

しております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として顧客が検収した時点で収益を認識しております。

(3) ライセンス&サポート契約に係る収益認識

ライセンス&サポート契約では、パッケージソフトウェアのライセンス提供を行っております。

ライセンス&サポート契約では、ライセンスを供与する際の約束の性質は、知的財産を使用する権利の提供であることから、顧客にライセンスの供与を開始した一時点で収益を認識しております。

(4) クラウドサービスに係る収益認識

クラウドサービスでは、当社が開発した商品情報データベースソリューション「eBASE」を、クラウドサービスとして提供しております。

クラウドサービスでは、顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

受注制作のソフトウェア開発における収益認識

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
売上高	220,396	220,610

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）受注制作のソフトウェア開発における収益認識」の内容と同一であります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

※ 1 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
金銭債権	8,040千円	9,031千円
金銭債務	2,499千円	3,236千円

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業取引	17,771千円	33,861千円
営業取引以外の取引	63,900千円	64,776千円

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
役員報酬	137,632千円	150,842千円
給料及び手当	443,016千円	518,721千円
おおよその割合		
販売費	34%	36%
一般管理費	66%	64%

(有価証券関係)

前事業年度 (2024年3月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。関連会社株式は、存在しないため記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度
子会社株式	115,084

当事業年度 (2025年3月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。関連会社株式は、存在しないため記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	当事業年度
子会社株式	115,084

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
(繰延税金資産)		
未払事業税	13,685千円	12,637千円
未払事業所税	616千円	687千円
貸倒引当金	267千円	275千円
減価償却費	1,909千円	2,040千円
投資有価証券評価損	12,354千円	18,944千円
関係会社株式評価損	1,403千円	1,444千円
その他	457千円	470千円
繰延税金資産合計	30,694千円	36,500千円
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	△42,504千円	△44,705千円
繰延税金負債合計	△42,504千円	△44,705千円
繰延税金資産（負債）純額	△11,810千円	△8,204千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	—%	30.58%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—%	0.05%
株式報酬費用	—%	△0.01%
住民税均等割	—%	0.09%
試験研究費税額控除	—%	△0.09%
賃上げ促進税制による税額控除	—%	△2.03%
その他	—%	△0.28%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—%	28.31%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以後において解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.58%から31.47%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定 資産	建物	16,405	—	—	1,098	15,306	9,268
	車両運搬具	9,428	—	—	3,139	6,288	10,124
	工具、器具 及び備品	21,872	6,111	—	9,306	18,677	68,084
	土地	18,627	—	—	—	18,627	—
	計	66,333	6,111	—	13,544	58,900	87,477
無形 固定 資産	ソフトウェア	162,057	※ 95,112	—	44,466	212,703	210,503
	その他	16,338	1,331	—	2,386	15,282	7,183
	計	178,396	96,443	—	46,853	227,986	217,687

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

※ソフトウェア 自社利用ソフトウェア 95,112千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	875	—	—	875

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後 3 ヶ月以内
基準日	毎年 3 月 31 日
剰余金の配当の基準日	毎年 9 月 30 日、毎年 3 月 31 日
1 単元の株式数	100 株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号 三菱 U F J 信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱 U F J 信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 (電子公告掲載ホームページアドレス https://www.ebase.co.jp/)
株主に対する特典	なし

(注) 単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有していません。

会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | | |
|-----|---|-----------------|-----------------------------|-------------------------|
| (1) | 有価証券報告書及び
その添付書類並びに確認書 | 事業年度
(第23期) | 自 2023年4月1日
至 2024年3月31日 | 2024年6月25日
近畿財務局長に提出 |
| (2) | 内部統制報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第23期) | 自 2023年4月1日
至 2024年3月31日 | 2024年6月25日
近畿財務局長に提出 |
| (3) | 半期報告書
及び確認書 | 事業年度
(第24期中) | 自 2024年4月1日
至 2024年9月30日 | 2024年11月8日
近畿財務局長に提出 |
| (4) | 臨時報告書 | | | |
| | ・ 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権の結果）の規定に基づく
臨時報告書
2024年7月4日 近畿財務局長に提出 | | | |
| (5) | 自己株券買付状況報告書 | | | |
| | 2024年7月10日 | 近畿財務局長に提出 | | |
| | 2024年8月8日 | 近畿財務局長に提出 | | |
| | 2024年9月11日 | 近畿財務局長に提出 | | |
| | 2024年10月10日 | 近畿財務局長に提出 | | |
| | 2024年11月12日 | 近畿財務局長に提出 | | |
| | 2024年12月11日 | 近畿財務局長に提出 | | |
| | 2025年1月10日 | 近畿財務局長に提出 | | |
| | 2025年2月7日 | 近畿財務局長に提出 | | |
| | 2025年3月11日 | 近畿財務局長に提出 | | |
| | 2025年4月9日 | 近畿財務局長に提出 | | |
| | 2025年5月9日 | 近畿財務局長に提出 | | |
| | 2025年6月6日 | 近畿財務局長に提出 | | |
| (6) | 自己株券買付状況報告書の訂正報告書 | | | |
| | 2024年10月8日 | 近畿財務局長に提出 | | |
| | 2024年9月11日提出の自己株券買付状況報告書に係る訂正報告書であります。 | | | |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025 年 6 月 20 日

e B A S E 株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

岡本伸吾

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

則岡 智裕

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている e B A S E 株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、e B A S E 株式会社及び連結子会社の 2025 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

受注制作のソフトウェア開発における収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおり、会社は、当連結会計年度末までの少額かつ期間がごく短い受注制作のソフトウェア開発を除き、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識している。 工事収益総額や工事原価総額の見積りにおいては、以下のような不確実性が存在する。 - 開発途中における契約変更により当初の対価の定めが変更される。 - 工事原価総額の見積りの基礎となる作業工数は、当初想定していない事象の発生により、大幅に変動する。 - 受注制作のソフトウェア開発に関する会社と顧客の認識が完成後に異なっていた場合には、顧客のニーズに合わせるための追加の工数が発生し、当初の工事原価総額を実際の工事原価総額が超過する。 このように工事収益総額や工事原価総額の見積りに高い不確実性があり、経営者の主観的要素が介在することから、当監査法人は、受注制作のソフトウェア開発における収益認識を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、主に以下の監査手続を実施した。 - 進捗度の算定に関連する業務プロセスについて内部統制の整備及び運用状況を評価した。 - 当連結会計年度の収益認識額の算定資料である「収益額算定表」の工事収益総額と顧客から入手した契約書や注文書等の受注金額が一致していることを確かめた。また、稟議書の閲覧や担当者に対する質問を実施して、開発途中における契約変更により当初の対価の定めが変更されていないか確かめた。 - 完成案件について工事原価の事前の見積りと実績を対比し、経営者の当連結会計年度の見積りプロセスの有効性の評価に関する監査証拠を入手した。 - 実績工数について開発案件の工数集計データと一致していることを確かめたうえで、工数の事前の見積りと実績を対比するとともに、資料の閲覧及び適切な担当者に対する質問を実施し、工事原価総額の見直しを必要とする案件の有無を検討した。 - 決算日における進捗度の再計算を行い、進捗度の正確性を確かめるとともに、当該進捗度に基づき当連結会計年度の収益認識額が適切に算定されていることを確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、eBASE株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、eBASE株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 20 日

e B A S E 株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

岡本伸吾

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

則岡智裕

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている e B A S E 株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 24 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、e B A S E 株式会社の 2025 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

受注制作のソフトウェア開発における収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(受注制作のソフトウェア開発における収益認識)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上